

柏原市 こども未来プラン

第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画



令和2(2020)年3月

柏原市

はじめに



子どもは、社会にとっての希望、そして未来を創る大切な存在であり、生まれながらにして無限の可能性を持つ存在です。

一人ひとりの子どもが、豊かな自然にあふれ、歴史と文化に恵まれた柏原市で幸せに、健やかに育ち、自分の良さや可能性を発揮し、さらに、次の世代を柏原市で育てていく。柏原市の未来はこうした連綿と続く営みにより創られていきます。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、市民全ての願いであり、その願いの実現のため、柏原市の子ども・子育てを、大変多くの市民、関係者の皆様が支えてくださっています。

我が国では、人口減少や核家族化の進展、「子ども・子育て」を取り巻く環境や状況の変化に対応し、子育てを「量」と「質」によって社会全体で支えるため、平成 27(2015)年から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

新制度への移行に際し、柏原市では、「子どもの最善の利益」の実現を第一に考え、子どもと大人が未来に希望を抱き、子育てをする全ての家庭が子育てに喜びと幸せを感じ、いきいきと輝いて過ごせるまちを目指し、「柏原市子ども未来プラン（第 1 期柏原市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、その取組を進めてきました。

第 2 期となる本計画では、教育・保育の質の維持・向上、保育所待機児童対策や放課後児童施策の充実、子育て家庭への福祉全般の充実、母子保健施策の拡充など、自助・共助・公助の考え方を基本に、柏原市全体による切れ目ない子育て支援をこれまで以上に幅広く進めていきます。

この計画の実現には、行政の積極的な取組だけでなく、市民の皆様一人ひとりの子育て支援に対するご理解と地域社会全体の相互連携・相互協力が不可欠です。

皆様のより一層の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、ご尽力賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントの実施に際し、貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係各位に心から厚く御礼を申し上げます。

令和 2 (2020) 年 3 月

柏原市長 富宅 正浩

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 国の動向	3
3. 計画の位置付け	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定方法	5
第2章 子育てを取り巻く状況	7
1. 統計からみる市の現状	8
2. アンケート調査結果からみる現状	19
3. 子育て支援事業におけるこれまでの取組状況	32
第3章 第1期計画の評価と課題	37
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗	38
2. 各施策・事業の進捗	42
第4章 第2期計画の基本的な考え方	47
1. 基本理念	48
2. 基本的な視点	48
3. 基本目標	49
4. 計画の体系	51
第5章 施策の具体的展開	53
1. 幼児期の教育・保育環境の充実	54
2. 子どもの豊かな感性を育む環境づくり	57
3. 子育て家庭を支える仕組みづくり	60
4. 安心・安全のまちづくり	64
5. 仕事と生活の調和の促進	65
6. 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援	66

第6章 親と子の健康の確保及び増進（母子保健計画）	75
1. 母子保健計画策定の趣旨	76
2. 母子保健に関する市の状況	77
3. 母子保健の取組	82
4. 母子保健に関する取組一覧	86
第7章 教育・保育及び地域子育て支援事業の計画	87
1. 教育・保育提供区域の設定	88
2. 量の見込みの算出について	89
3. 教育・保育の量の見込み	91
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	93
5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	106
第8章 計画の推進	107
1. 子どもを取り巻くパートナーシップの構築	108
2. 市内連携体制の強化	108
3. 国や大阪府の機関との相互連携の推進	108
4. 計画の進行管理	109
資料編	111
1. 柏原市子ども・子育て会議条例	112
2. 柏原市子ども・子育て会議委員名簿	113
3. 柏原市子ども・子育て会議開催状況	114

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、結婚・出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感の増大、経済的不安定の増大等を背景に、晩婚化や非婚化、夫婦の持つ子どもの数の減少傾向が進み、少子化が進行しています。

長期化する少子化問題は、今後の社会経済環境に深刻な影響を与えることが考えられるため、国では少子化対策として、平成 15(2003)年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」(10 年間の時限立法)が制定され、市町村行動計画及び都道府県行動計画、事業主行動計画策定の義務化などにより、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目指した取組を進めてきました。

しかしながら、少子化傾向は止まらず、子ども・子育て支援が質・量ともに不足して多くの待機児童が生じているなど、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でない現状、さらに、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化などによる子育てへの不安や負担の増大、孤立感の高まりなどに対し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子どもや家庭を支援する新たな取組として、平成 24(2012)年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27(2015)年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を推進してきました。

柏原市においては、平成 17(2005)年 3 月に「柏原市次世代育成支援行動計画～子育てほっとプラン～」(前期計画)、平成 22(2010)年 3 月に「柏原市次世代育成支援行動計画(後期)～子育てほっとプランⅡ～」を策定し、「子どもも大人もいきいきと輝く都市(まち)と人」を基本理念として、就学前から子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、子育て支援・保育・教育を提供する体制を整え、多様なニーズに対応できるよう積極的な取組を推進してきました。平成 27(2015)年度からは、子ども・子育て支援新制度の事業に加えて次世代育成支援行動計画の内容も包含した計画として、「子ども・子育て支援法」に基づく「柏原市こども未来プラン(柏原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、子ども・子育て支援を推進してきました。

「柏原市こども未来プラン(柏原市子ども・子育て支援事業計画)」が最終年度を迎えたことから、これまでの取組を継承しつつ、より一層の充実を図ることを目指して「柏原市こども未来プラン(第 2 期柏原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定します。

2. 国の動向

国では、第1期子ども・子育て支援事業計画期間中に、新たな保育所待機児童対策や放課後児童クラブ待機児童対策、仕事と家庭の両立等の取組が打ち出されています。

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
次世代育成支援対策	次世代育成支援対策推進法											
	次世代育成支援対策推進法改正・延長											
子ども・子育て支援新制度	次世代育成支援行動計画											
	柏原市では子ども・子育て支援事業計画に包含して推進											
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援法・認定こども園法の一部改正・児童福祉法の一部改正											
	第1期子ども・子育て支援事業計画						第2期子ども・子育て支援事業計画					
保育所待機児童対策	待機児童解消加速化プラン				子育て安心プラン				2年前倒し			
放課後児童クラブ待機児童対策	放課後子ども総合プラン						新・放課後子ども総合プラン					
仕事と子育ての両立	育児・介護休業法改正 働き方改革関連法											
子どもの貧困対策	子どもの貧困対策の推進に関する法律						子どもの貧困対策の推進に関する法律改正					

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、国の基本指針が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

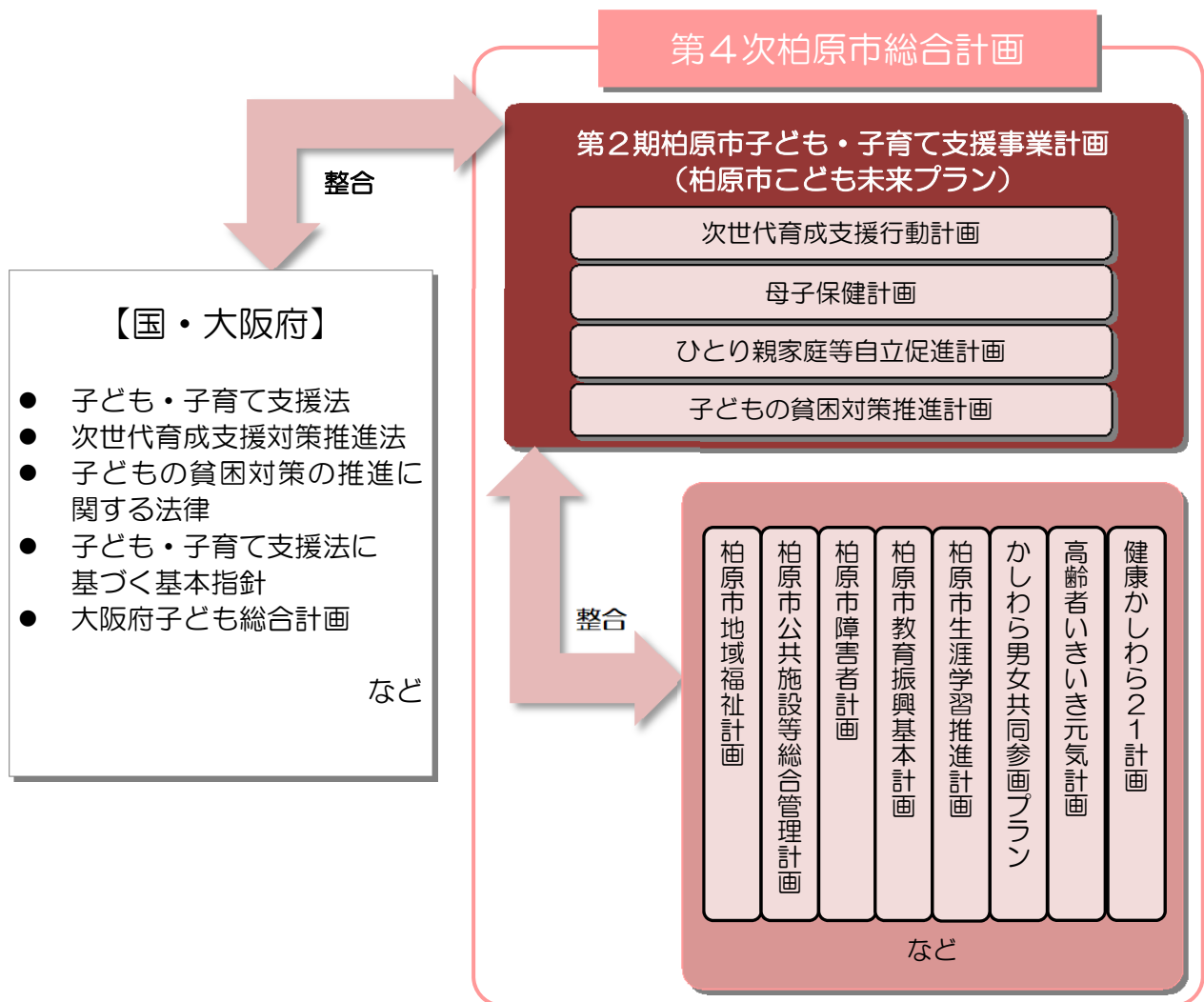
- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。
- 児童虐待相談対応件数が年々増加し、重篤な虐待事件も後を絶たないことから、児童福祉法改正や「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を反映すること。
- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画の策定を行うこと。
- 幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正内容を踏まえること。

3. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、平成27(2015)年から期間が延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村次世代育成支援行動計画として位置付けます。

また、本計画は、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立を目指す「母子保健計画」、ひとり親家庭等の自立支援策を推進し、子育てや生活支援等の諸施策を総合的に展開するための「ひとり親家庭等自立促進計画」、令和元年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において市町村における計画策定が努力義務とされた「子どもの貧困対策推進計画」を包含しています。

策定に当たっては、上位計画である「市民が生きいきとしにぎわいにあふれているまち 柏原」を将来像とする「第4次柏原市総合計画」をはじめ、「柏原市地域福祉計画」、「柏原市公共施設等総合管理計画」、「柏原市障害者計画」、「柏原市教育振興基本計画」などの関連計画との整合性を図ります。



4. 計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とします。

5. 計画の策定方法

子ども・子育て支援法では、市町村は地域の子ども・子育ての現状やニーズを調査・把握し、それに基づいた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。これを受け、柏原市でも子どもの保護者をはじめ、子育て支援に携わる方、学識経験者の方などの意見を取り入れながら、本計画を策定しました。

(1) 子ども・子育て会議の開催

柏原市では、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、「柏原市子ども・子育て会議」を設置しました。この会議は、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、子どもの保護者の方や、子育て支援に携わる方などの意見を聴き、柏原市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的として開催しています。

(2) アンケート調査の実施

「柏原市こども未来プラン（柏原市子ども・子育て支援事業計画）」に沿った子ども・子育て支援に関する様々な取組を検証するとともに、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の皆様が必要としている教育・保育・子育て支援の必要量や施策に対する意向などを把握するため、平成31(2019)年1月7日～2月1日までの期間でアンケート調査を実施しました。

● 調査の種類と対象者

調査の種類	対象者
就学前児童調査	柏原市内在住の就学前の子どもを持つ保護者
小学生調査	柏原市内在住の小学生の子どもを持つ保護者

● 配布数・回収数・回収率

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,020	544	53.3%
小学生調査	1,020	560	54.9%
合計	2,040	1,104	54.1%

(3) パブリックコメントの実施

幅広く市民からの意見を反映させるため、令和元(2019)年12月25日～令和2(2020)年1月24日の期間で、柏原市のウェブサイト計画素案を掲載し、意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

第2章 子育てを取り巻く状況

1. 統計からみる市の現状

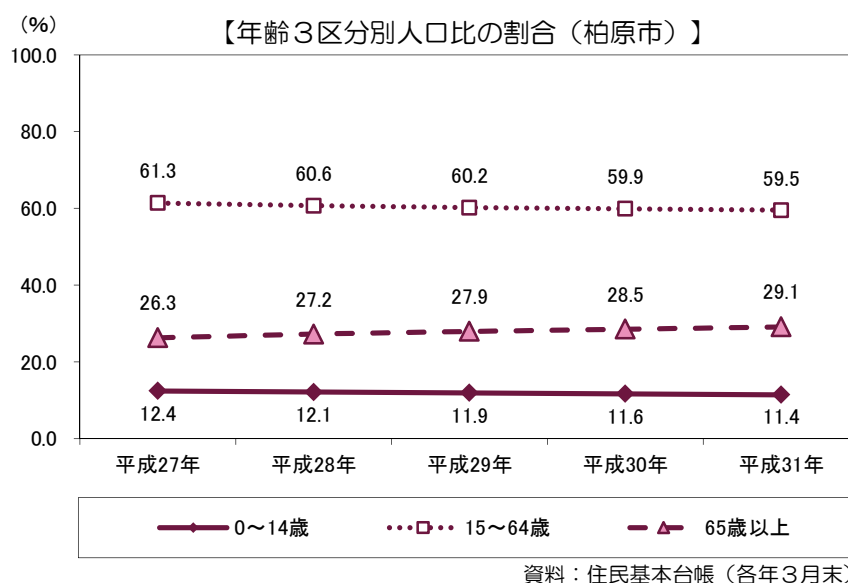
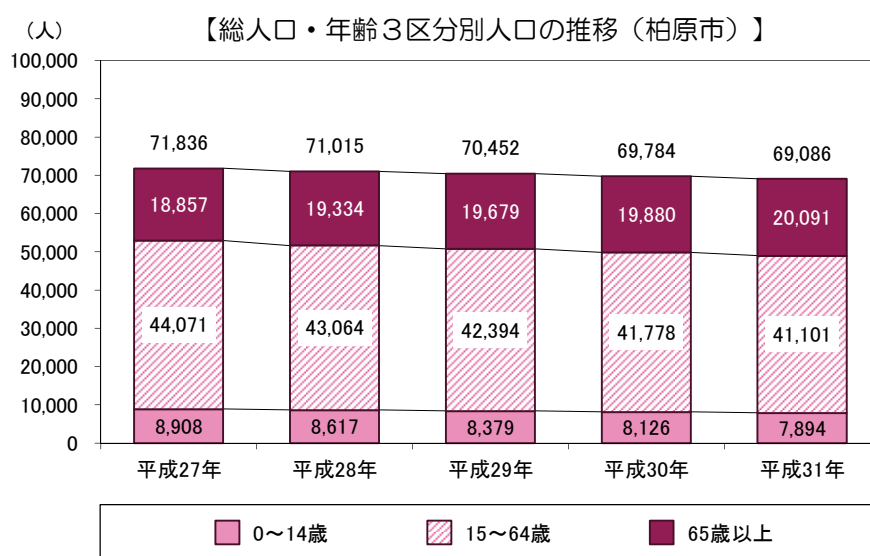
(1) 人口動態等の現状

① 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は、平成27(2015)年以降減少しており、平成31(2019)年では69,086人と、平成27(2015)年と比べて2,750人(減少率3.8%)減少しています。

人口を年齢3区分別にみると、0～14歳人口、15～64歳人口ともに毎年減少していますが、0～14歳人口は5年間で1,014人減少、減少率11.4%で減少率が大きくなっています。

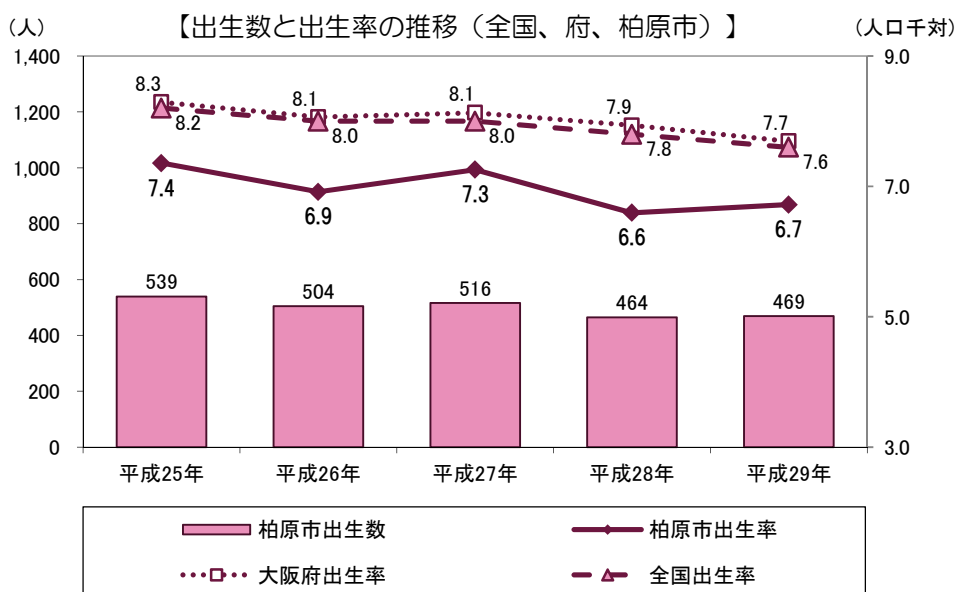
年齢3区分別の人口比についても、0～14歳人口と15～64歳人口の割合は一貫して減少し、65歳以上人口の割合は一貫して増加しています。



② 出生数と出生率の推移

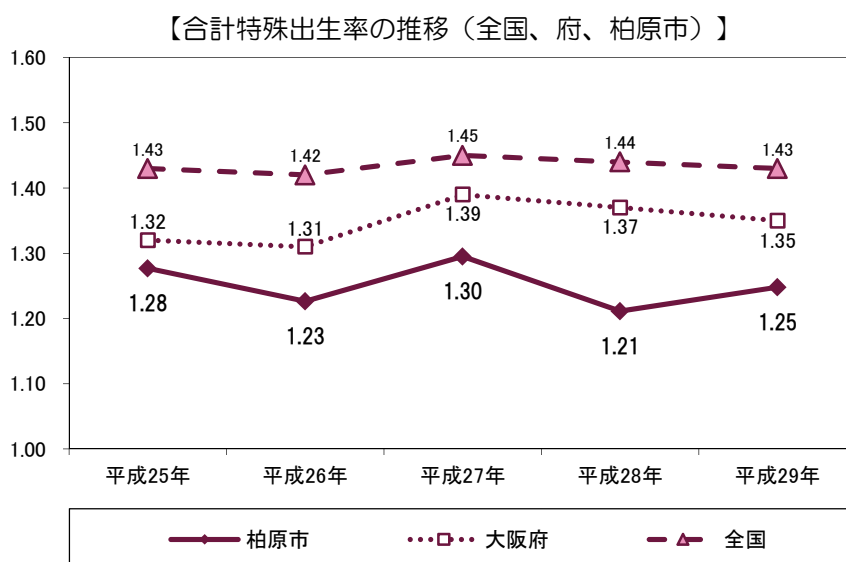
出生数、出生率とも増減しながら推移しており、出生数については平成 29(2017)年で 469 人と、平成 25(2013)年と比べると 70 人減少しています。柏原市の出生率を全国・大阪府と比較すると、各年とも下回っています。

合計特殊出生率を全国・大阪府と比較すると、平成 27(2015)年に一旦 1.30 に上昇したものの、その後再び低下し、平成 29(2017)年は 1.25 となっています。直近5年間は、出生率、合計特殊出生率とも全国・大阪府を下回っています。



※出生率とは、人口 1000 人当たりの 1 年間の出生児数の割合（10/1 基準）

資料：全国は厚生労働省人口動態統計
府・市は大阪府人口動態統計

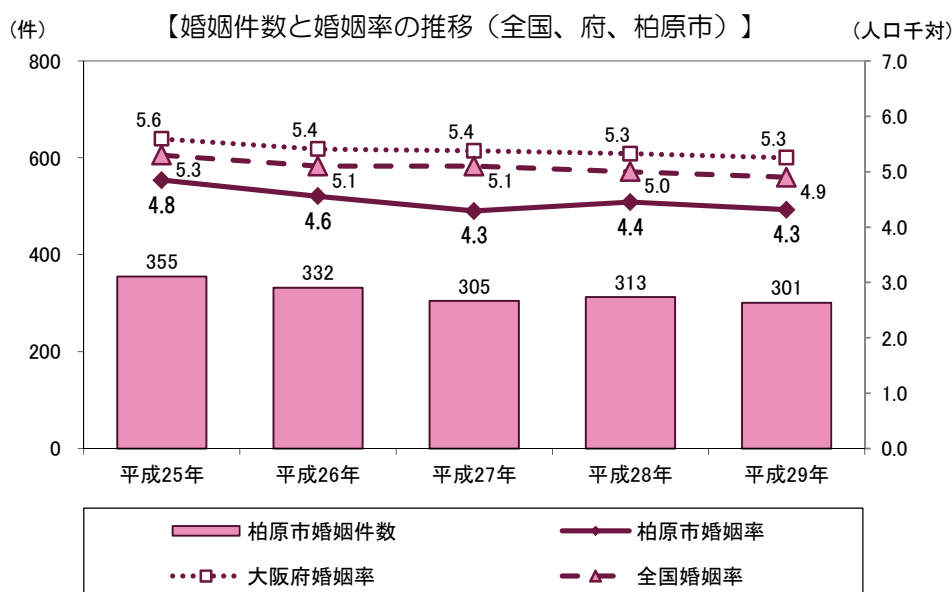


※合計特殊出生率とは、一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均

資料：全国・府は厚生労働省人口動態統計
市は市統計データより算出

③ 婚姻件数と婚姻率の推移

婚姻件数は、平成 28(2016)年に前年より増加したものの減少傾向で推移しており、平成 29(2017)年は 301 件となっています。柏原市の婚姻率を全国・大阪府と比較すると、一貫して、全国・大阪府を下回っており、平成 29(2017)年は 4.3 となっています。

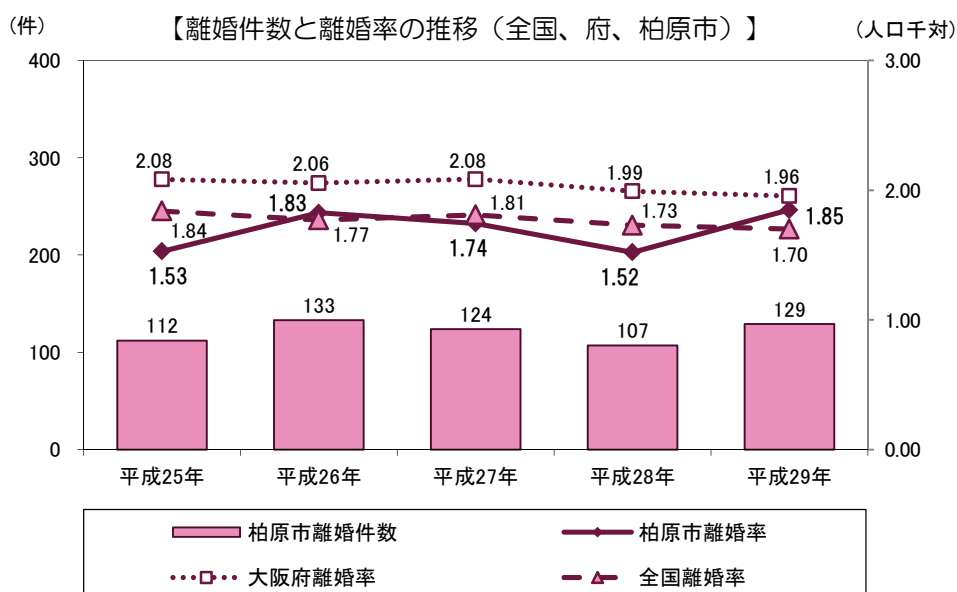


※婚姻率とは、人口 1000 人当たりの年間婚姻届出件数の割合

資料：全国は厚生労働省人口動態統計
府・市は大阪府人口動態統計

④ 離婚件数と離婚率の推移

離婚件数は、平成 26(2014)年から 28(2016)年にかけて減少していましたが、平成 29(2017)年には増加に転じ、129 件となっています。柏原市の離婚率は、全国・大阪府と比較すると、平成 29(2017)年は大阪府より低いものの全国を上回っています。



※離婚率とは、人口 1000 人当たりの年間離婚届出件数の割合

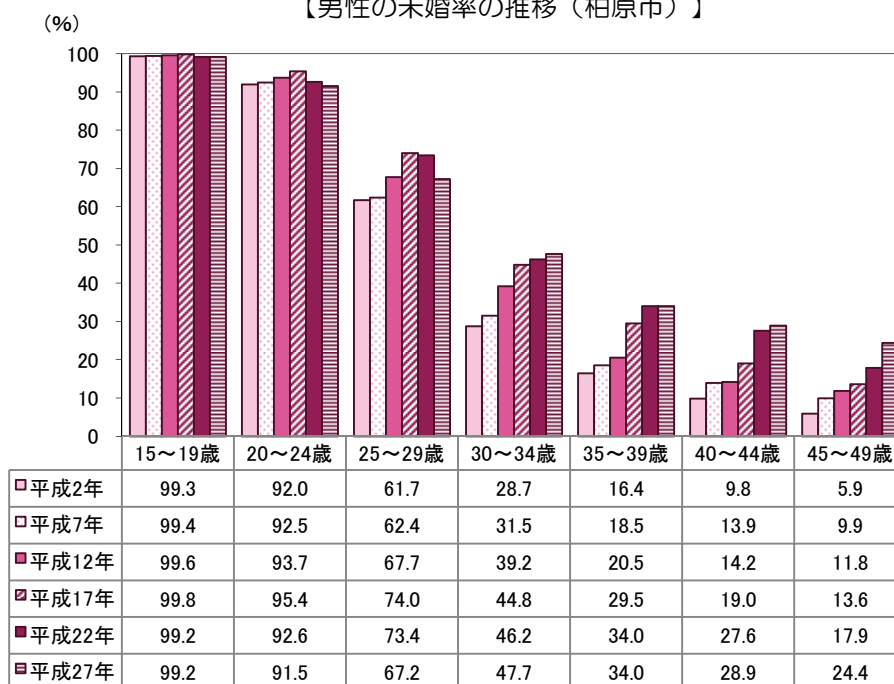
資料：全国は厚生労働省人口動態統計
府・市は大阪府人口動態統計

⑤ 未婚率の推移（男性）

男性の未婚率は、いずれの年齢層においてもおおむね上昇傾向にあります。30歳未満では、平成17(2005)年以降低下しています。30歳以上では、平成2(1990)年から平成27(2015)年の変化をみると、各年齢層とも17ポイント以上上昇しています。

平成27(2015)年の柏原市の未婚率を全国・大阪府と比較すると、25歳未満と30歳～39歳については全国・大阪府を上回っています。

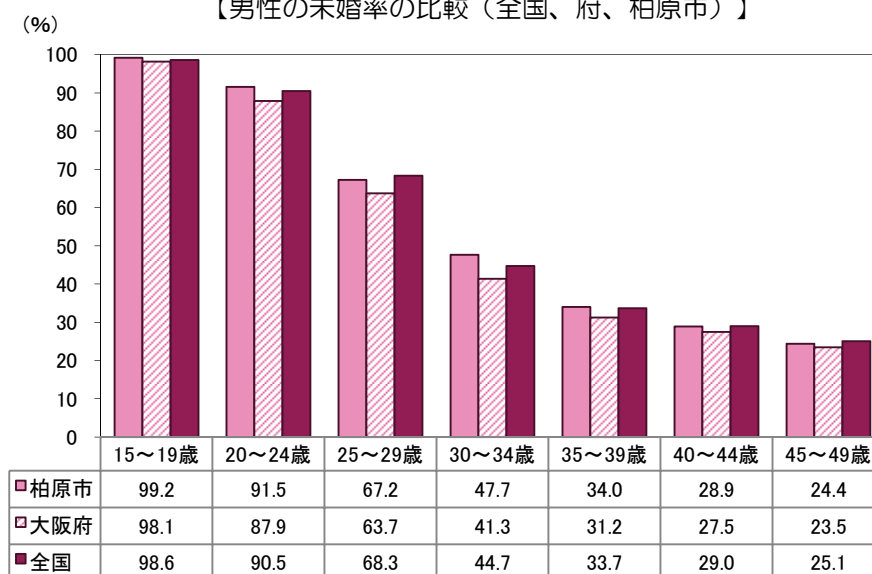
【男性の未婚率の推移（柏原市）】



※未婚率とは、総人口に占める未婚者の割合（分母に配偶関係不詳を含む）

資料：国勢調査

【男性の未婚率の比較（全国、府、柏原市）】



※未婚率とは、総人口に占める未婚者の割合（分母に配偶関係不詳を含む）

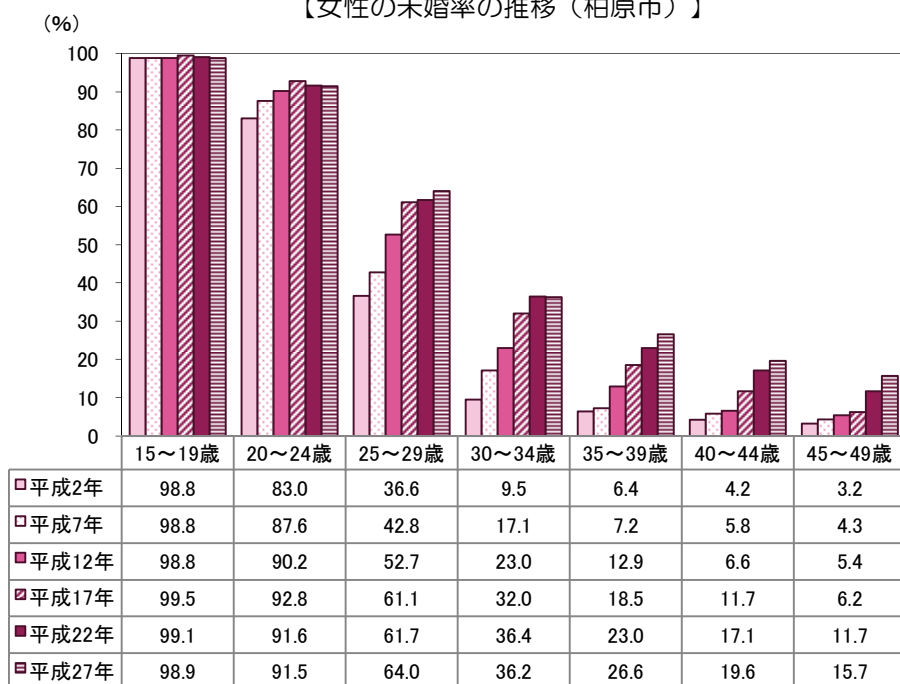
資料：平成27(2015)年国勢調査

⑥ 未婚率の推移（女性）

女性の未婚率は、男性同様いずれの年齢層においてもおおむね上昇傾向です。平成2(1990)年から平成27(2015)年の変化をみると、25～39歳では20ポイント以上上昇しています。

平成27(2015)年の柏原市の未婚率を全国・大阪府と比較すると、40歳未満では、全国・大阪府を上回っています。

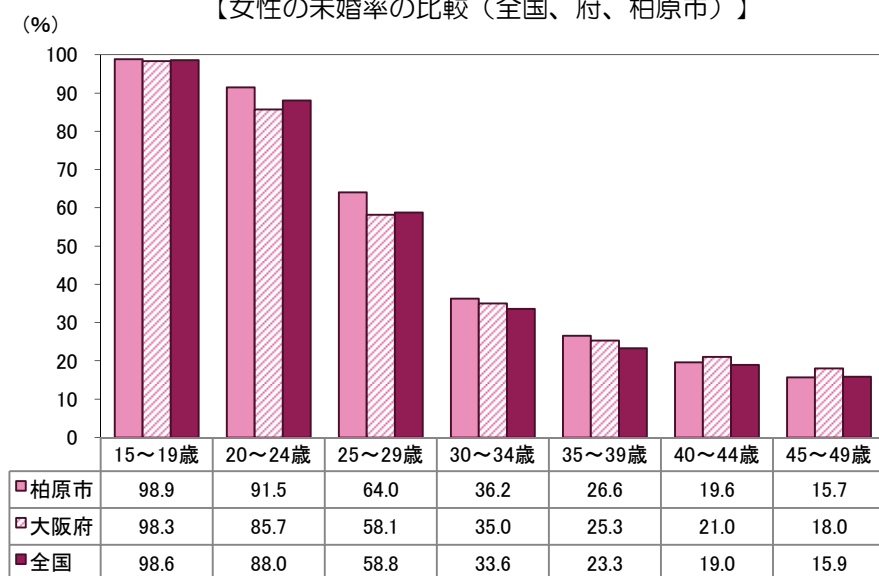
【女性の未婚率の推移（柏原市）】



※未婚率とは、総人口に占める未婚者の割合（分母に配偶関係不詳を含む）

資料：国勢調査

【女性の未婚率の比較（全国、府、柏原市）】



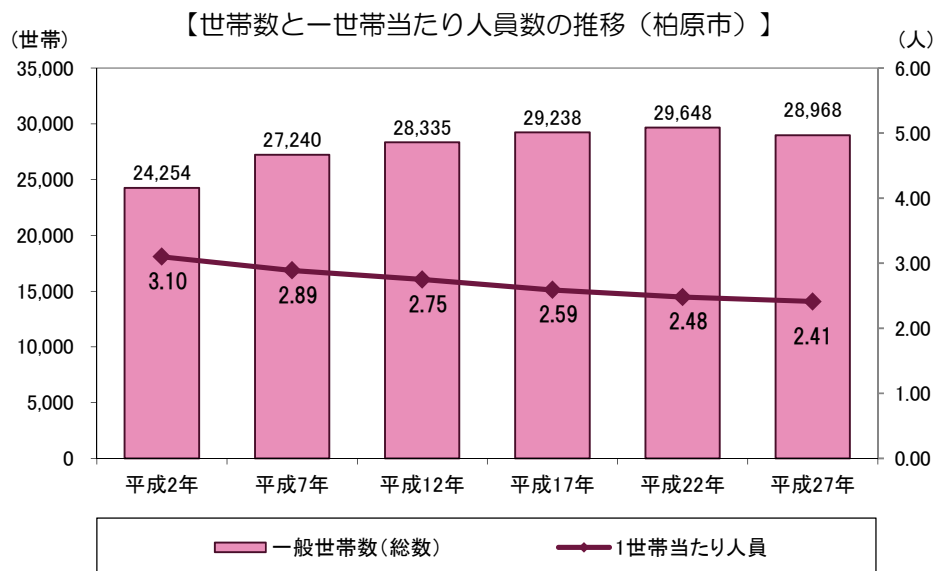
※未婚率とは、総人口に占める未婚者の割合（分母に配偶関係不詳を含む）

資料：平成27(2015)年国勢調査

(2) 世帯の状況

① 世帯数と一世帯当たり人員数の推移

世帯数は、平成 22(2010)年までは年々増加していましたが、平成 27(2015)年は 28,968 世帯で平成 22(2010)年よりも 680 世帯減少しています。また、一世帯当たり人員数は一貫して減り続けており、平成 27(2015)年では 2.41 人となっています。

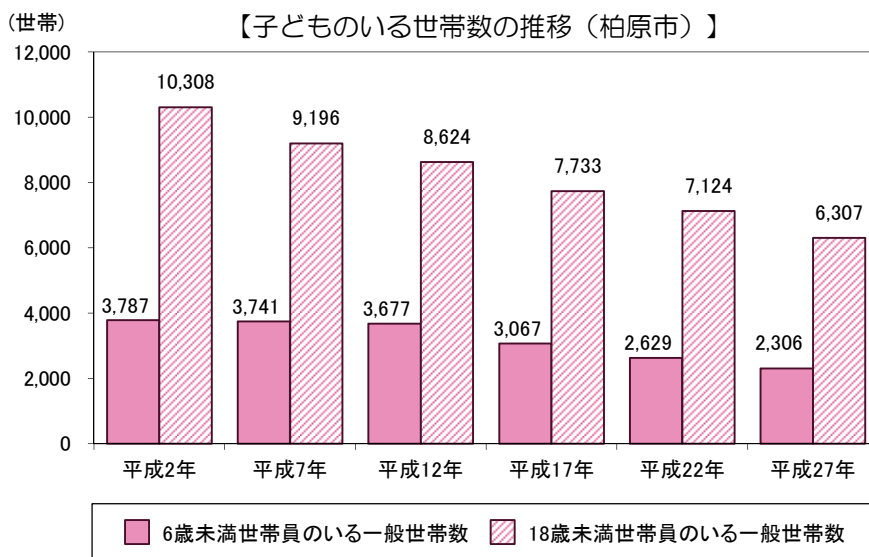


※一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋などの単身者及び会社などの独身寮、寄宿舎などに居住している単身者をいう。

資料：国勢調査

② 子どものいる世帯数の推移

18 歳未満世帯員のいる世帯数、6 歳未満世帯員のいる世帯数ともに年々減少し、平成 27(2015)年では、18 歳未満世帯員のいる世帯数は 6,307 世帯、6 歳未満世帯員のいる世帯数は 2,306 世帯となっています。いずれも 25 年前と比べて約 6 割に減少しています。

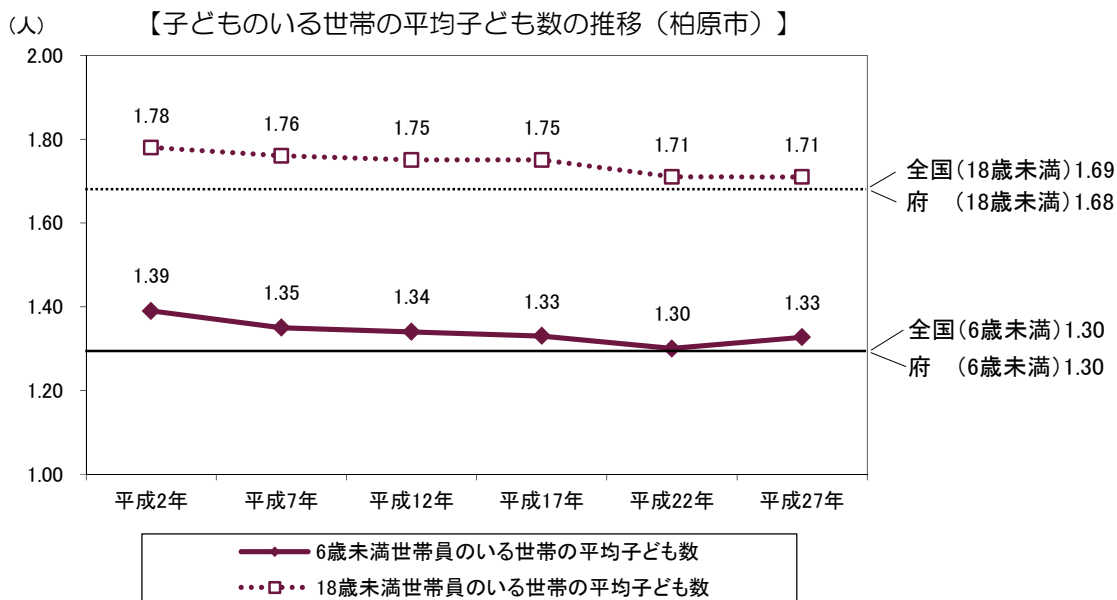


※平成 17(2005)年以前は親族人員
一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋などの単身者及び会社などの独身寮、寄宿舎などに居住している単身者をいう。

資料：国勢調査

③ 子どものいる世帯の平均子ども数

18歳未満世帯員のいる世帯の平均子ども数、6歳未満世帯員のいる世帯の平均子ども数ともに減少傾向にあり、平成27(2015)年では、18歳未満世帯員のいる世帯の平均子ども数は1.71人、6歳未満世帯員のいる世帯の平均子ども数は1.33人となっています。いずれも全国・大阪府の平均を僅かに上回っています。



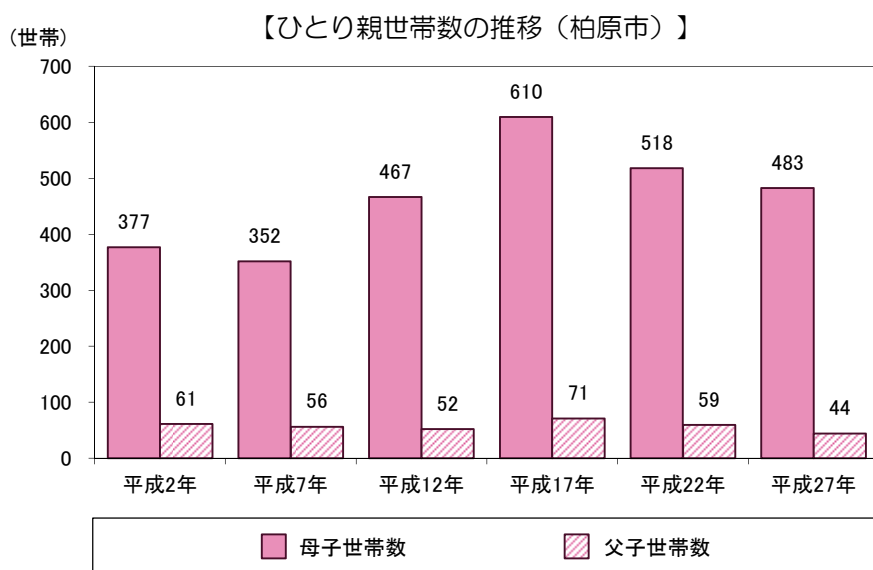
※平成17(2005)年以前は親族人員
 ※全国、府は平成27(2015)年の値

資料：国勢調査

④ ひとり親世帯数の推移

母子世帯については、平成12(2000)年から平成17(2005)年にかけて、大きく増加したものの、その後減少し、平成27(2015)年では483世帯となっています。

父子世帯については、母子世帯と同様に平成17(2005)年以降減少傾向で、平成27(2015)年は、この25年間で最も少ない44世帯となっています。



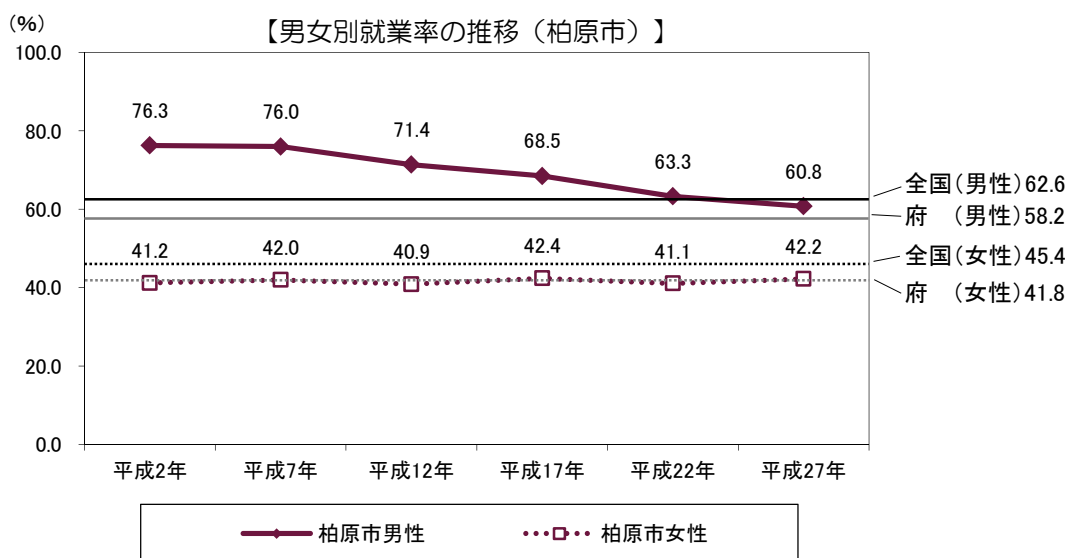
資料：国勢調査

(3) 就労状況

① 男女別就業率の推移

男性の就業率については、平成2(1990)年以降年々低下しています。平成27(2015)年では60.8%となっており、大阪府よりは高いものの、全国より低くなっています。

一方、女性の就業率は、約40%程度で推移しており、男性との差が小さくなっています。平成27(2015)年では42.2%で、大阪府より僅かに高いものの、全国より低くなっています。

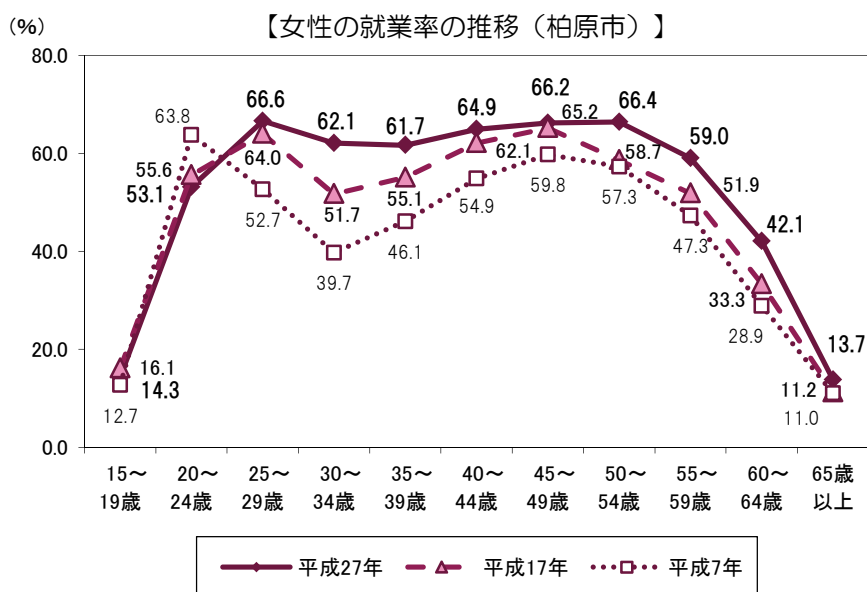


※就業率とは、総人口に占める就業者の割合（分母に労働力状態不詳を含む）
 ※全国、府は平成27(2015)年の値

資料：国勢調査

② 女性の年齢階層別就業率の推移

女性の年齢階層別就業率をみると、子育て期に当たる30歳代の就業率がその他の年齢層に比べて大きく上昇しています。なかでもこれまで最も低かった30～34歳は10年ごとに約10ポイントずつ上昇して、この20年間で20ポイント以上高くなっています。

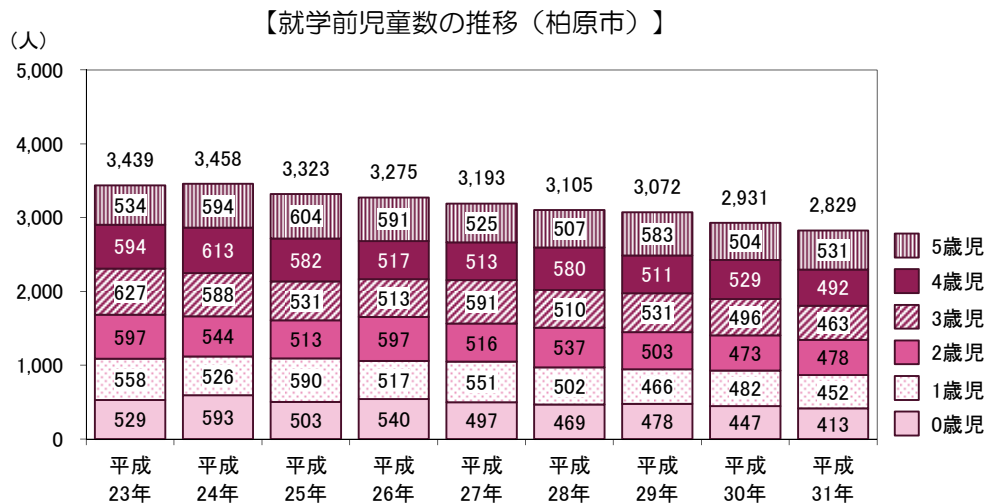


資料：国勢調査

(4) 児童数の推移

① 就学前児童数の推移

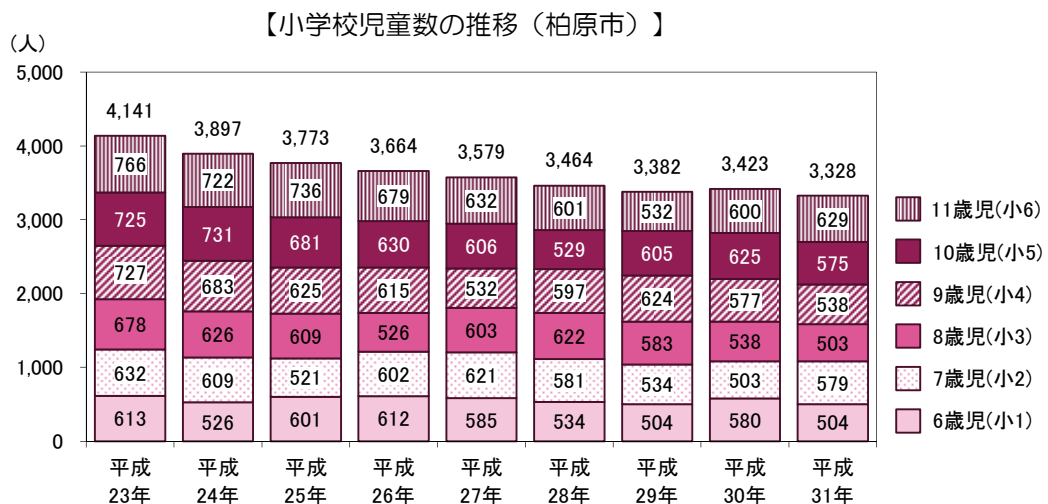
就学前児童（0～5歳児）人口は減少傾向が続いており、平成31(2019)年には2,829人と、平成23(2011)年の3,439人より610人少なくなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

② 小学校児童数の推移

小学校児童（6～11歳児）の人口の推移をみると、平成23(2011)年から平成29(2017)年にかけて759人の減少となっています。平成30(2018)年には前年よりやや児童数が増加しましたが、平成31(2019)年は再び減少し3,328人となっています。

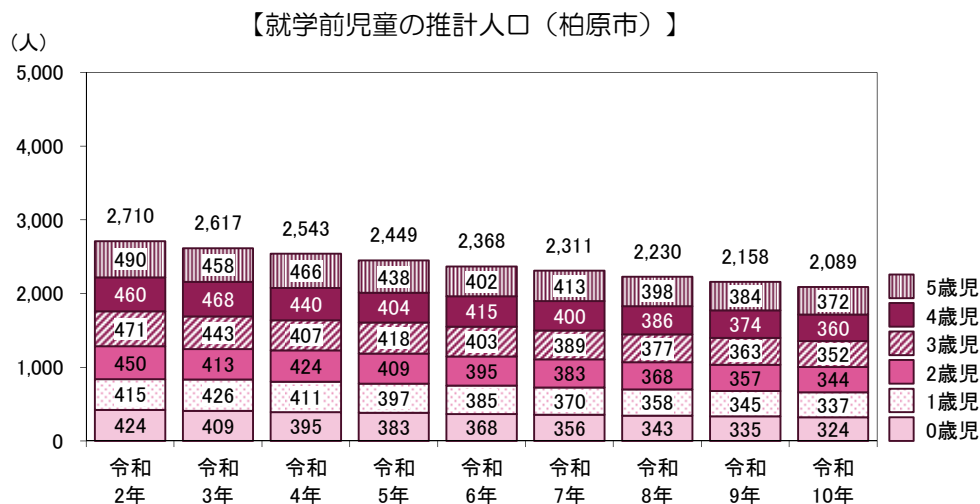


資料：住民基本台帳（各年3月末）

(5) 児童数の推計

① 就学前児童の推計人口

就学前児童（0～5歳児）の推計人口をみると年々減少をたどり、令和 2(2020)年から令和 10(2028)年にかけて 600 人以上減少するとされており、令和 10(2028)年の推計人口は 2,089 人となっています。

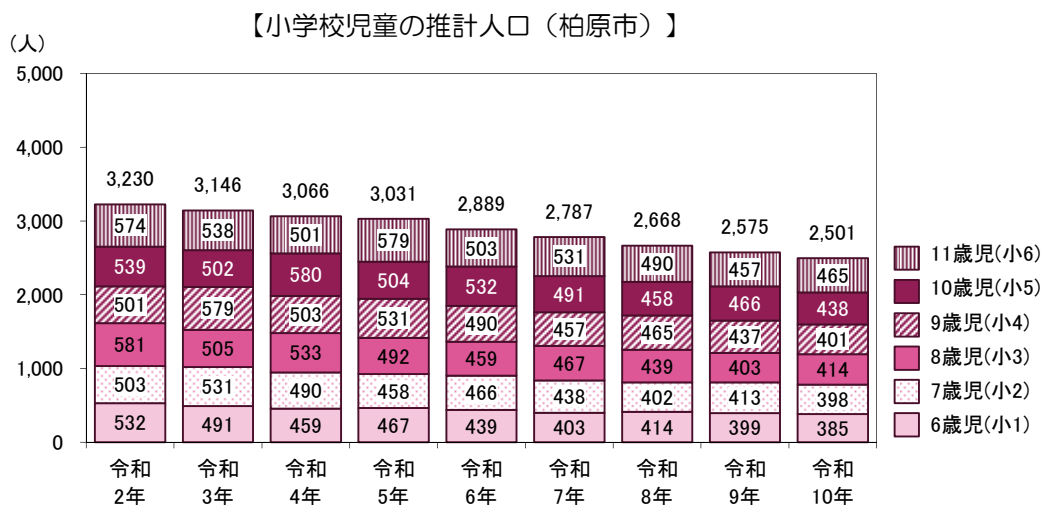


※コーホート変化率法とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

資料：平成 31(2019)年 3月末現在の人口に基づいた
コーホート変化率法による人口推計

② 小学校児童の推計人口

小学校児童（6～11歳児）の推計人口は就学前児童と同様に、令和 2(2020)年から令和 10(2028)年にかけて 700 人以上減少するとされており、令和 10(2028)年の推計人口は 2,501 人となっています。



資料：平成 31(2019)年 3月末現在の人口に基づいた
コーホート変化率法による人口推計

(6) 統計からみる現状のまとめ

■ 人口の推移・推計

総人口は緩やかに減少し、少子化傾向は顕著

- 平成 20(2008)年以降の出生数が死亡数を下回る「自然減」、平成 8(1996)年以降は近隣市での大規模な宅地造成等の影響によって転出超過となる「社会減」が続き、総人口は、一貫して減少しています。
- 高齢者人口は増加している一方、0～14 歳人口、15～64 歳人口は減少して、なかでも年少人口の減少率が高くなっています。
- 令和 10(2028)年までの推計人口では、総人口の減少に比例し、就学前児童及び小学校児童も平成 31(2019)年の約 75%へと減少するとされています。

■ 少子化の背景

出生率、合計特殊出生率、婚姻率ともに全国・大阪府を下回る

- 出生率、合計特殊出生率が全国・大阪府を下回る背景として、婚姻率が全国・大阪府を下回っていることに加えて、女性の 40 歳未満の未婚率が全国・大阪府を上回っていることが考えられます。我が国では、出生数全体に占める婚姻関係にある男女の間に生まれる子どもの割合が高いため、非婚化、晩婚化が少子化の大きな要因と言われています。
- 柏原市では、子どものいる世帯の平均子ども数は、全国・大阪府よりも僅かながら多くなっているため、少子化の主な要因は未婚率の上昇にあると考えられます。

■ 世帯の動向

世帯の小規模化・核家族化が進行

- 直近の国勢調査では、総世帯数の増加傾向はストップしたものの、一世帯当たり人員数は減少し続けて、世帯の小規模化・核家族化は進行しています。
- 子どものいる世帯数は、年々減少し、25 年前に比べて約 6 割となっています。
- ひとり親世帯数は、この 10 年間は減少傾向となっています。

■ 就業率の動向

子育て期も働き続ける女性の増加

- 男性の就業率が低下している背景は、人口の高齢化によるものと考えられます。女性全体の就業率が横ばいで推移しているのは、高齢化の影響を相殺する程度に働く女性の増加が背景にあると考えられます。
- この 20 年間で、30 歳代の女性の就業率が大幅に上昇し、M 字カーブの底が大きく上昇しています。子育て世代に当たる 30 歳代女性の就業率の上昇は大きいですが、全国平均と比べると約 10 ポイント低くなっています。しかし、就学前児童・小学生の保護者を対象に実施したアンケート調査の結果では、5 年前と比べて母親がフルタイムで働く割合が就学前児童・小学生とも 7～8 ポイント高くなっており、柏原市では今後の伸びしろが大きいとも考えられます。
- 就業率は、男女ともに大阪府平均よりは高いものの全国より低い水準となっています。

2. アンケート調査結果からみる現状

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」回答者の分類

	回答者数(人)	母親(%)	父親(%)	その他(%)
就学前児童調査	544	88.2	10.8	1.0
小学生調査	560	88.6	11.1	0.3

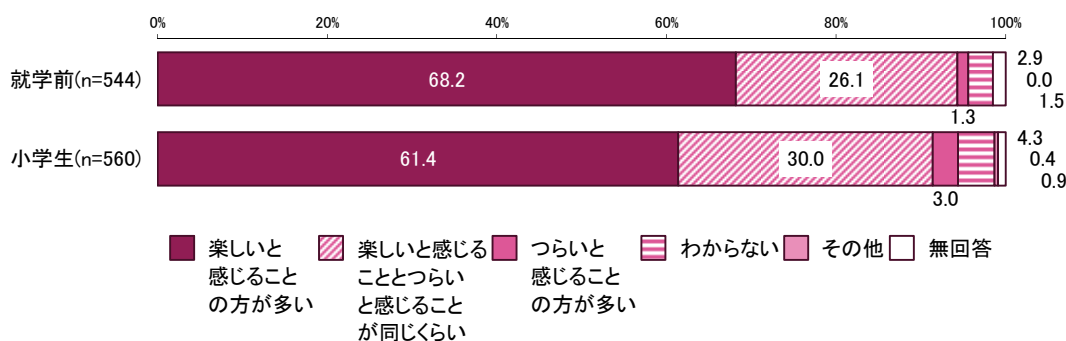
(1) 子育てが楽しいと感じるか（就学前児童・小学生調査）

子育てが楽しいと感じるかをみると、「楽しいと感じることの方が多し」が就学前児童で68.2%、小学生では61.4%で最も高く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が就学前児童で26.1%、小学生では30.0%となっています。

前回調査と比べて、就学前児童、小学生とも、僅かながら「楽しいと感じることの方が多し」が高くなっており、逆に、就学前児童、小学生とも「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」、「つらいと感じることの方が多し」は低くなっています。

様々な子育て支援事業の効果が表れていると考えられます。

【子育てについての感じ方】（単数回答）



		回答者数(n)	楽しいと感じることの方が多し	楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい	つらいと感じることの方が多し	わからない	その他	無回答
就学前児童	今回調査	544	68.2	26.1	1.3	2.9	0.0	1.5
	前回調査	656	64.9	28.5	2.0	2.7	0.9	0.9
	差	-	+3.3	-2.4	-0.7	+0.2	-0.9	+0.6
小学生	今回調査	560	61.4	30.0	3.0	4.3	0.4	0.9
	前回調査	393	60.8	30.5	3.1	4.3	0.8	0.5
	差	-	+0.6	-0.5	-0.1	±0.0	-0.4	+0.4

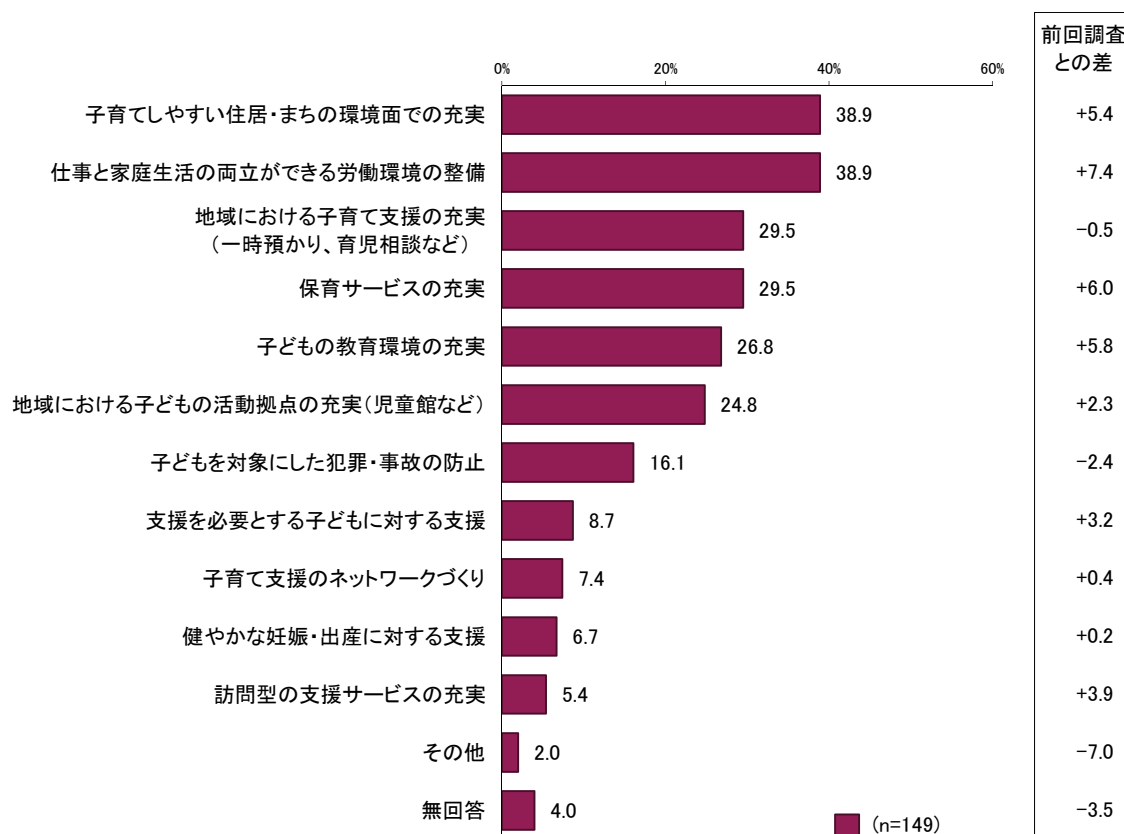
(2)子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策(就学前児童調査)

就学前児童の子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策をみると、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が最も高くなっています。

前回調査と比べて、ほとんどの項目で回答割合が高くなっており、なかでも「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」、「保育サービスの充実」、「子どもの教育環境の充実」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」では、5ポイント以上高くなっています。

ほとんどの項目で回答割合が高くなっているのは、この5年間で各種の子育て支援施策の周知が進み、それらの支援施策を活用する意識が高まっていると推察できます。

【子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策】(複数回答)



※nは「子育ては楽しいことが多いか、つらいことが多いか」の設問に「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」又は「つらいと感じることの方が多い」と回答した人の人数

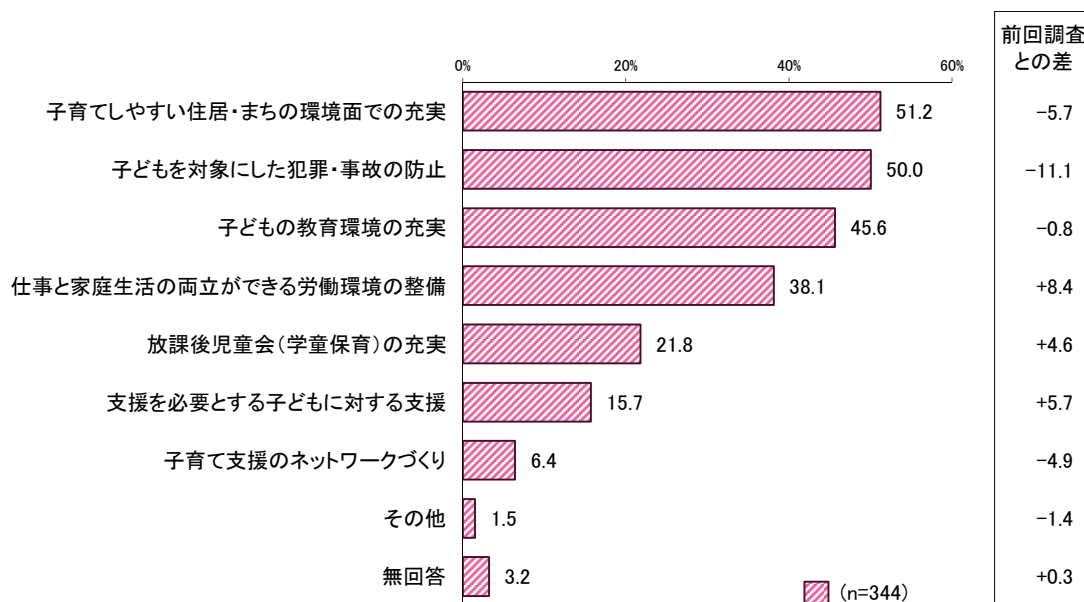
(3) 子育てに関して有効な支援・対策（小学生調査）

小学生の子育てに関して有効な支援・対策をみると、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も高く、次いで「子どもを対象にした犯罪・事故の防止」、「子どもの教育環境の充実」の順となっています。

前回調査と比べて、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」と「支援を必要とする子どもに対する支援」は、5ポイント以上高くなっている一方で、「子どもを対象にした犯罪・事故の防止」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」は5ポイント以上低くなっています。

この5年間で、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」や「支援を必要とする子どもに対する支援」への関心が高まっていると考えられます。

【子育てに関して有効な支援・対策】（複数回答）



※nは「子育ては楽しいことが多いか、つらいことが多いか」の設問に「楽しいと感じることの方が多い」と回答した人の人数

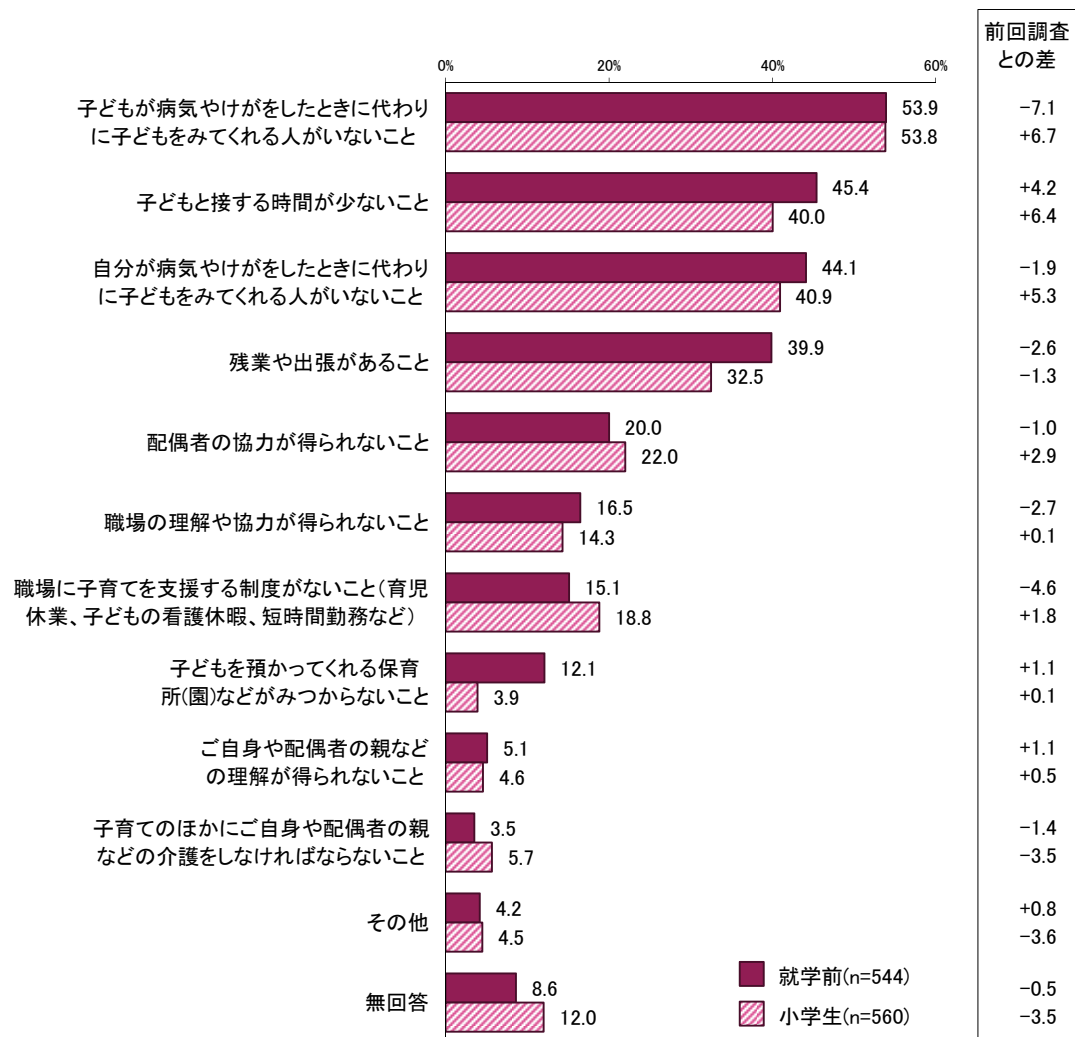
(4) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと（就学前児童・小学生調査）

仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことをみると、「子どもが病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が就学前児童、小学生でそれぞれ最も高く、次いで就学前児童では「子どもと接する時間が少ないこと」、「自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」の順となっており、小学生では、「自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」、「子どもと接する時間が少ないこと」の順となっています。

前回調査と比べて、就学前児童では「子どもが病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」と「職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務など）」が前回よりも低くなっており、「子どもと接する時間が少ないこと」は前回よりも高くなっています。

小学生では「子どもが病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」、「自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」、「子どもと接する時間が少ないこと」は、5ポイント以上高くなっています。

【仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと】（複数回答）



※選択肢「子どもを預かってくれる保育所(園)などがみつからないこと」は小学生調査では「放課後児童会(学童保育)に入れないこと」となっています。

※就学前児童の回答を基準に、回答数の多いものから順に表示しています。

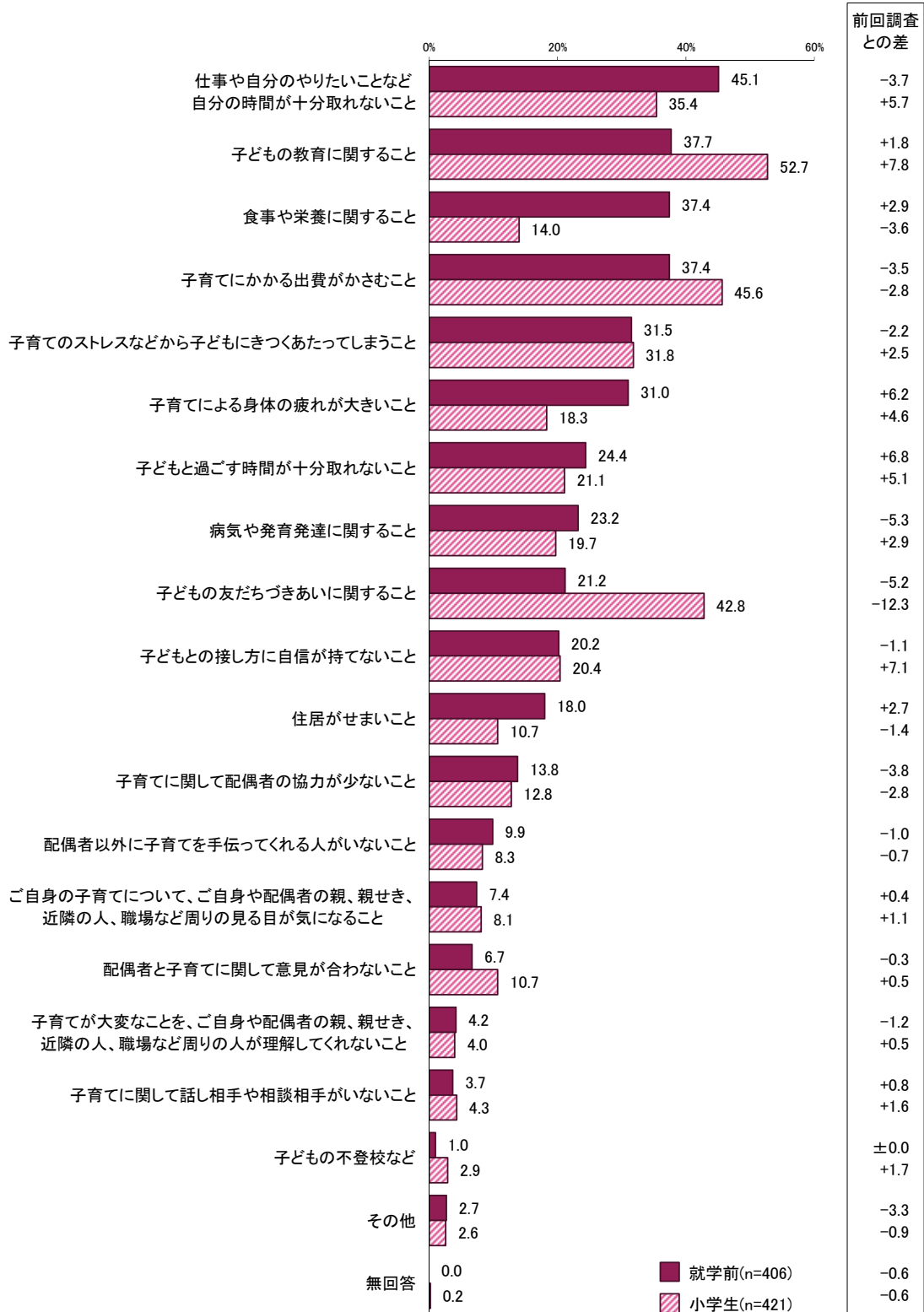
(5) 子育てに関して日頃悩んでいること（就学前児童・小学生調査）

子育てに関して日頃悩んでいることをみると、就学前児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」となっており、小学生では「子どもの教育に関すること」が最も高く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」となっています。

前回調査と比べて、就学前児童で最も回答の多い「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」は僅かに低くなっています。「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」は、いずれも5ポイント以上高くなっています。小学生では「子どもの教育に関すること」、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」は、5ポイント以上高くなっています。

就学前児童、小学生ともに「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」の回答割合が高くなっているのは、フルタイムで働く母親の増加と関連していると推察されます。

【子育てに関して日頃悩んでいること】（複数回答）



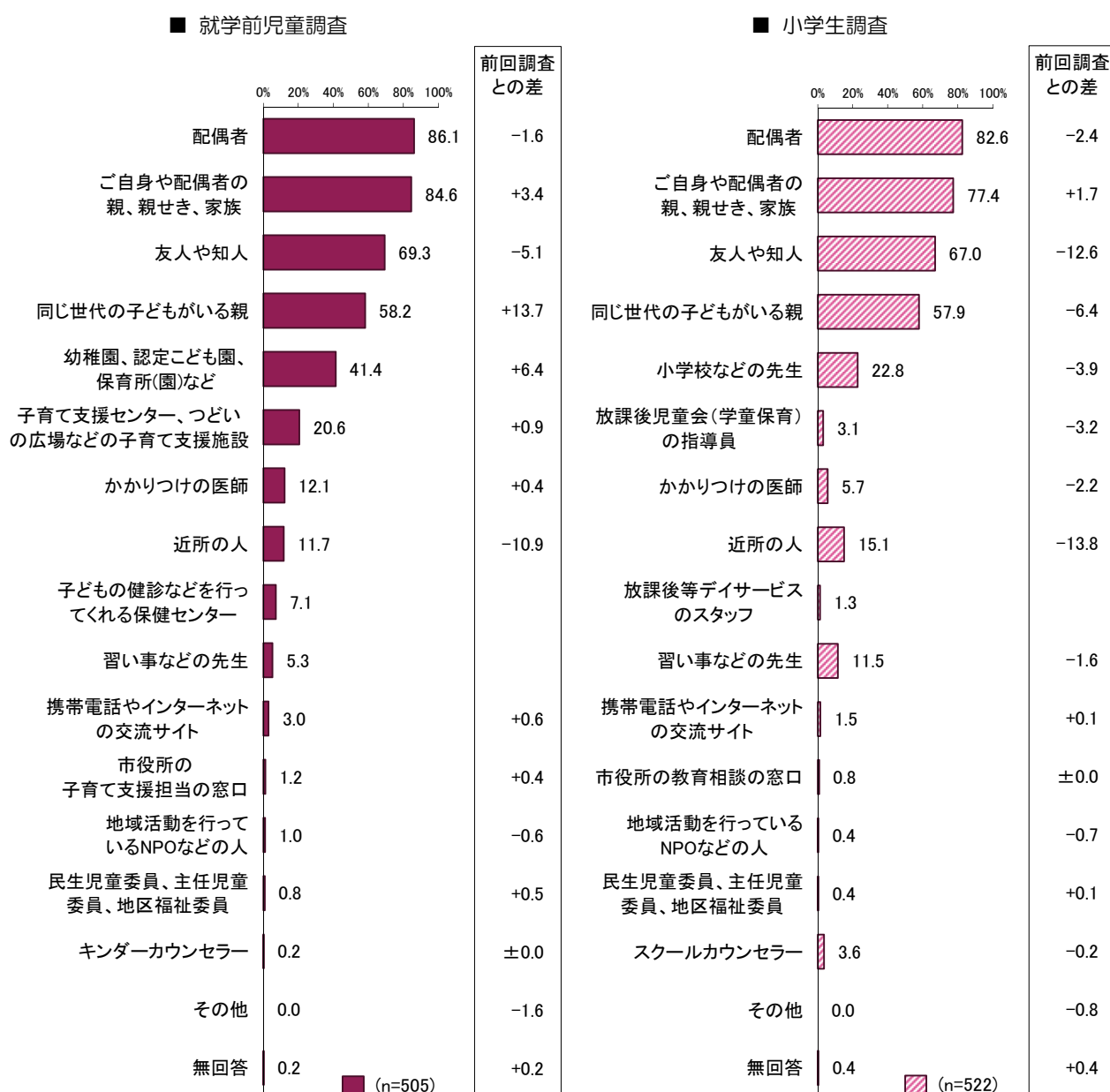
※nは「子育てに関する相談先がある」と回答した人の人数
 ※就学前児童の回答を基準に、回答数の多いものから順に表示しています。

(6) 子育てに関する相談先（就学前児童・小学生調査）

就学前児童の子育てに関する相談先をみると、「配偶者」が最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、家族」、「友人や知人」の順となっています。小学生の子育てに関する相談先をみると、「配偶者」が最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、家族」、「友人や知人」の順となっています。

前回調査と比べて、就学前児童では「近所の人」が低くなっている一方、「同じ世代の子どもがいる親」が高くなっています。子育て支援センターなどにおける就学前児童の保護者の交流機会の増加がうかがえます。

【子育てに関する相談先】（複数回答）



※キダーカウンセラー：子育て相談に応じるため私立幼稚園に配置された心理職など

※nは「子育てに関する相談先がある」と回答した人の人数

※就学前児童の回答を基準に、回答数の多いものから順に表示しています。

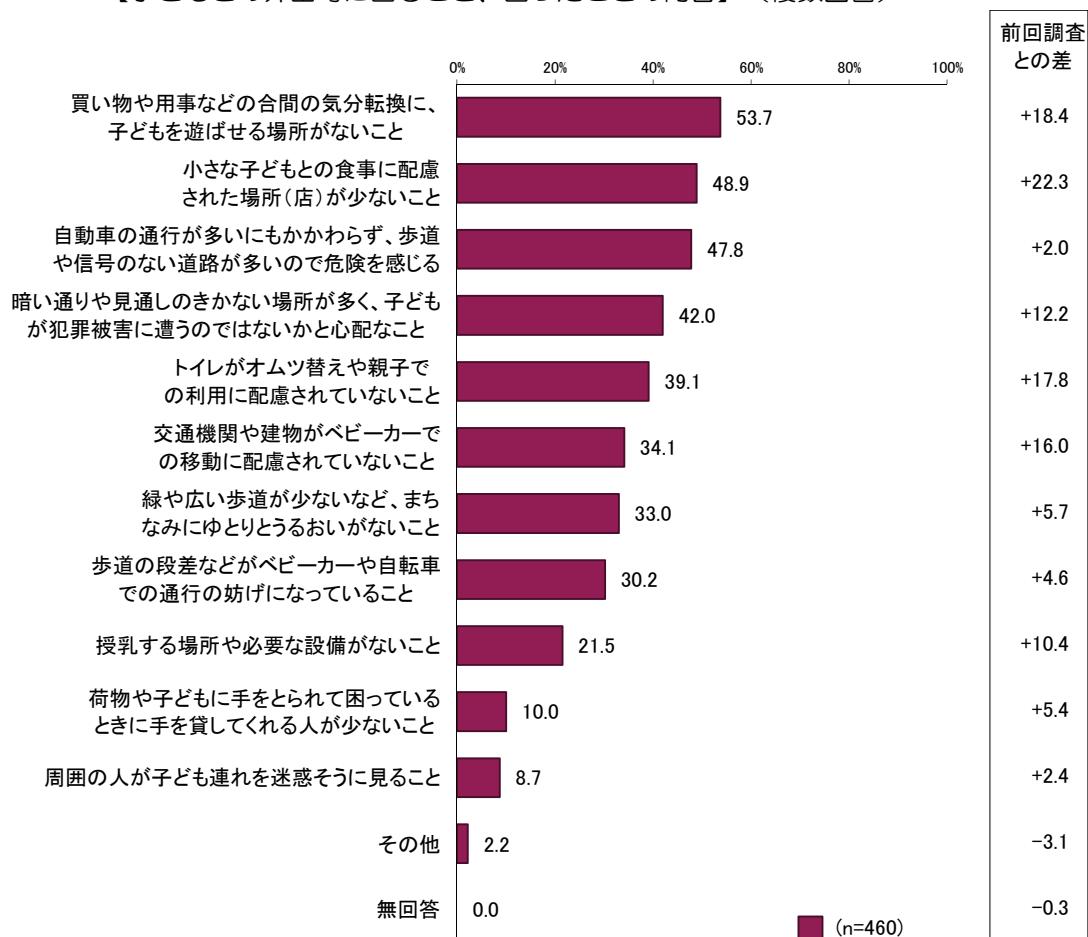
(7) 外出で困る（困った）こと（就学前児童調査）

就学前児童の外出時に困る（困った）ことをみると、「買い物や用事などの合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ないこと」、「自動車の通行が多いにもかかわらず、歩道や信号のない道路が多いので危険を感じる」の順となっています。

前回調査と比べて、「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ないこと」、「買い物や用事などの合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」、「暗い通りや見通しのきかない場所が多く、子どもが犯罪被害に遭うのではないかと心配なこと」、「授乳する場所や必要な設備がないこと」など、多くの項目で10ポイント以上高くなっています。

乳幼児を連れた外出のニーズが高まって、外出先での困りごとが顕在化していると考えられます。

【子どもとの外出時に困ること、困ったことの内容】（複数回答）



※nは「子どもとの外出時に困ること、困ったことがある」と回答した人の人数

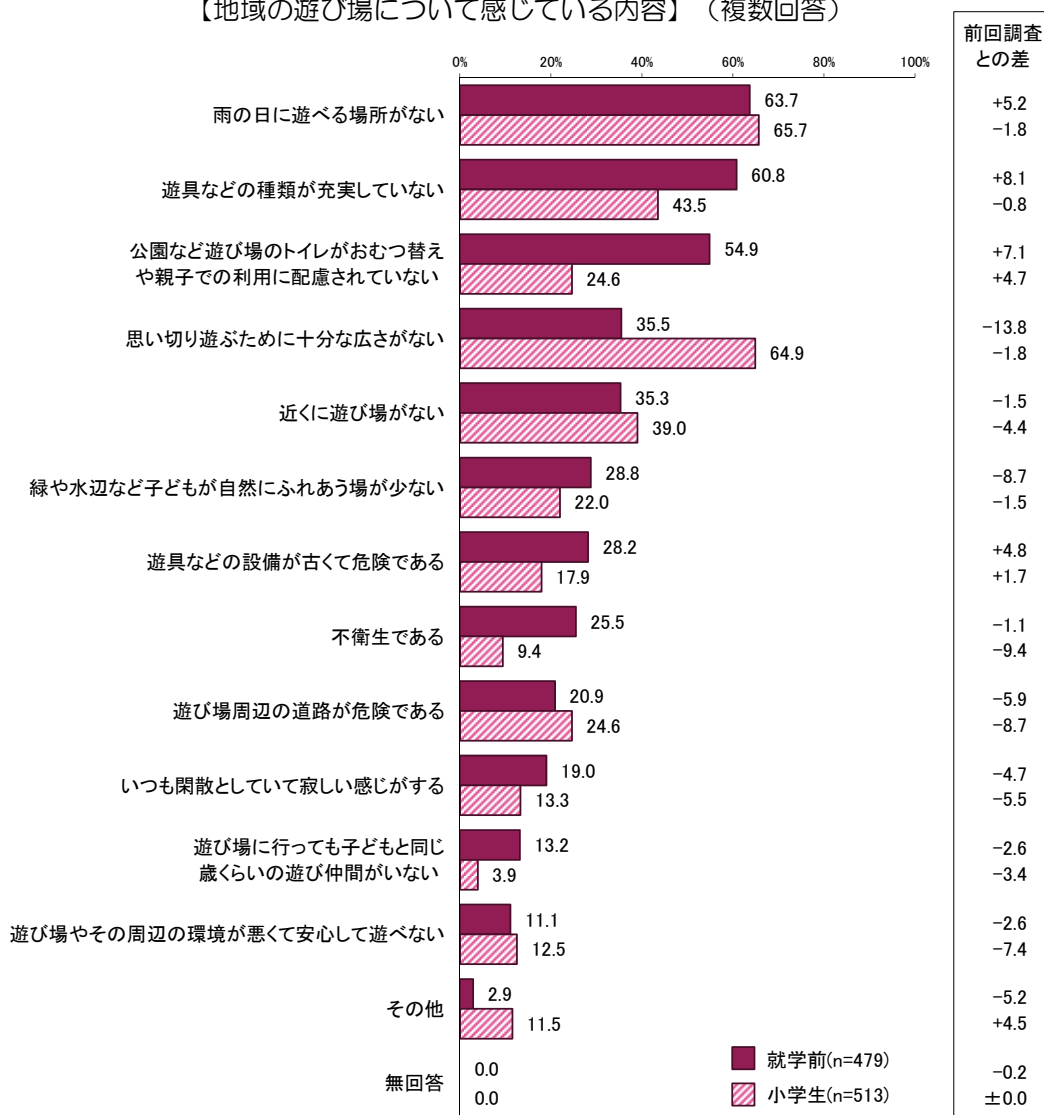
(8) 子どもの遊び場について、日頃感じていること(就学前児童・小学生調査)

子どもの遊び場について、日頃感じていることは、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童、小学生で最も高く、就学前児童は「遊具などの種類が充実していない」、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」と続き、小学生では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊具などの種類が充実していない」、「近くに遊び場がない」となっています。

前回調査と比べて、就学前児童では「遊具などの種類が充実していない」、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」、「雨の日に遊べる場所がない」が高くなっている一方、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」は低くなっています。

小学生では「不衛生である」、「遊び場周辺の道路が危険である」、「遊び場やその周辺の環境が悪くて安心して遊べない」、「いつも閑散としていて寂しい感じがする」など、5ポイント以上低くなっており、前回調査よりも低くなっている項目が多くなっています。

【地域の遊び場について感じている内容】(複数回答)



※nは「地域の遊び場について感じていることがある」と回答した人の人数
 ※就学前児童の回答を基準に、回答数の多いものから順に表示しています。

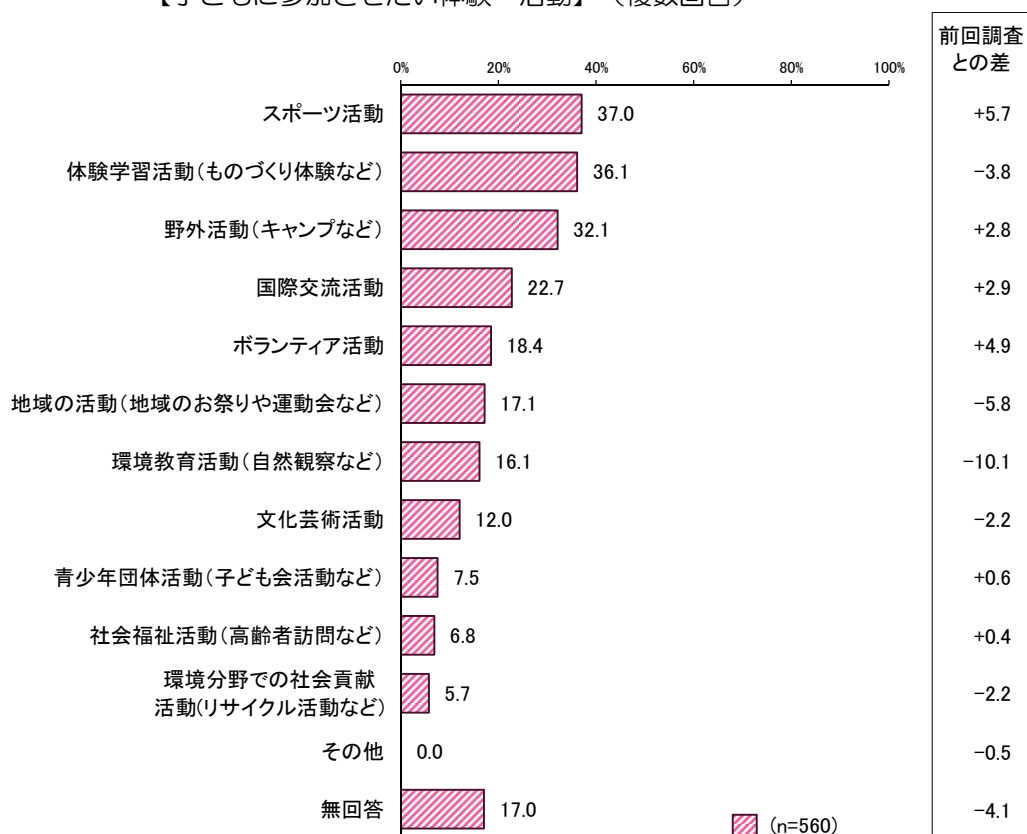
(9) 子どもに参加させたい体験・活動（小学生調査）

小学生の子どもに参加させたい体験・活動をみると、「スポーツ活動」が最も高く、次いで「体験学習活動（ものづくり体験など）」、「野外活動（キャンプなど）」となっています。

前回調査と比べて、「スポーツ活動」が高くなっている一方、「環境教育活動（自然観察など）」は低くなっています。

柏原市の地域性を活かした「環境教育活動（自然観察など）」の周知が十分でない可能性が考えられます。

【子どもに参加させたい体験・活動】（複数回答）

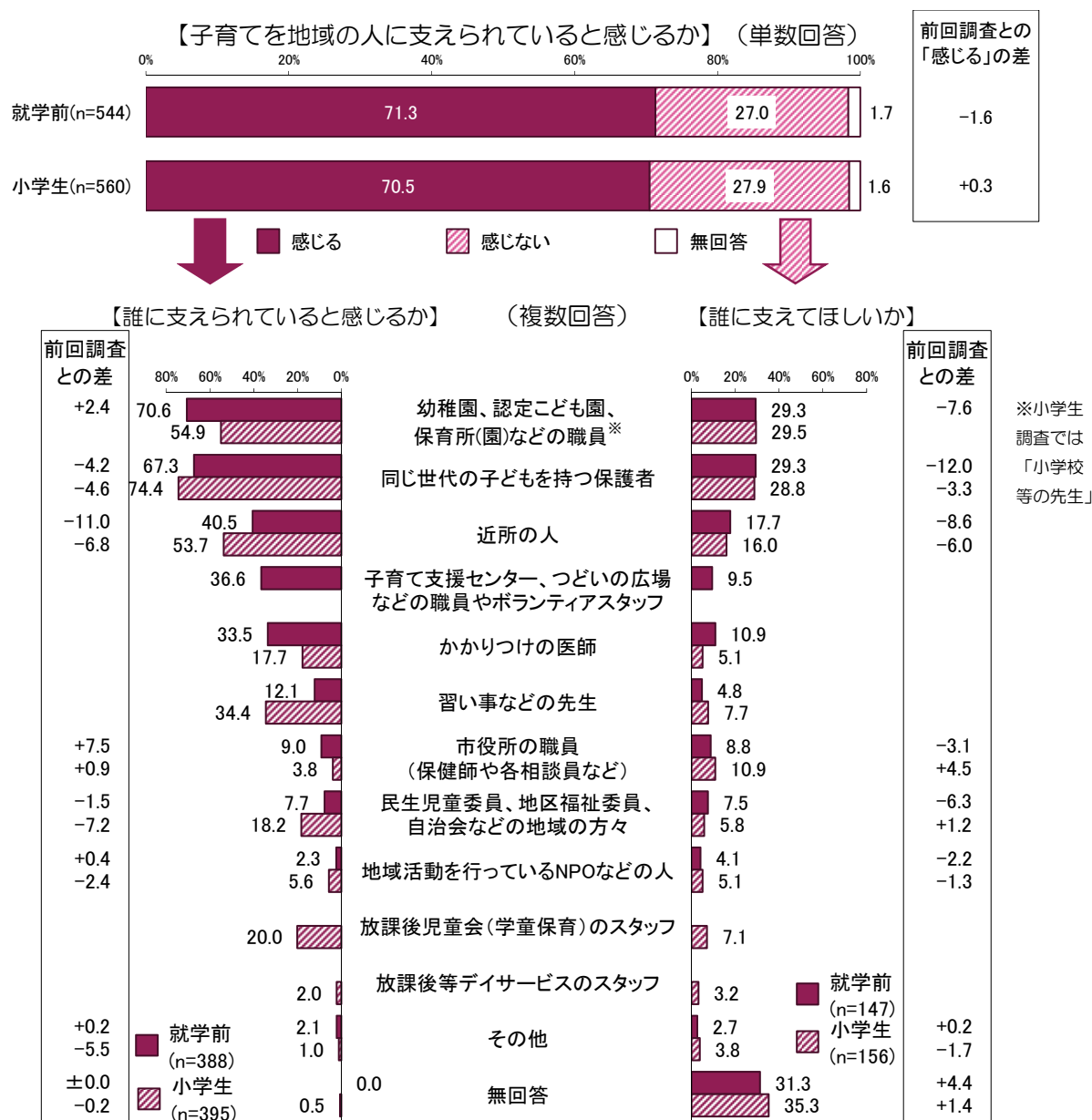


(10) 子育てが地域の人に支えられていると感じるか（就学前児童・小学生調査）

就学前児童で、支えられていると感じる人では、「幼稚園、認定こども園、保育所(園)などの職員」が最も高く、次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」、「近所の人」の順となっています。支えられていないと感じると回答した人の誰に支えてほしいかは、「同じ世代の子どもを持つ保護者」と「幼稚園、認定こども園、保育所(園)などの職員」が最も高く、次いで「近所の人」となっています。

小学生で、支えられていると感じる人では、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が最も高く、次いで「小学校等の先生」となっています。支えられていないと感じると回答した人の誰に支えてほしいかは、「小学校等の先生」が最も高く、次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」、「近所の人」となっています。

前回調査と比べて、就学前児童、小学生とも地域の人に支えられていると感じる割合はほとんど変わっていません。



*nは「子育てが地域の人に支えられていると感じる」と回答した人の人数

*nは「子育てが地域の人に支えられていると感じない」と回答した人の人数

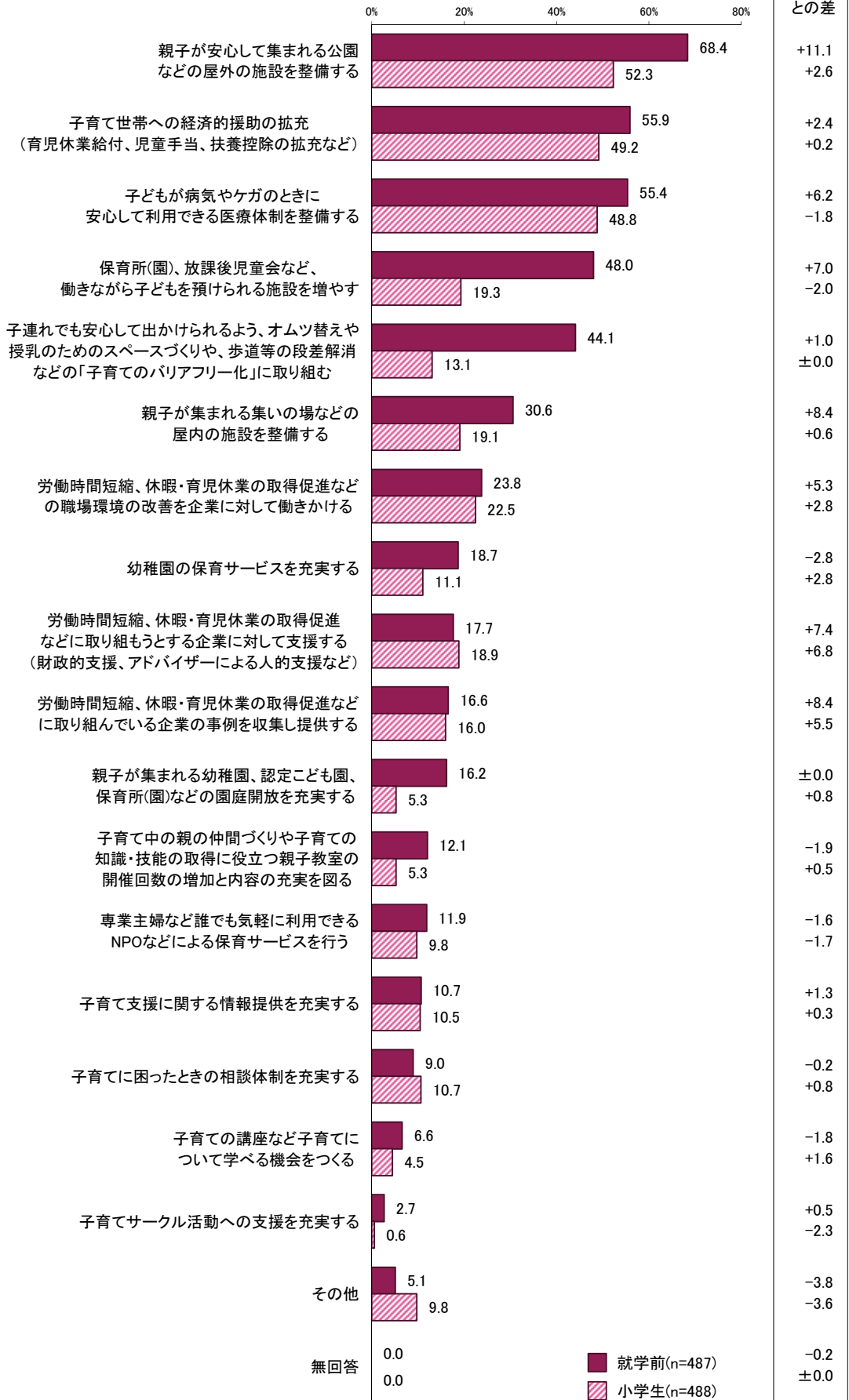
※就学前児童の「誰に支えられていると感じるか」の回答を基準に、回答数の多いものから順に表示しています。

(11) 市の子育て支援策に対する要望（就学前児童・小学生調査）

就学前児童の市の子育て支援策に対する要望は、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が最も高く、次いで「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など）」となっています。小学生の市の子育て支援策に対する要望は、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が最も高く、次いで「子育て世帯への経済的援助の拡充（育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など）」となっています。

前回調査と比べて、就学前児童では「親子が集まれる集いの場などの屋内の施設を整備する」、「労働時間短縮、休暇・育児休業の取得促進などに取り組んでいる企業の事例を収集し提供する」、「労働時間短縮、休暇・育児休業の取得促進などに取り組もうとする企業に対して支援する（財政的支援、アドバイザーによる人的支援など）」、「子どもが病気やケガのときに安心して利用できる医療体制を整備する」、「労働時間短縮、休暇・育児休業の取得促進などの職場環境の改善を企業に対して働きかける」が、5ポイント以上高くなっています。小学生では「労働時間短縮、休暇・育児休業の取得促進などに取り組もうとする企業に対して支援する（財政的支援、アドバイザーによる人的支援など）」、「労働時間短縮、休暇・育児休業の取得促進などに取り組んでいる企業の事例を収集し提供する」が5ポイント以上高くなっていますが、他の項目は大きく変わっていません。

【市などに充実させてほしい子育て支援サービス】（複数回答）



※nは「市の子育て支援に対する要望がある」と回答した人の人数
 ※就学前児童の回答を基準に、回答数の多いものから順に表示しています。

3. 子育て支援事業におけるこれまでの取組状況

(1) 保育所・小規模保育事業所・認定こども園の状況

① 市内保育施設の状況

平成31(2019)年4月現在、市内の就学前保育施設(2号・3号認定*の児童が利用する特定教育・保育施設)は、公立保育所5か所、私立保育所7か所、認定こども園(幼稚園型)1か所、小規模保育事業所2か所の合計15か所で、定員は1,446人となっています。

市内からの通所児童は平成26(2014)年度よりおおむね増加傾向にありましたが、平成30(2018)年度をピークに減少し、平成31(2019)年度では1,299人となっています。

4月1日時点での待機児童数については、平成25(2013)年度まで0人となっていたものの、平成26(2014)年度では13人となり、年度によっては10人前後の待機児童がおりながらも平成31(2019)年度には再び0人になっています。

■ 通所児童数(各年4月1日現在)

単位：人、%

	平成26 (2014)年度		平成27 (2015)年度		平成28 (2016)年度		平成29 (2017)年度		平成30 (2018)年度		平成31 (2019)年度	
	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所	市内 通所	市外 通所
0歳児	52	1	50	2	62	1	74	0	75	1	56	1
1歳児	172	1	177	2	190	1	187	2	206	3	199	2
2歳児	232	4	222	2	236	2	242	1	242	1	250	1
3歳児	250	1	280	4	255	1	256	3	261	0	261	1
4歳児	245	2	256	2	270	3	267	1	269	0	264	0
5歳児	285	0	250	3	253	1	272	2	276	1	269	0
0～5歳合計	1,236	9	1,235	15	1,266	9	1,298	9	1,329	6	1,299	5
0～2 歳合計	456	6	449	6	488	4	503	3	523	5	505	4
0～2 歳割合	36.9	66.7	36.4	40.0	38.5	44.4	38.8	33.3	39.4	83.3	38.9	80.0
定員*	1,365	-	1,402	-	1,392	-	1,392	-	1,446	-	1,446	-
定員 充足率*	90.5		88.1		90.9		93.2		91.9		89.8	

資料：こども育成課

注) 市内通所児童数には他市からの受託児数を含む

*2号認定とは、保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子どもをいい、3号認定とは、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前子どもをいう。

*定員は、各施設利用定員の合計

*定員充足率=認可保育所入所者数÷定員数×100

■ 市内通所児童の内訳（各年 4 月 1 日現在）

単位：人、%

	平成 26 (2014)年度			平成 27 (2015)年度			平成 28 (2016)年度			平成 29 (2017)年度			平成 30 (2018)年度			平成 31 (2019)年度		
	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体
0歳児	0	52	52	0	50	50	0	62	62	0	74	74	0	75	75	0	56	56
1歳児	34	138	172	34	143	177	32	158	190	27	160	187	31	175	206	35	164	199
2歳児	119	113	232	113	109	222	83	153	236	81	161	242	85	157	242	91	159	250
3歳児	131	119	250	153	127	280	104	151	255	105	151	256	97	164	261	108	153	261
4歳児	123	122	245	133	123	256	114	156	270	111	156	267	118	151	269	108	156	264
5歳児	152	133	285	127	123	250	105	148	253	116	156	272	113	163	276	120	149	269
0～5歳 合計	559	677	1,236	560	675	1,235	438	828	1,266	440	858	1,298	444	885	1,329	462	837	1,299
0～2歳 合計	153	303	456	147	302	449	115	373	488	108	395	503	116	407	523	126	379	505
0～2歳 割合	27.4	44.8	36.9	26.3	44.7	36.4	26.3	45.0	38.5	24.5	46.0	38.8	26.1	46.0	39.4	27.2	45.2	38.8
定員*	720	645	1,365	720	682	1,402	570	822	1,392	570	822	1,392	570	876	1,446	570	876	1,446
定員 充足率**	77.6	105.0	90.5	77.8	99.0	88.1	76.8	100.7	90.9	77.2	104.4	93.2	77.9	101.0	91.9	81.1	95.5	89.8

資料：こども育成課

注) 市内通所児童数には他市からの受託児数を含む
 ※定員は、各施設利用定員の合計
 ※定員充足率＝認可保育所入所者数÷定員数×100

■ 待機児童数（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度
待機児童数	13	7	0	12	12	0

資料：大阪府統計

② 障害児保育の状況

障害児保育の利用状況をみると、平成 26(2014)年度以降利用児童数は年々増加傾向にありましたが、全体の通所児童数と同じく平成 30(2018)年度をピークに減少し、平成 31(2019)年度では 74 人となっています。

■ 通所児童数（各年 4 月 1 日現在）

単位：人

	平成 26 (2014)年度			平成 27 (2015)年度			平成 28 (2016)年度			平成 29 (2017)年度			平成 30 (2018)年度			平成 31 (2019)年度		
	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体
0歳児	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1
2歳児	0	0	0	3	2	5	1	2	3	1	8	9	2	7	9	1	0	1
3歳児	5	0	5	8	3	11	13	6	19	6	15	21	17	12	29	8	10	18
4歳児	9	2	11	10	11	21	8	8	16	17	11	28	12	14	26	16	13	29
5歳児	10	1	11	19	8	27	8	14	22	17	14	31	18	13	31	11	14	25
合計	24	3	27	40	27	67	30	31	61	41	48	89	50	47	97	36	38	74

資料：こども育成課

(2) 認定こども園、幼稚園の状況

令和元(2019)年 5 月現在、市内の就学前教育施設（学校教育を提供する機関として大阪府が認可した施設）は公立幼稚園 5 か所、私立幼稚園 1 か所、認定こども園(幼稚園型) 1 か所の合計 7 か所で、定員数は 1,491 人となっています。定員充足率は各年 60%未満で推移し、令和元(2019)年度では 56.2%となっています。

■ 通園児童数（各年 5 月 1 日現在）

単位：人、%

	平成 26 (2014)年度		平成 27 (2015)年度		平成 28 (2016)年度		平成 29 (2017)年度		平成 30 (2018)年度		令和元 (2019)年度	
	市内 通園	市外 通園	市内 通園	市外 通園	市内 通園	市外 通園	市内 通園	市外 通園	市内 通園	市外 通園	市内 通園	市外 通園
2歳児	3	0	2	1	0	0	1	0	0	0	2	0
3歳児	128	10	149	15	129	11	151	7	152	9	122	9
4歳児	250	8	238	8	283	16	224	10	236	9	210	10
5歳児	294	7	255	9	241	9	291	16	213	10	237	10
2～5歳 合計	675	25	644	33	653	36	667	33	601	28	571	29
他市から の入園	313	-	319	-	297	-	288	-	288	-	267	-
定員*	1,760	-	1,760	-	1,760	-	1,760	-	1,491	-	1,491	-
定員 充足率*	56.1	-	54.7	-	54.0	-	54.3	-	59.6	-	56.2	-

資料：こども育成課

*定員は、認定こども園にあっては 1 号利用定員、幼稚園にあっては認可定員との合計
 *定員充足率＝幼稚園入園者数（他市からの入園含む）÷定員数×100

■ 市内通園児童数の内訳（各年5月1日現在）

単位：人、%

	平成26 (2014)年度			平成27 (2015)年度			平成28 (2016)年度			平成29 (2017)年度			平成30 (2018)年度			令和元 (2019)年度		
	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体
2歳児	0	3	3	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2
3歳児	5	123	128	8	141	149	2	127	129	7	144	151	9	143	152	6	116	122
4歳児	113	137	250	101	137	238	121	162	283	90	134	224	82	154	236	58	152	210
5歳児	130	164	294	117	138	255	104	137	241	118	173	291	90	123	213	83	154	237
2～5歳合計	248	427	675	226	418	644	227	426	653	215	452	667	181	420	601	147	424	571
他市から入園	-	313	313	-	319	319	-	297	297	-	288	288	-	288	288	-	267	267
定員	770	990	1,760	770	990	1,760	770	990	1,760	770	990	1,760	665	826	1,491	665	826	1,491
定員充足率	32.2	74.7	56.1	29.4	74.4	54.7	29.5	73.0	54.0	27.9	74.7	54.3	27.2	85.7	59.6	22.1	83.7	56.2

資料：こども育成課

※定員は、認定こども園にあっては1号利用定員、幼稚園にあっては認可定員の合計
 ※定員充足率＝幼稚園入園者数（他市からの入園含む）÷定員数×100

（3）一時的保育事業及び幼児一時預かりの状況

一時的保育事業と幼児一時預かりの利用児童数は、平成27(2015)年度、平成29(2017)年度に大きく減少しましたが、平成30(2018)年度では815人となっています。ここ5年間では平成26(2014)年度の857人が最多となっています。

■ 年間利用児童数（各年3月31日現在）

単位：人

		平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
一時的保育事業合計		784	527	670	491	714
内訳	北阪保育園 (平成7(1995)年4月～)	264	71	71	82	177
	みずほ保育園 (平成8(1996)年10月～)	444	433	517	403	490
	南河学園附属国分保育園 (平成18(2006)年4月～)	76	23	82	6	47
ほっとステーション幼児一時預かり (平成19(2007)年11月～)		73	72	72	109	101
一時的保育事業+一時預かりの合計		857	599	742	600	815

資料：こども育成課、こども政策課

注) ()内は事業開始時期

(4) 放課後児童会の状況

令和元(2019)年5月現在、放課後児童会は10か所で実施しています。平成29(2017)年度には定員を拡充し、令和元(2019)年度の定員充足率はほとんどの学校において、100%を下回っていますが、地域差が顕著にみられ、高いところでは102.5%、低いところでは5.0%となっています。

■ 利用児童数（各年5月1日現在）

単位：人、%

		平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
柏原小学校	定員	90	90	90	120	120	120
	児童数	74	87	111	105	117	123
	定員充足率※	82.2	96.7	123.3	87.5	97.5	102.5
柏原東小学校	定員	90	90	90	120	120	120
	児童数	43	63	73	83	87	93
	定員充足率	47.8	70.0	81.1	69.2	72.5	77.5
堅下小学校	定員	90	90	90	120	120	120
	児童数	68	92	99	100	103	111
	定員充足率	75.6	102.2	110.0	83.3	85.8	92.5
堅下北小学校	定員	90	90	90	120	120	120
	児童数	53	67	71	67	75	69
	定員充足率	58.9	74.4	78.9	55.8	62.5	57.5
堅下南小学校	定員	90	90	90	120	120	120
	児童数	50	57	70	74	80	83
	定員充足率	55.6	63.3	77.8	61.7	66.7	69.2
堅上小学校	定員	20	20	20	20	20	20
	児童数	3	10	14	5	9	1
	定員充足率	15.0	50.0	70.0	25.0	45.0	5.0
国分小学校	定員	80	80	80	120	120	120
	児童数	71	86	90	92	112	117
	定員充足率	88.8	107.5	112.5	76.7	93.3	97.5
国分東小学校	定員	45	45	45	80	80	80
	児童数	16	24	31	32	28	24
	定員充足率	35.6	53.3	68.9	40.0	35.0	30.0
玉手小学校	定員	90	90	90	120	120	120
	児童数	82	90	104	101	106	95
	定員充足率	91.1	100.0	115.6	84.2	88.3	79.2
旭ヶ丘小学校	定員	90	90	90	120	120	120
	児童数	63	79	77	85	76	77
	定員充足率	70.0	87.8	85.6	70.8	63.3	64.2
合計	定員	775	775	775	1,060	1,060	1,060
	児童数	523	655	740	744	793	793
	定員充足率	67.5	84.5	95.5	70.2	74.8	74.8

※定員充足率＝放課後児童会入会者数÷定員数×100

資料：こども育成課

第3章 第1期計画の評価と課題

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗

平成 27(2015)年度から開始された、子ども・子育て支援新制度における事業量については、国の指針に基づき、アンケート調査や事業実績から必要量を見込みました。

(1) 幼児期の教育・保育

① 教育（幼稚園、認定こども園（幼稚園部分））[基準日；各年 5 月 1 日]

平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度には見込み値を上回りましたが、おおむね見込みどおりで減少傾向が続いています。特に公立幼稚園の小規模化が影響しており、平成 30(2018)年度には堅下北幼稚園が廃園となりました。

② 保育（保育所、認定こども園（保育所部分））[基準日；各年 4 月 1 日]

平成 30(2018)年度以降見込み値を上回っています。令和元(2019)年度には減少しましたが、第 1 期計画期間の間に、保育ニーズの高まりがみられます。小規模保育事業所の開設や公立保育所の民営化、私立幼稚園の認定こども園への移行等で入所枠の拡大を図りました。

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
幼稚園、 認定こども園 (幼稚園部分)	在籍者数(人)	▼996	△986	△988	▼917	▼867
	当初見込み	1,011	985	965	946	928
保育所、 認定こども園 (保育所部分)	在籍者数(人)	▼1,252	▼1,270	▼1,312	△1,343	△1,299
	当初見込み	1,292	1,335	1,322	1,309	1,296

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業[基準日；各年 3 月 31 日]

市役所窓口には保育士を配置し、実態として利用者支援事業（基本型）の内容に近い業務を行っています。令和 2(2020)年度から子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業（母子保健型）を実施する予定としています。

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用者 支援事業	実施数(か所)	▼0	▼0	▼0	▼0	▼0
	当初見込み	1	1	1	1	1

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている

② 時間外保育事業[基準日；各年 3 月 31 日]

実績値が見込み値を上回り、特に平成 29(2017)年度以降は実績値が大幅に上昇しました。

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
時間外 保育事業	利用者数(人)	△367	△336	△434	△426	※453
	当初見込み	297	307	304	301	298

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）[基準日；各年 5 月 1 日]

第 1 期計画では減少傾向を見込んでいましたが、平成 28(2016)年度以降の実績値は見込み値を大幅に上回っています。これは、平成 27(2015)年度から放課後児童会の対象学年を 6 年生まで拡大したことによる結果です。

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童会)	利用者数(人)	△655	△740	△744	△793	△799
	当初見込み	653	656	626	622	593

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）[基準日；各年 3 月 31 日]

実績として必要量を確保できており、令和元(2019)年度からは地域小規模児童養護施設等を追加し、委託先の確保を行いました。今後もニーズの増加に対応できるよう委託先の確保に努めます。

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
子育て短期 支援事業	利用延日数(日)	▼5	▼0	▼19	▼2	※10
	当初見込み	21	21	20	20	19

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業[基準日；各年 3 月 31 日]

出産数の減少傾向に合わせて、減少傾向を見込んでいましたが、平成 27(2015)年度と平成 29(2017)年度は実績値が見込み値を僅かに上回り、平成 28(2016)年度と平成 30(2018)年度は見込み値を下回りました。

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
乳児家庭 全戸訪問事業	訪問数(人)	△509	▼461	△472	▼420	※395
	当初見込み	494	480	467	459	451

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

⑥ 養育支援訪問事業[基準日；各年3月31日]

年度によって対象戸数に変動があり、1戸当たりの訪問件数も年度によって異なりました。児童虐待の未然防止と早期発見のため、養育支援を必要とする家庭との関係づくりを行い、ネグレクトなどの児童虐待の未然防止と早期発見を図りました。また、申請に応じて育児援助・家事援助のためのヘルパーを派遣し、適切な養育の実施の確保を図りました。なお、第1期計画では市独自事業である養育家庭訪問（ママプラス）を含めて計上していましたが、地域子ども・子育て支援事業による事業とは異なるため、進捗には含めていません。

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
養育支援 訪問事業	対象数(人) (訪問回数)	△15 (85)	▼6 (42)	△13 (40)	△14 (32)	※15 (50)
	当初見込み	10	10	10	10	10

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

⑦ 地域子育て支援拠点事業[基準日；各年3月31日]

柏原市では、子育て支援センター3か所、つどいの広場3か所を設置しています。平成28(2016)年度以降は実績値が見込み値を上回っています。事業の周知が進んだことによる結果と考えられます。

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
地域子育て 支援拠点事業	利用者数 (人)/月	▼2,252	△2,308	△2,202	△1,831	※2,167
	当初見込み	1,861	1,787	1,716	1,648	1,583

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

⑧ 一時預かり事業[基準日；各年3月31日]

私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園、公立幼稚園において在園児を対象とした幼稚園型の一時的預かり（預かり保育）を実施し、私立保育所やつどいの広場等で保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などのための一時預かりを実施しています。実績値は見込み値を下回り、幼稚園型では、見込み値の推計どおり減少傾向にあり、幼稚園型以外では、年度によって増減がありました。幼児教育・保育の無償化に伴い今後需要の増加が見込まれることから、一時預かり事業の拡充に努めます。

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
幼稚園型 の一時的預かり	利用延日数(日)	▼20,188	▼21,793	▼23,024	▼19,194	※21,102
	当初見込み	26,477	25,157	25,065	23,582	22,948
幼稚園型以外 の一時的預かり	利用延日数(日)	▼823	▼951	▼789	▼897	※886
	当初見込み	1,133	1,103	1,080	1,033	1,013

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

⑨ 病児保育事業[基準日；各年3月31日]

平成27(2015)度は実績値が見込み値を下回りましたが、平成28(2016)年度以降は実績値が見込み値を上回っています。事業の周知が進んだことによる結果と考えられます。

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
病児保育事業	利用延日数(日)	▼457	△797	△863	△883	※947
	当初見込み	659	665	648	643	631

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[基準日；各年3月31日]

積極的に事業の周知を行い、援助会員の確保に努めて保護者のニーズに対応しました。また、援助会員への研修の実施によって質の向上を図っています。

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
子育て援助 活動支援事業	利用延日数(日)	▼185	△197	△204	▼146	※176
	当初見込み	212	206	198	200	192

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

⑪ 妊婦健康診査[基準日；各年3月31日]

出生数の減少傾向を反映して、対象となる妊婦の人数を減少傾向で見込んでいましたが、平成27(2015)年度、平成28(2016)年度は実績値が見込み値を上回ったものの平成29(2017)年度に下回りました。健康診査回数の実績は1人当たり約7.6回で推移しています。

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
妊婦健康診査	対象人数(人)	△785	△773	▼709	▼689	※660
	当初見込み	768	747	734	722	707
	健診回数(回)	▼6,067	▼5,883	▼5,379	▼5,319	※5,057
	当初見込み	6,144	5,976	5,872	5,776	5,656

(表中の記号) ▼：当初見込みを実績が下回っている △：当初見込みを実績が上回っている ※：推計値

2. 各施策・事業の進捗

第1期計画では、基本理念「子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち）かしわら」を実現するために、7つの基本目標を掲げて施策の推進を図ってきました。また、それぞれの施策を具体的に展開する取組を掲げています。

第1期計画の基本目標ごとの主な取組と成果は以下のとおりです。

(1) 幼児期の教育・保育環境の充実

- 保育所待機児童解消のために、平成27(2015)年4月に低年齢児を受け入れる小規模保育施設を公募により2か所開設し、平成28(2016)年度には公立保育所を民営化して特に低年齢児の入所枠の拡大を行いました。保育ニーズの増加が上回り、平成29(2017)年度、平成30(2018)年度当初の待機児童が生じていました。私立認定こども園や私立保育所の施設整備を支援して平成31(2019)年4月から更に低年齢児入所枠を拡大したことにより、令和元(2019)年度9月時点で待機児童は0人となっています。
- 「柏原市公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画」に基づき、平成29(2017)年9月に「再編整備実施計画【第1期】」、その後、令和元(2019)年12月に「再編整備実施計画【第1期修正】」、令和2(2020)年3月に「再編整備実施計画【第1期修正】(その2)」を策定し、(仮称)かしわら認定こども園、(仮称)たまて認定こども園及び(仮称)こくぶ認定こども園を令和3(2021)年4月に開園する予定としています。
(仮称)かしわら認定こども園では、新園舎完成後の令和2(2020)年度中から保育ニーズの高い低年齢児を先行して受け入れできるよう準備を進めています。これら認定こども園の開園に向けた取組については、随時、情報発信を行っています。
- 認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂を踏まえた「柏原市教育・保育カリキュラム」を策定しました。また、認定こども園、幼稚園、保育所等の市内全ての就学前教育・保育施設が幼児教育・保育への共通理解を深め、より質の高い教育・保育を提供するため、柏原市教育・保育カリキュラム研究会を設置しています。教育・保育の実践結果については、認定こども園、幼稚園、保育所等の合同研修を通して検証・見直しを行っています。
- 小学校生活に円滑に移行できるよう、小学校・保育所間の交流の推進、入学予定小学校へ体験入学するわくわくスタート事業などを実施するとともに、小学校への接続カリキュラムを策定するなど、保幼小連携に取り組んでいます。
- 柏原市では、中学校区の教職員、保護者、地域が連携した子どもの育成、「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消、組織間連携の向上などを目指して、全市的に幼小中の一貫教育を推進しています。令和元(2019)年度は、幼小中一貫教育推進教員を市内11校区に配置し、教育課程の研究・開発を行い、幼小中一貫教育推進教員の授業観察を行い、成果と課題の把握に努めました。

(2) 子どもの豊かな感性を育む環境づくり

- いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「柏原市いじめ防止等のための基本方針」を制定し、附属機関として「柏原市いじめ問題対策連絡協議会」及び「柏原市いじめ問題再調査委員会」を設置しています。「柏原市いじめ問題対策連絡協議会」は、関係機関、団体、学識経験者及び市関係部局の委員で構成され、いじめに関する情報を共有し学識経験者の意見を交えて、構成団体の総合的施策の実施及び連携に資することをもっていじめの防止を目的としています。「柏原市いじめ問題再調査委員会」は、教育、人権、法律、心理、福祉について識見を有する委員で構成され、重大事態が発生した場合、必要に応じて招集します。また、柏原市の小学校及び中学校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針や、いじめに対する適切な措置に関することを調査する教育委員会の附属機関として「柏原市いじめ問題対応委員会」を設置しています。
各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間スケジュールに則っていじめ問題の未然防止と早期発見・早期解決に向けた手立てを講じています。市内全児童・生徒を対象にした生活アンケートを定期的実施しています。
- 支援教育では、個別の支援計画を策定し、一人ひとりに合った教育課程を編成して、自立に向けた教育を行っています。また、通常の学級においても、障害のある児童・生徒が在籍している可能性を前提に、全ての教科においてきめ細かな指導や支援ができるよう、研修や啓発を行っています。平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度に国の委託事業として、国分小学校において「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」を実施しました。校長の支援教育への専門性を高め校内体制を整備し、教員一人ひとりの専門性を向上させるために、研修会や研究授業を充実しました。また、福祉や医療などの外部機関との連携を強化しました。
- 小・中学校の放課後学習の推進として、小学校では大阪教育大学、関西福祉科学大学等の学生や地域ボランティアの指導によるスタディ・アフター・スクール事業（SAS）を行って、学習習慣の定着と学力の向上を図っています。中学校では、教員を中心に学生ボランティアの支援、学習塾との協働による放課後学習に取り組んでいます。
- 小学生の放課後支援として実施する放課後児童会は、平成 29(2017)年度に定員の拡充、令和元(2019)年 7 月から土曜日及び長期休暇中の開会時間拡大を行って、保護者のニーズに対応しています。

(3) 子育て家庭を支える仕組みづくり

- 市内 3 か所に設置している子育て支援センターでは、親子教室や施設開放、子育て相談の対応を行うほか、地区の公園へ保育士が出かけて一緒に遊ぶ、出張支援も行っています。また、未就園児とその保護者等が気軽に交流できる場を提供し、地域交流の促進を目的とするつどいの広場事業を市内 3 か所で実施しています。柏原つどいの広場「ほっとステーション」では、短時間の幼児一時預かりも行っています。

就学前児童アンケート調査の結果では、子育て支援センター、つどいの広場とも認知率は約 90%で5年前の調査に比べて大幅に上昇しています。また、利用経験はいずれも 60%以上で市内の子育て支援施設のうち最も利用経験が高くなっています。さらに、子育てを地域の人に支えられていると思う人のうち、支えられている人として 36.6%が子育て支援センター、つどいの広場などの職員やスタッフを挙げており、周知と利用が進んだことにより、子育て支援の効果があがっています。

- 相談支援体制として、保健センター、子育て支援センター、つどいの広場、保育所、市役所窓口等で幅広く子育て相談の窓口を設けているほか、保健センターや教育研究所などで専門相談に対応しています。
- 養育家庭訪問（ママプラス）では、市の独自事業として、乳児家庭全戸訪問後の4か月健康診査終了の時期から1歳半までの子どもがいる家庭の全戸を対象に、子育て支援センター等の保育士が家庭訪問し、子育ての疑問や悩みを聞いたり地域の子育て支援情報を提供したりしています。
- 平成28(2016)年10月からこども医療費助成制度の対象を中学3年生までに拡大し、平成30(2018)年9月からは、幼児教育・保育の無償化に先駆けて5歳児の教育費相当額無償化を実施して、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

(4) 安心・安全のまちづくり

- 乳幼児と一緒に外出時に授乳やおむつ交換などに利用できる Baby ステーションの設置を公共施設、銀行、スーパーなど市内各所に進めています。就学前児童アンケート調査結果をみると、周知が不十分であることがうかがわれます。周知を進めるとともに、設置場所の拡大が必要です。
- 平成27(2015)年度に竜田古道の里山公園内に自然体験学習施設を開設して気軽に野外活動を楽しむための場を設け、玉手山公園のトイレ改修などの公園環境の充実に取り組んでいます。
- 交通安全事業として、市道の交差点改良や歩道設置、児童・生徒の通学路等における道路整備や改良などを計画的に実施しています。また、市内全域においても、道路反射鏡や防護柵の設置・補修、道路区画線の引き直しなどを随時実施しています。国道では、平成29(2017)年度末に国道25号線国分本町地区歩道整備工事が完了し、府道では、本堂高井田線（国豊橋北側）や柏原駒ヶ谷千早赤阪線（国分南交差点から五十村橋付近）において、歩道の整備に着手しています。
- これまでは「柏原市交通バリアフリー基本構想」により河内国分駅周辺や柏原駅周辺を中心にバリアフリー化を進めてきましたが、バリアフリー化に関する法律とそれに伴う国の基本方針が見直されたことから「柏原市バリアフリー基本構想協議会」を立ち上げ、新たに堅下駅・法善寺駅周辺を重点整備地区として定めた「柏原市バリアフリー基本構想」を平成31(2019)年3月に策定し、今後整備を進めていく予定です。

(5) 仕事と生活の調和の促進

- 就学前児童・小学生アンケート調査では、フルタイムで働く母親が増加しており、全国的な傾向からみて、女性の就業率は更に高まると予想されます。市内企業を対象に、人材確保の一環として子育て中の女性の活用をテーマにセミナーを開催するなど、女性活用の意識啓発に取り組んでいます。
- 公民連携の手法により、母親労働拠点創出事業として、就学前の子どもを持つ女性が、子どものそばで働けるオフィス「ママスクエア柏原店」を柏原市立勤労者センターに開設しました。女性の再就職支援を行い、子育て世代が働きやすい就労機会の確保を進めています。
- 子育て中の女性が仕事で活躍するためには、男性の家事・育児への参画が不可欠です。妊娠届出時に父子手帳の配布、男性のための料理教室などの開催、両親教室の開催などで父親の育児に関する学習機会の提供と育児参加の啓発を行いました。

(6) 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

- 豊かな相談支援の経験を持つ母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を庁内関係各機関と密な連携を取りながら行っています。
- 平成 30(2018)年度から児童扶養手当における全部支給所得制限限度額を収入ベースで 30 万円引き上げたほか、令和元(2019)年度より手当の支給回数を年3回から年6回へと増やし、児童扶養手当受給世帯の家計管理の支援を行うことで生活の安定と自立の促進に寄与しています。
- 平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度までを計画期間とする「第 5 期柏原市障害福祉計画」、「第 1 期障害児福祉計画」を策定して、各種の障害児福祉サービスを提供しています。計画で設定した目標の達成に向けて取組を進めています。
- 妊娠届出時に保健師が全数面接を行い、何らかの支援が必要な妊婦の早期把握に努めています。出産後の乳児家庭全戸訪問や新生児訪問指導、乳幼児健康診査、養育家庭訪問などのあらゆる機会を通して養育支援と児童虐待防止の視点を持って、保護者の相談に応じています。必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、継続的・包括的な支援を行っています。
- 平成 28(2016)年に「子どもの生活実態調査」を大阪府と共同で実施し、貧困状態にある子どもの実態が明らかになりました。子どもの豊かな未来を考えるプロジェクトチームを立ち上げ、関係各課において様々な取組を行っています。

(7) 親と子の健康の確保及び増進（母子保健計画）

- 平成 29(2017)年度から妊娠届出時に保健師等が全数面接を行い、情報誌の配布や母子保健サービスの案内、父子手帳やマタニティマーク、妊婦健康診査の受診券の交付を行っています。
面接では、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みの相談に応じ、「支援を要する妊婦」の把握に努め、関係機関と連携し、継続的・包括的な支援を行っています。
- 訪問指導については、生後28日までの新生児訪問指導に追加して、平成29(2017)年度からは助産師のすこやか訪問により生後4か月頃までの乳児を対象に助産師が訪問しています。また、乳児家庭全戸訪問は95%以上の訪問率で、把握率も99%となっており、今後、全数訪問実施できるように進めていきます。
- 乳幼児健康診査や離乳食講習会等の健康教室のほか、平成28(2016)年度からつどいの広場においても子どもの健康相談を実施し、様々な機会に気軽に専門職に相談できる体制を整えています。
- 幼稚園や保育所、地域の子育てサロンへの出前講座を実施して、保護者が参加しやすい身近なところで子どもの健康や子育ての知識が学べる機会を継続して提供していきます。

第4章 第2期計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち） かしわら

子どもは、社会にとっての希望であり、未来を創る大切な存在です。全ての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながるだけでなく、持続可能で活力のある社会の形成に不可欠なこととして、社会全体が取り組むべきことです。

子育ては、第一義的には父母その他の保護者が責任を持ち、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てる重要な役割を保護者が担うことを基本としつつ、全ての子どもの命と権利が尊重され、親子がともに成長し合えるよう、地域や企業、行政などが社会全体で柏原市の子育て家庭を見守り応援していくことが求められています。

本計画では、水と緑に囲まれた自然豊かな柏原市で、子どもと大人が未来に希望を抱き、子育てに喜びと幸せを感じ、いきいきと輝いて過ごしていけるよう、第1期計画の基本理念「子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち） かしわら」を踏襲します。

子どもにとっての最善の利益を優先し、庁内連携体制の強化や、関係団体及び関係機関との相互連携により、市一丸となって基本理念の実現に向けた一層の取組を推進します。

2. 基本的な視点

本計画では、長期的な視野に立ち、第1期計画の考えを継承し、基本的な視点を以下のとおりとします。

◆視点1 子どもの最善の利益に配慮する視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの意思と子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるために必要な取組を進めます。

◆視点2 親の主体的な力を高める視点

親が人として成長し、親自身が自己肯定感を持って子どもに向き合い、愛情を注げるよう、親の子育て力を高める取組を進めます。

◆視点3 みんなで子育てを応援する視点

子育て環境の変化を踏まえて、子育てを家庭のみの責任とするのではなく、全ての市民が連携・協力して、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組を進めます。

◆視点4 切れ目のない支援と連携の視点

誰もが、いつでも、安心して子育てができるように、妊娠期から子育て期までの流れにおいて、切れ目なく支援が受けられる体制を構築する取組を進めます。

3. 基本目標

第1期計画の基本理念を踏襲するとともに、計画の柱となる7つの基本目標についても、第1期計画を引き継ぐことで、施策の充実とサービスの質の向上に努めます。

(1) 幼児期の教育・保育環境の充実

幼児期は、遊びや生活を通じて生きる力の基礎となる情緒や知的発達、意欲、社会性、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。しかしながら、少子化、核家族化が進行し、子ども同士が集団で遊びに熱中し、ときには葛藤しながら、互いに成長し合おう機会が減少するなど、様々な体験の機会が少なくなっています。常に子どもの主体性を尊重し、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達に必要な体験を積み重ねていくことができる教育・保育環境の充実に努めます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等が連携して幼児教育・保育に取り組むとともに、小学校への円滑な接続を図ります。

(2) 子どもの豊かな感性を育む環境づくり

子どもの豊かな感性と表現を育むためには、心を動かす出来事に触れ感性を働かせる中で、様々な表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現し、友達同士で表現する楽しさ、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる環境を作ることが必要です。

その子らしい表現方法を育てるためには、まずは一人ひとりの「感じ方」を認めていくことが大切です。そのために、一人ひとりが互いに尊重し合い、命を大切にす心や思いやりの心を育む人権教育を充実するとともに、子どもの感性と生きる力を育む社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

(3) 子育て家庭を支える仕組みづくり

核家族化や共働き世帯の増加に加えて、親自身が乳幼児に触れる経験が少ないまま大人になっていることなどが、保護者の子育てに対する不安感、負担感の増大につながっています。また、スマートフォン等の情報通信技術の急速な普及は、子育てや家庭での利便性を上げるとともに、新たなコミュニケーションツールとなっています。その一方で過剰な使用が親子間のコミュニケーションを阻害する可能性があることに注意が必要です。

親が子と関わる楽しさを感じ、子育てに喜びや生きがいを感じることができるように、子育て講習会を充実し、子育て中の親同士の交流の場や気軽に相談できる場の提供、地域住民による子育て支援活動などを実施して子育て家庭を地域社会全体で支援していきます。

(4) 安心・安全のまちづくり

子育てしやすいまちづくりには、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応しつつ、民間事業者を含めた地域資源の活用によって結婚、妊娠・出産、子育て等の希望を実現する、

住居・まちの環境面を充実するなど、市民が将来にわたって安全・安心に生活を営むことができる地域環境を構築することが不可欠です。

子どもが犯罪や事故に巻き込まれることがないように、防犯対策や交通安全の確保に取り組むとともに、家庭内で起こる子どもの事故の防止や、各関係機関との連携のもと、誰もが移動しやすいようバリアフリー化の推進に努めます。

(5) 仕事と生活の調和の促進

長時間労働の常態化や非正規雇用者の増加、子育てや介護と仕事の両立などが社会的な課題となり、国では働き方改革の法整備が進められています。

子育てと仕事を両立して働き続けたいと希望する女性は増えており、また、もっと子育てに関わりたいと考える男性も増えるなど、仕事と個人の生活をどのように調和させるかが多くの人の関心事になっています。

男女がともにやりがいや充実感を持って働きながら、仕事上の責任を果たし、家庭生活や地域活動等に参加し、子どもにとっての最善の利益が優先されるよう、仕事と生活の調和が実現する働きやすい職場づくりの取組を促進し、子育て世代が柏原市に住み、安心して就労し、豊かな生活が送れる社会環境を実現します。

(6) 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

障害や発達上の課題のある子どものいる家庭やひとり親家庭、貧困家庭などの特別な配慮を必要とする家庭では、子育てにより多くの困難を抱えていることが多く、特に支援が必要であると考えられます。また、児童虐待の相談対応件数は全国的に増加し、子どもが命を落とす最悪の結果となる事案も後を絶たないため、虐待リスクのある家庭を支える体制づくりが急務となっています。

全ての子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの子どもが夢や希望を持って健やかに育ち、その最善の利益の優先が考慮されるよう、全ての子どもとその家庭、妊産婦等の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、家庭その他からの相談に応じ調査等を行うとともに、その他の必要な支援を適切に継続的に行える体制づくりを推進します。

(7) 親と子の健康の確保及び増進（母子保健計画）

少子化等によって子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、疾病や障害、経済的な状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた母子保健サービスの展開が求められています。

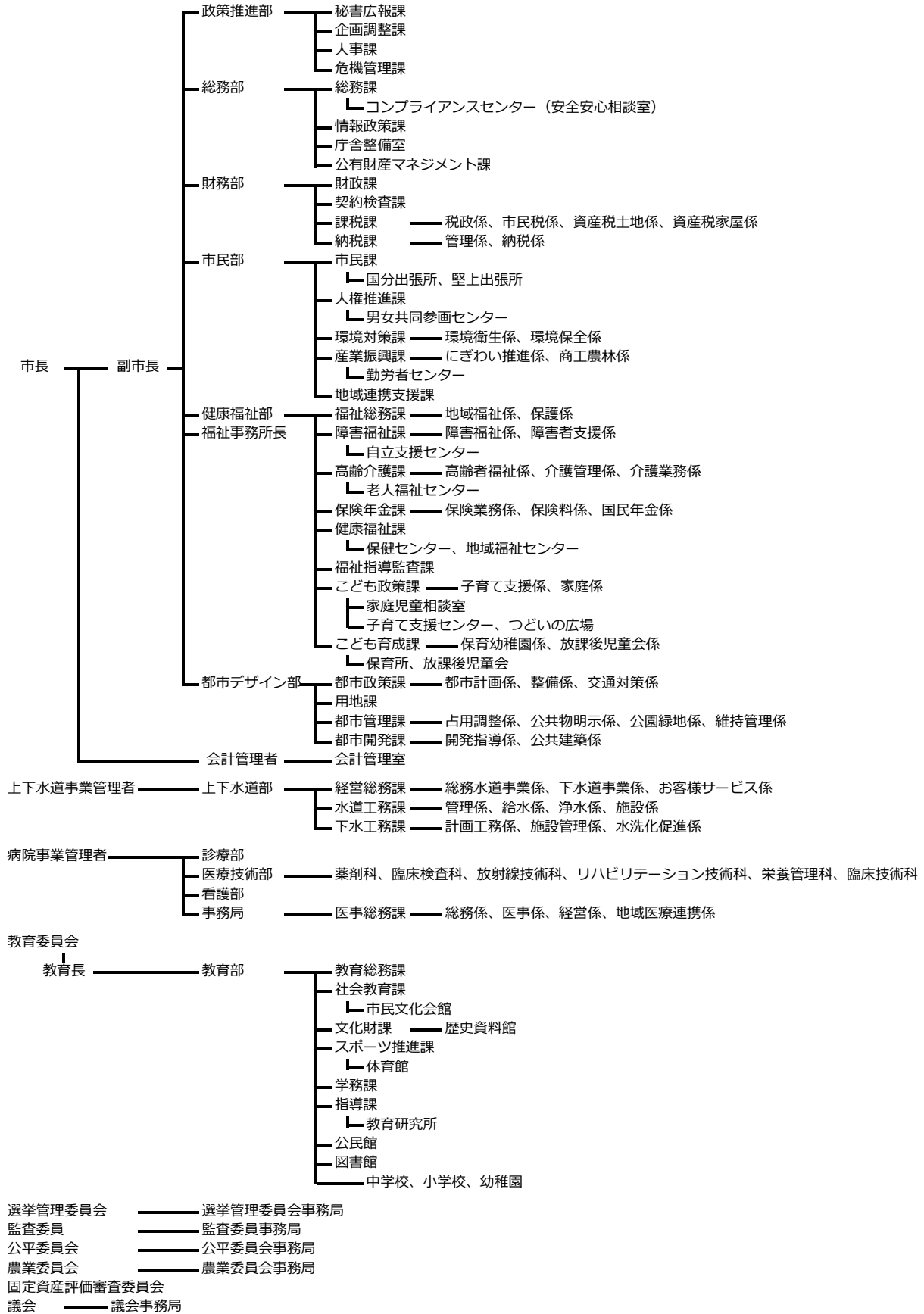
妊産婦、乳幼児の保護者等の相談に保健師や看護師といった専門家が対応するとともに、状況を継続的・包括的に把握し、医療や福祉、教育との連携のもと、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない母子保健サービス等のきめ細やかな支援が提供できる体制を構築します。

4. 計画の体系

基本理念 子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち） かしわら		
基本目標	施策	担当部署
1 幼児期の教育・保育環境の充実	(1) 幼児教育・保育の一体的提供と充実	こども政策課 こども育成課 学務課 指導課
	(2) 多様な保育サービスの充実	
2 子どもの豊かな感性を育む環境づくり	(1) 子どもの人権の尊重	人権推進課 健康福祉課 こども政策課 こども育成課 社会教育課 指導課
	(2) 学校、家庭、地域をつなぐ教育の推進	
	(3) 放課後対策の充実	
	(4) 地域の教育力の向上	
3 子育て家庭を支える仕組みづくり	(1) 家庭における子育て力の向上	福祉総務課 健康福祉課 こども政策課 こども育成課 社会教育課 指導課 図書館
	(2) 地域における子育て力の向上	
	(3) 子育て家庭への経済的支援の充実	
4 安心・安全のまちづくり	(1) 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進	産業振興課 地域連携支援課 健康福祉課 こども政策課 こども育成課
	(2) 子どもの安全の確保	
5 仕事と生活の調和の促進	(1) 子育てにやさしい就労環境づくりの促進	人権推進課 産業振興課 健康福祉課 指導課
	(2) 男女共同参画の推進	
6 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援	(1) ひとり親家庭への支援の充実	企画調整課 人権推進課 産業振興課 福祉総務課 障害福祉課 健康福祉課 こども政策課 こども育成課 教育総務課 社会教育課
	(2) 障害や発達上の課題のある子どもとその家庭への支援の充実	
	(3) 児童虐待防止対策の推進	
	(4) 子どもの貧困対策の推進	
7 親と子の健康の確保及び増進（母子保健計画）	「母子保健計画」として第6章で対応	健康福祉課 こども政策課 こども育成課 指導課

(参考) 柏原市の組織図

平成 31(2019)年 4 月現在



第5章 施策の具体的展開

1. 幼児期の教育・保育環境の充実

(1) 幼児教育・保育の一体的提供と充実

幼児教育・保育を受ける全ての子どもたちが発達段階に応じた教育を受け、基本的な生活習慣や豊かな心を養うことができるよう、幼児教育・保育の質の向上を図り、さらに、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続に向けた取組を進めます。

No.	取組	内容	担当部署
1	認定こども園、幼稚園、保育所等の適切な整備・運営	低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、公立保育所の民営化、認定こども園への移行支援、小規模保育事業所の整備、入所枠の拡大や保育環境充実のための施設整備支援等を行った結果、平成 31(2019)年 4 月時点の待機児童は 0 人となっています。 今後は公立幼稚園、公立保育所の認定こども園への移行を進めるとともに、私立施設の活力を最大限に生かせるよう、子育て世代の人口動態等を注視しながら、適正な再編整備を進めます。また、再編等を実施する際には、説明会の実施や市ウェブサイト等での情報提供により市民への周知と理解促進に努めて、認定こども園、幼稚園、保育所等の適切な運営につなげます。	こども政策課 こども育成課 指導課
2	認定こども園、幼稚園・保育所等の施設の充実	教育・保育環境の充実のため、今後開設予定の認定こども園も含め、施設の改修や設備維持等に計画的に取り組みます。	こども育成課
3	保育士等の充実	全国的に保育士が不足し、大きな社会問題となっています。潜在保育士の復職や保育 ICT 化による負担軽減、賃金や労働環境の改善などを図り、保育ニーズの増大に対応できる保育人材の確保はもとより、研修等によって保育等の質の向上にも取り組みます。	こども育成課
4	乳幼児突然死症候群（SIDS）への対策	SIDS の発症リスクを低減させるため、異常があったときにすぐに対処することが可能となる呼吸監視モニターを保育所等に導入するなど、SIDS の理解と予防策の周知・徹底を図ります。	こども育成課
5	特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実	認定こども園、幼稚園、保育所等では、支援の必要な子どものための個別指導計画の様式を統一し、小学校進学を見据えた継続的な支援を行っています。 保幼小の密な交流を推進して連携を更に深め、幼稚園教諭や保育士等への研修によって教育・保育の質の向上、特別な支援を必要とする子どもへの支援スキルの向上を図ります。	こども政策課 こども育成課 指導課

No.	取組	内容	担当部署
6	一日の生活のリズムへの配慮	幼稚園教諭、保育士等に対し、施設と家庭との連携や情報共有の質を高めるための研修会を行っています。 子どもの活動や休息、緊張感と解放感等との調和を図り、子どもに不安や動揺を与えることのないよう、施設が保護者との連絡や職員間の引継ぎの在り方を工夫し、家庭との生活の連続性を考慮して子ども一人ひとりにとっての自然な一日の流れをつくり出す取組を進めます。	こども政策課 こども育成課 指導課
7	幼稚園教諭、保育士等の質の向上	質の高い教育・保育カリキュラムを実践できるよう幼稚園教諭と保育士らが合同で柏原市教育・保育カリキュラム研究会を設置しています。 実践した結果について、認定こども園、幼稚園、保育所等の合同研究を通して検証・見直しを行い、より実践的で質の高い教育・保育に活かせるよう努めます。	こども政策課 こども育成課 学務課 指導課
8	幼児教育アドバイザー配置の推進	地域ごとに巡回して、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導ができる幼児教育アドバイザー育成研修を、幼児教育・保育の経験豊富な幼稚園教諭や保育士等が受講し、幼児教育アドバイザーとなって継続的な研修や研究会が実施できる体制を整えます。また、大阪府幼児教育センターの幼児教育コーディネーターによる支援の活用も視野に入れて、これまで以上に質の高い幼児教育・保育の提供を推進します。	こども育成課 指導課
9	保幼小の円滑な接続	柏原市教育・保育カリキュラム研究会を中心に、就学前の教育・保育施設と小学校との円滑な接続のため、わくわくスタート事業による子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行うことで、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	こども政策課 こども育成課 指導課
10	子の発育段階に応じた給食の安定的な提供	公立保育所では、子どもの健康状態に応じたアレルギー・アトピー等への配慮、食中毒の防止など安全・衛生面の対応、栄養面等での質確保を行いながら、外部搬入方式により給食を提供しています。 今後は子どもの発育段階に応じた離乳食や幼児食に柔軟に対応し、将来にわたって安定的に給食を提供していくため、自園で調理を行う方式への移行を進めます。 【参考】（平成 23(2011)年厚生労働省調査） 調査対象：全国 107 自治体 23,385 園 自園の職員による自園での調理 90.7% 外部委託による自園での調理 6.9% 3歳未満児を含む外部搬入 1.0% 3歳以上児のみ外部搬入 1.4%	こども育成課

No.	取組	内容	担当部署
11	保育所送迎における負担の軽減や利便性の向上	特に雨天やきょうだいがいる場合の保育所への送迎における保護者等の負担を軽減するため、保育生活で必要となる物品や着替え、送迎方法等について検討を続けています。 おひるねベッドや体操服の導入、駐車場の確保等により、保護者等の利便性を向上させるための取組を進めます。	こども育成課

(2) 多様な保育サービスの充実

就労する保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、待機児童の解消とともに、多様な保育サービスの提供などに取り組み、保育環境の整備を図ります。

No.	取組	内容	担当部署
12	延長保育の充実	就労形態の多様化などに対応するため、延長保育を市内全ての保育所において実施しています。 今後も保護者のニーズを捉え、延長保育時間の拡充に取り組みます。	こども育成課
13	一時預かりの充実	保護者の社会参加の高まりや就労形態の多様化等に対応するため、一時保育を私立保育所や柏原つどいの広場「ほっとステーション」において実施しています。 リフレッシュや一時的な利用のほか、待機児童対策として、今後も利用ニーズの増大が予想されるため、供給量の確保・拡充に努めます。	こども政策課 こども育成課
14	病児・病後児保育の充実	子どもが病気や病気回復期で保護者が仕事を休めないときに、一時的な病児・病後児保育を行っています。また、保育所等で子どもが体調不良となった場合の病児・病後児保育室までの送迎サービスも行っています。 今後も事業の周知に努め、必要なときに利用できるよう供給量の確保・拡充に努めます。	こども育成課
15	休日保育の検討	就労形態の多様化に伴う保育ニーズの多様化・細分化に対応するため、ニーズの動向を勘案し、休日保育の実施について検討していきます。	こども政策課 こども育成課
16	ショートステイ・トワイライトステイの充実	保護者の疾病やその他の理由により、一時的に子どもを養育することが困難な場合に、児童養護施設等で一定期間、児童の養育・保護を行っています。 必要なときに利用できるよう、施設の利用枠の確保に努めます。	こども政策課
17	多様な事業者の参入促進・能力活用支援の推進	地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規の事業者が、企業主導型保育施設、小規模保育事業等の開設を希望する場合、円滑に参入できるよう必要な支援を行います。	こども政策課

2. 子どもの豊かな感性を育む環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重

全ての子どもが、人権を持ったひとりの人間として尊重されるよう、子どもの権利に対する理解促進に向けた取組を進めるとともに、人権を侵害された子どもに対するケア体制の構築を図ります。

No.	取組	内容	担当部署
18	子どもの人権啓発の推進	<p>子どもの人権について、広く市民を対象に広報し、フォーラム等の実施、人権啓発カレンダーの配布などの啓発活動を行っています。</p> <p>いじめの重大事案には、教育委員会の調査に対して再調査を行ういじめ問題再調査委員会を設置しています。また、児童・生徒を対象にした生活アンケートの実施や学校警察連絡協議会の設置等により、いじめの早期認知と迅速な対応に取り組んでいます。</p> <p>人権教育の充実により、互いの人格を尊重し、仲間を思いやる学校づくりを推進します。</p>	人権推進課 指導課
19	人権尊重につながる学習機会の提供	<p>子育てに関する講座や親学習の講座を開催するなど、子育て世帯に学習機会を提供しています。子育てで孤立する家庭がないように、参加者同士が交流できる環境づくりや、多様な学習機会の提供に努めます。</p> <p>男女共同参画社会づくり講座では、学び合いに重点を置き、親子のつながりを持てる学習などを取り入れています。</p>	人権推進課 社会教育課
20	発達障害に対する理解の啓発	<p>健康診査等で見守りが必要と判断した場合には、学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)等の発達障害を理解するためのリーフレットなどで情報発信を行っています。</p> <p>今後も、健康診査時に様々な媒体を通して適切な情報提供を継続し、周知・啓発に努めるとともに保護者からの相談に対応します。</p>	健康福祉課 こども政策課
21	いじめ等の被害にあった子どもの保護の推進	<p>小中学校での、いじめ、不登校問題のカウンセリングや助言を行うスクールカウンセラーの派遣を行っています。教育研究所では、心理職による相談対応や適応指導教室を実施しています。</p> <p>いじめ等の被害にあった子どもを保護するとともに、心理職による心のケアなどの取組を推進します。また、思春期の子どもに関する相談窓口の周知啓発に努めます。</p>	こども政策課 指導課

(2) 学校、家庭、地域をつなぐ教育の推進

学校、家庭、地域が連携・協力して地域ぐるみで子どもの教育を進めていくことができるよう、地域に信頼される学校づくりに取り組みます。

No.	取組	内容	担当部署
22	開かれた学校教育の推進	<p>柏原市では学校を核とした教育コミュニティ活動として、スタディ・アフター・スクール事業、民間外部講師の活用を行っているほか、地域の団体が主催する小学校における地区懇談会や交流イベントなどが行われています。</p> <p>令和 2(2020)年度に小学校、令和 3(2021)年度には中学校で新しい学習指導要領が本格実施されることを踏まえ、改訂の主な趣旨である社会に開かれた教育課程の実現を目指して、学校と保護者、地域との信頼関係を形成し、地域に開かれた学校づくりを推進します。</p>	社会教育課 指導課
23	支援教育の充実	<p>一人ひとりの子どもの特性と保護者の意向を踏まえて、個別の教育支援計画、個別の指導計画を策定し、よりきめ細かな教育課程を編成・実施するように努めています。</p> <p>支援学級には子どもの状態に応じた専門性を有する教員を配置して、教育内容の研究、指導法の工夫改善を図ります。また、通常学級に在籍する全ての児童・生徒も対象としたユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むために、支援教育コーディネーターの活用を進めます。さらに、通級指導教室の増設を府に働きかけるなど、特別の支援が必要な児童・生徒に対して、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施します。</p>	指導課

(3) 放課後対策の充実

小学生の放課後の安心で安全な活動場所を確保するため、放課後児童会や放課後子ども教室の活動を充実して、総合的な放課後対策に取り組みます。

No.	取組	内容	担当部署
24	放課後児童会の充実	<p>柏原市では、放課後児童会を市内全小学校で開設しており、これまでに対象学年の拡大、開設時間の延長を行ってきました。特別な支援が必要な児童を受け入れる場合は放課後児童支援員等の加配を行い、児童の特性に応じた指導に努めています。</p> <p>今後も、放課後児童支援員等の確保に取り組むとともに、施設の老朽化に伴う修繕箇所が増加傾向にあるため、必要に応じて修繕に努め、安全面に配慮します。</p>	こども育成課

No.	取組	内容	担当部署
25	放課後児童支援員等の質の向上	放課後児童会の入会児童数は増加傾向にあり、保護者のニーズも高いことから、放課後児童支援員等の確保が課題となっています。 今後も、放課後児童支援員等の増員による適正な配置に努めるとともに、アレルギー児への対応、特別な配慮が必要な児童への支援等、多様化する問題に対し知識を幅広く習得するために外部の専門的な講師を招へいするなどして研修の充実に取り組みます。	こども育成課
26	放課後子ども教室の充実	児童が安全に安心して過ごせる居場所づくりのため、地域の協力のもと、全児童を対象として放課後などに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を年間 200 回程度開催しています。今後は、大阪府教育庁の紹介による協力企業・団体によるプログラムの活用を進めて、より多彩な活動内容の充実に努めます。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童会と放課後子ども教室の一体的運営や連携の推進を図ります。	こども育成課 社会教育課

(4) 地域の教育力の向上

子どもたちが住み慣れた地域の中で、人間として成長していく力を身につけることができるよう、自然環境や学校施設等を有効に活用し、自然や社会、文化体験ができる環境づくりに取り組みます。

No.	取組	内容	担当部署
27	スタディ・アフター・スクール事業の実施	大阪教育大学、関西福祉科学大学の学生と地域ボランティアが指導員となり、放課後学習の場の提供と自学自習の力の育成を目指すスタディ・アフター・スクール（SAS）を全小学校で実施しています。小学校、大学、地域の関係者による柏原市 SAS 推進委員会が年度計画を作成し、各小学校の校内 SAS 推進委員会で具体的な取組を進めています。 今後は、学生指導員及び地域ボランティアの確保を図り、児童の学習支援の充実に向けて取り組みます。	指導課
28	体験学習の充実	柏原市では、科学学習、歴史学習、自然観察など、小学生の多彩な体験学習を実施しています。 従来のチラシやウェブサイトによる告知だけでなく SNS を活用した広報などを工夫して、より多くの児童・生徒の参加につながるよう配慮するとともに、学習内容の充実に努めます。	社会教育課

No.	取組	内容	担当部署
29	子どもが健やかに成長できる社会環境づくりの推進	スマートフォンの普及により、インターネットや SNS の利用によるトラブル、事件の被害が低年齢化していることから、子どもに対する情報教育を行うとともに教職員、保護者に向けた啓発と学習機会を提供します。また、子どもに悪影響を与える有害情報等について、専門家の協力を得ながら対策を進めます。	指導課
30	児童館の整備の検討	子どもの成長の過程で重要な役割を担う「遊び」を通して異年齢集団や子育て家庭の親同士の交流も果たすことができる児童館の整備を検討します。	こども政策課
31	青少年の健全育成の推進	市内全小中学校に設置される青少年健全育成会は、パトロール、校区内清掃、学校美化活動、フェスティバル等の地域交流活動を行っています。地域の間関係が希薄化する中で、活動への参加を積極的に呼びかけ、地域の子どもを地域で育てるという機運を高めていく必要があります。青少年指導員等の関係団体や機関等との連携を更に深め、取組を推進します。	社会教育課

3. 子育て家庭を支える仕組みづくり

(1) 家庭における子育て力の向上

子どもが基本的な生活習慣、自立心や自制心、社会的なマナーを身につけることができるよう、家庭の教育力向上に向けた取組を進めます。

No.	取組	内容	担当部署
32	地域子育て支援拠点事業の充実	市内3か所に設置している子育て支援センターでは、子育て講習会の開催、保育士等による親子教室、施設開放、サークル支援、出張支援（公園ラリー）、子育て相談、養育家庭訪問等を行っています。また、地域ボランティアの協力を得ながら、未就園児とその保護者等が気軽に交流できる場を提供し、地域交流の促進を主な目的として、つどいの広場事業を市内3か所で実施しています。 保護者の育児不安や孤立化の解消、仲間づくりや親学習の場として、利用の拡大につながる事業展開に努めます。	こども政策課
33	養育家庭訪問事業（ママプラス）の実施	4か月健康診査終了の時期から、1歳半までの子どもがいる家庭の全戸を対象に、子育て支援センター等の保育士が家庭訪問し、子育ての疑問や悩みを聞いたり、地域の子育て支援情報を提供したりしています。 柏原市の子育て支援サービスを気軽に活用するきっかけづくりと子育て世帯へのアウトリーチ支援を行います。	こども政策課

No.	取組	内容	担当部署
34	産じょく期ヘルパー派遣事業の実施	<p>出産後の体調不良や育児不安などで育児や家事が困難な核家族などの家庭に対し、ヘルパーを派遣して育児援助や家事支援を行っています。</p> <p>子どもの適切な養育環境づくりを支援するとともに支援の必要な母親の見守りに結びつけます。</p>	こども政策課
35	認定こども園、幼稚園、保育所等における地域の子育て機能の強化	<p>市内の認定こども園、幼稚園、保育所等では、子育てに関する不安の解消や子育てにおける負担の軽減を図るため、未就園児を対象とした園庭開放や施設開放、保育士や地域ボランティアによる子育て相談等を行っています。また、公立幼稚園において、2～3歳児とその保護者を対象として、親子の絆をより深めて親としての自覚と自信を高めること、家庭教育力及び地域教育力の向上などを目指し、家庭教育講座「親と子のための教室」を開催しています。</p>	こども育成課 社会教育課
36	利用者支援事業の実施	<p>子どもとその保護者が、認定こども園、幼稚園、保育所等での教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所等の身近な場所で、保育士が相談を受け付けています。</p> <p>今後は、子育て世代包括支援センターと密に連携して、情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、夜間・休日の時間外相談や出張相談、外国人子育て家庭等を支援するための多言語対応への取組などを検討します。</p>	こども政策課 こども育成課
37	相談支援体制の充実	<p>保健センター、子育て支援センター、つどいの広場、保育所等において、幅広く子育てに関する相談を受け付けているほか、療育教室や教育研究所などの専門相談の窓口を設けています。</p> <p>子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠中から子育てまでの相談に関するワンストップ窓口として位置付けるとともに関係機関との連絡調整機能を発揮して、切れ目なくきめ細やかな支援を提供できる体制を構築します。</p>	健康福祉課 こども政策課 こども育成課 指導課
38	情報提供の充実	<p>妊娠期から子育て期に必要な情報を網羅した子育て情報誌「子育てほっと情報」を発行し、妊娠届出時に面接で配布するほか、市の窓口やウェブサイト等で情報提供を行っています。また、地域子育て支援拠点等では定期的に情報紙を発行しています。</p> <p>今後は、必要な情報が必要な人に届くよう、SNS の活用も視野に入れた情報発信の工夫に努めます。</p>	健康福祉課 こども政策課

No.	取組	内容	担当部署
39	ブックスタートの推進	保健センターで行われる4か月児健康診査時に、ボランティアとの共催により、絵本を配布し、読み聞かせを行っています。ブックスタートを推進することで、豊かな親と子のコミュニケーションの形成や子どもの読書習慣の育成に努めます。	図書館

(2) 地域における子育て力の向上

子どもたちが住み慣れた地域の中で、人間として成長していく力を身につけることができるよう、自然環境や学校施設等を有効に活用し、連携・協力を図りながら、地域における子育て支援の輪を拡大していく取組を進めます。

No.	取組	内容	担当部署
40	地域との連携の推進	身近な地域で住民の立場に立って相談に応じる民生・児童委員は、各小学校区に配置されている主任児童委員を中心に、子どもの見守りや保護者の相談支援も行っています。また、柏原市社会福祉協議会の地区福祉委員が運営する子育てサロンが市内4か所で開催されているほか、地区福祉委員はつどいの広場の運営委員となり、地域の子育て支援を担っています。 地域住民の主体的な活動が活性化し、地域の子育て力の向上につながるよう支援します。	福祉総務課 こども政策課
41	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の充実	ファミリー・サポート・センターは、保護者の仕事や私用などの際の認定こども園、幼稚園、保育所等の送り迎えや小学校児童の見守り等に活用されています。 会員を対象として、子どもの発達や安全などをテーマにした研修会と子どもと一緒に参加できる交流会を定期的で開催しているほか、誰でも参加できる子育てサロンを月に2回開催しています。	こども育成課
42	異年齢・世代間交流の促進	柏原市では、青少年講座や地域ふれあい活動事業、公立保育所でのゆうゆう広場、公立幼稚園での親学習講座の実施、また、ジュニアリーダー・シニアリーダーと子ども会との連携など、異年齢の子ども同士や地域の多世代交流、他団体交流の機会を設けています。	こども政策課 こども育成課 社会教育課
43	子育て応援イベントの実施	子育て支援施設、幼稚園、保育所等をはじめ、子育てを応援する柏原市の子育て支援施設、大学等の協力を得て、多彩な催しを親子で楽しんでもらい、市全体で子育てを応援する機運の醸成を図っています。	こども政策課 こども育成課

No.	取組	内容	担当部署
44	子育てサークルの育成支援	市内の子育て支援センターでは、保護者による子育てサークルが活動する場や情報の提供などの支援を行っています。保護者同士の仲間づくりは、子育ての悩みや不安の軽減にもつながることから、子育てサークルの育成に努めます。	こども政策課
45	子育てボランティアの育成と活動支援の実施	子育てサロンにおける地区福祉委員やつどいの広場の運営ボランティアなど、子育て経験のある地域のボランティアによる活動が行われています。 伝承遊びや体験活動指導なども含めて、子どもたちが様々な大人に接して、豊かな感性を養い、健やかな成長につながるよう、柏原市ボランティアセンターとの連携や、子育てボランティアの育成に努め、地域の子育て力の底上げを図ります。	こども政策課

(3) 子育て家庭への経済的支援の充実

保護者が経済的負担から子育てに困難を感じないように、また、家庭の経済的な理由により適切な保育・教育が受けられない子どもが発生することのないよう、各種手当の支給と子育てに係る費用の助成を行います。

No.	取組	内容	担当部署
46	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	令和元(2019)年10月から実施された幼児教育・保育の無償化の一環として、従来の就園奨励費の適用を受ける私立幼稚園に通園している一定収入以下の世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯に対し副食費（おかず）相当額の助成を行います。なお、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品などの実費負担分への助成については引き続き実施を検討します。	こども育成課
47	児童手当の支給	子どもを養育する家庭の生活の安定と次代を担う子どもの健全育成を図るため、中学校卒業までの子どもを養育している方に、児童手当を支給します。	こども政策課
48	こども医療費の助成	中学3年生までの子どもを対象に、保険診療に必要な医療費の自己負担額の一部を助成しています。 今後は助成対象年齢の更なる拡大について検討を進めます。	こども政策課
49	幼児教育・保育の無償化の実施	認定こども園、幼稚園、保育所等の3歳児未満の非課税世帯及び3歳児以上の保育料を無償化します。また、認可外保育施設等の利用、幼稚園における預かり保育についても一定の条件のもと、給付を行います。	こども政策課 こども育成課
50	保育料の軽減	3歳児未満の認定こども園、保育所等の市が定める保育料については、国基準額からの軽減を継続して実施します。	こども育成課

4. 安心・安全のまちづくり

(1) 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進

子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくりのため、子育てバリアフリーの視点から公共施設等の整備や子ども連れでも外出しやすい地域環境整備に取り組みます。

No.	取組	内容	担当部署
51	人にやさしい公共施設や道路の整備・充実	乳幼児と一緒に外出時に授乳やおむつの交換など利用できる Baby ステーションを公共施設や銀行、スーパーなど市内各所に設置しています。また、歩行者の安全を確保するため、計画的な道路整備を進め、市内道路のパトロールを強化するとともに、必要に応じ整備・補修を行っています。 誰もが移動しやすいよう、バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化を進めます。	健康福祉課 こども政策課 都市政策課 都市管理課
52	公園等の整備・充実	子どもが、公園等の施設を安全で快適に利用できるよう、施設や遊具の点検や、必要に応じた補修や修繕を行いながら、老朽化した遊具の更新、公園内トイレの改修など公園環境の整備・充実に努めます。	都市政策課 都市管理課
53	空き家等の有効活用による地域環境の活性化	市内に点在する空き家等を有効活用することにより、柏原市への移住及び定住を促進し、空き家の抱えるリスクを解消して地域の活性化を図ります。	産業振興課

(2) 子どもの安全の確保

子どもが地域で安全に暮らせるよう、警察や学校、地域と連携・協力し、交通安全対策や防犯対策に取り組みます。

No.	取組	内容	担当部署
54	子どもを犯罪等から守るための活動の充実	青少年健全育成活動事業として、こども 110 番の家（子どもの緊急避難場所）、子どもの安全見まもり隊（小学生登下校時の見守り）、巡視活動等を年間を通して行っています。こども 110 番の家の新規登録を呼びかけます。 町会に対する LED 防犯灯や防犯カメラの設置補助制度を設けて地域の防犯対策事業を推進しています。町会、防犯協会や警察等との連携により情報共有や啓発に努め、安全安心なまちづくりに努めます。	地域連携支援課 社会教育課

No.	取組	内容	担当部署
55	子どもを交通事故から守るための活動の推進	年に2回、全国交通安全運動の一環として、幼稚園、保育所、小学校が柏原警察署と連携しながら交通安全教室を実施して、園児・児童に対して正しい交通ルールの教育を行っています。子どもの交通安全教室を継続的に実施するとともに、路上駐車させないなどの交通マナーの向上について、警察と連携した啓発・取組を進めています。	こども育成課 都市政策課 学務課
56	通学路等の安全確保	子どもを交通事故から守るために、教育委員会、こども育成課、都市政策課、柏原警察で通学路安全点検を実施し、通学環境の改善を図っています。 令和元(2019)年度に策定した「柏原市交通安全総合整備計画」に基づき計画的に通学路等の安全対策を実施し、効果等の検証を行い、対策の改善及び充実に努めます。	こども育成課 都市政策課 学務課
57	子どもの事故予防のための啓発等の推進	乳幼児健康診査において事故防止に向けたリーフレットを配布し、子どもの発達段階に応じた事故防止についての健康教育を実施しています。また、乳幼児の事故の大半は家庭内で発生していることから、保護者に対して事故防止の意識啓発や学習機会の提供に努めます。	健康福祉課

5. 仕事と生活の調和の促進

(1) 子育てにやさしい就労環境づくりの促進

子育てをしながら働きたい人が仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくりに取り組みます。

No.	取組	内容	担当部署
58	子育てと仕事を両立できる就労環境づくりの促進	企業を対象に子育て中の女性の活用をテーマにセミナーを開催するなど、女性活用の意識啓発に取り組んでいます。 子育て中の男女が、子育てと仕事の両立を実現できるよう、求職者に対する就労相談の実施や、育児休業制度等普及を推進するなど、就労環境改善に取り組んでいます。	産業振興課
59	再就職支援の推進	公民連携の手法により、母親労働拠点創出事業として、就学前の子どもを持つ女性が子どものそばで働けるオフィス「ママスクエア柏原店」を柏原市立勤労者センターに開設しています。出産を機に離職した人や育児休業取得後の職場復帰を目指す人々を対象に、再就職支援のためのイベントや企業説明会を実施し、子育て世代が活躍できる環境づくりを推進します。	産業振興課

(2) 男女共同参画の推進

育児や家事の負担が女性に偏らないよう、男女共同参画意識を広く浸透させるとともに、男性の家庭参加促進に取り組みます。

No.	取組	内容	担当部署
60	男性の育児・家事への参加促進	男性が、家事や育児に参加することで、ワーク・ライフ・バランスを充実させるきっかけとなるよう、男性のための料理教室などを開催しています。また、妊娠届出時に父子手帳を配布し、両親教室では、沐浴指導や妊婦体験を通して実践的な体験学習の機会を提供するなど、様々な機会を設けて男性の育児や家事参加に対する意識の向上を図ります。	人権推進課 健康福祉課
61	若い世代の子育て意識の醸成	中学生が、乳幼児とのふれあいの体験等を通して次代の親としての自覚と責任に対し理解を深めるため、保育所等での職業体験学習を行っています。 キャリア教育の面からも子ども達の情緒発達の面からも重要であることから、受入先の確保に努めます。	指導課

6. 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、保育サービスの提供等の子育て支援のほか、経済的支援、生活支援、就業支援など、専門家による総合的な支援に取り組みます。

No.	取組	内容	担当部署
62	児童扶養手当の支給	離婚や父又は母の死亡などで、ひとり親となった児童を養育している母（父）子家庭に対し、その生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども政策課
63	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の児童とその児童を養育する父又は母の保険診療に必要な医療費の自己負担額の一部を助成します。	こども政策課
64	母子・父子自立支援プログラムの策定	児童扶養手当受給者に対し、個々の状況に応じた母子・父子自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所と連携して継続的な自立・就業支援を実施しています。プログラム策定後の継続的なフォローを充実します。	こども政策課
65	ひとり親家庭のための自立支援給付金の支給	ひとり親家庭の自立促進を図るため、主体的な能力開発の取組を支援し自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金を支給します。 ひとり親家庭の親の就業に結びつきやすい資格の取得を容易にし、生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども政策課

No.	取組	内容	担当部署
66	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	大阪府が行う母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金、修学支度資金、生活資金等）の貸付に関する受付や相談対応を行い、ひとり親家庭と寡婦の経済的な自立を支援します。	こども政策課
67	母子の生活と自立のための支援の実施	様々な事情で、児童の養育が十分にできない母子を母子生活支援施設へ入所させ、自立に向けた支援を行います。	こども政策課
68	母子・父子自立支援員による相談支援の実施	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行っています。母子・父子自立支援員のスキルアップを図り、社会資源の活用に向けた情報提供を実施して適切な支援に結びつけます。	こども政策課
69	保育所への優先入所	ひとり親家庭の児童の保育所入所、放課後児童会入会に対し、優先的な配慮を行います。	こども育成課
70	養育費確保に向けた支援の推進	養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取決めを促すことを目的に、離婚前の相談時点で適切な助言や情報提供等の支援を行います。養育費確保のための支援制度の確立について検討します。	こども政策課

（２）障害や発達上の課題のある子どもとその家庭への支援の充実

障害や発達上の課題のある子どもが、地域社会の中で豊かな生活を送ることができるよう、自立や社会参加に向けた取組を進めます。

No.	取組	内容	担当部署
71	障害児保育の充実	一人ひとりの状況に応じた保育を受けられるよう、療育相談員が市内保育所、公立幼稚園、地域子育て支援拠点、療育教室へ巡回指導等を行っています。保育士が子ども一人ひとりの特性を理解して、質の高い保育の実践につながるよう支援します。	こども政策課 こども育成課
72	障害児療育等の充実	健康診査等により発達の遅れがみられる幼児に対して療育指導や発達相談を行い、医療や教育等の関連機関との連携により、早期療育に結びつけています。地域子育て支援拠点においても保健センターと連携し、親子教室、療育教室等を実施しています。 子どもへの支援とともに保護者が子どもの障害や発達上の課題を理解し、家庭で適切な対応ができるよう支援します。	障害福祉課 こども政策課

No.	取組	内容	担当部署
73	保育所等訪問支援の実施	保育所等訪問支援事業所の支援員が、保育所や幼稚園を訪問して、特別な配慮を必要とする児童及びその担当保育士等に対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行っています。 適切なアセスメントに基づき、子どもの成長・発達を促せるよう、支援員の確保に努めます。	障害福祉課 こども政策課
74	幼児療育教室の実施	発達の遅れがみられる幼児とその保護者を対象に、幼児療育教室を実施しています。療育活動を通して幼児の基本的な生活習慣の確立と集団生活への適応のための支援を行うとともに、保護者の幼児への関わりを支援します。 子ども一人ひとりのより良い発達につながるよう、子育て支援センターや子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点等が密に連携して支援を実施し、発達に応じた個別の支援ができる環境を整えるなど、児童発達支援センターの設置も含めた総合的な取組を検討します。	障害福祉課 こども政策課
75	特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の就学支援を図るために専門医・指導員による助言を行うほか、自立支援協議会「こども部会」を通して教育、福祉、医療等の関係機関が集まり、切れ目のない一貫した支援が行えるよう協議の場を設置しています。 児童の個人情報保護の配慮を行いつつ、関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるための支援体制を確立します。	障害福祉課 こども政策課 こども育成課 指導課
76	障害児相談支援の実施	特別な支援を必要とする子どもの心身の状況や環境、本人又は保護者の意向を踏まえて相談支援事業所が「障害児支援利用計画」を策定し、サービス事業者と連絡調整を行います。また、サービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行い、必要な情報の提供や助言、相談内容に沿った支援を行います。	障害福祉課
77	障害児通所支援の実施	発達の遅れがみられる幼児一人ひとりに、障害児通所支援サービスを通して発達の支援を行います。 障害児通所支援事業所における支援の質の向上を図るために、「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項」に基づき、支援内容の適正化を図ります。	障害福祉課
78	障害児（者）の日常生活における支援の実施	障害児（者）の福祉の増進を図るため、補装具費の支給、日常生活用具の給付・貸与、重度身体障害児（者）が住環境の改善を行う場合の給付などを実施しています。 必要な人に適切に支給して、生活の質の向上を図ります。	障害福祉課

No.	取組	内容	担当部署
79	介護給付費の支給	在宅の障害児（者）の自立と社会参加を目的として、日常生活に必要な支援であるホームヘルパー等を派遣するなど、生活全般にわたる介護サービスを提供します。	障害福祉課
80	特別児童扶養手当の支給	一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母等に対して、特別児童扶養手当を支給して生活の安定を図ります。	障害福祉課
81	放課後児童会における障害児保育の充実	一人ひとりの特性に応じた保育を受けられるよう、加配放課後児童支援員等の適切な配置を行い、子どもの特性を理解して実践的な指導を行うための研修等によって放課後児童支援員等の専門性の向上に努めます。	こども育成課
82	重度障害者（児）等への医療費の助成など	心身の障害の状態の軽減を図り、自立した社会生活を営むために、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成制度によって保険診療に必要な医療費の自己負担額の一部を助成します。	障害福祉課
83	障害児福祉手当の支給	20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障害児（者）に対して手当を支給しています。	障害福祉課
84	児童発達支援センターの設置	地域の障害や発達上の課題のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う児童発達支援センターを市又は圏域に設置することを目指します。	障害福祉課
85	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所ずつ確保することを目指します。	障害福祉課
86	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	自立支援協議会「こども部会」において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しています。	障害福祉課

(3) 児童虐待防止対策の推進

増加傾向にある児童虐待に適切に対応するために、柏原市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携の強化を図り、虐待の予防から虐待事案への早期対応まで一貫した取組を進めます。

No.	取組	内容	担当部署
87	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）の円滑な運営	要保護児童対策地域協議会を設置し、保健、医療、福祉、教育など、児童に関係する機関が連携しながら、特定妊婦や児童虐待の早期発見・対応等に取り組み、児童相談所との円滑な連携協働体制を構築しています。 構成機関との迅速な情報共有や連携強化、各機関の専門性を生かすなど、虐待防止に向けて全庁的に取り組んでいます。	健康福祉課 こども政策課 指導課 ほか
88	配偶者・パートナー間の暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）の根絶	両親の間で起こる暴力は、子どもにとっての心理的虐待に当たると定義されており、子どもが安心して育つ環境を守るためにも、DVを許さない社会意識を啓発し、相談窓口の周知・充実に努めます。	人権推進課 こども政策課
89	児童家庭相談援助の実施	家庭児童相談室では、子どもや子育てに関する様々な相談を受け、必要な情報提供を行っています。また、虐待の未然防止・早期発見に視点をのいた調整機関として、実務担当者会議で関係機関と個別ケースの援助方針を確認し、子どもの安全確保と子どもの最善の利益を考慮した支援に取り組んでいます。	こども政策課
90	中学校区虐待防止連絡会の実施	各中学校区内の小中学校、認定こども園、幼稚園、保育所等の関係機関が情報交換を行い、児童虐待の防止、早期発見に努めます。校区によって関係機関の参加や情報共有レベルに差があることから、全市的な活動の平準化に努めます。	こども政策課 指導課
91	児童虐待防止の啓発	児童虐待防止に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、広報誌への掲載、講演会の開催などを通して広く啓発を行っています。多様な媒体による啓発を工夫して、児童虐待の早期発見につながるように努めます。	こども政策課
92	児童虐待防止に向けた地域との連携	主任児童委員などに虐待防止研修会への参加を促し、虐待防止のための意識共有を行っています。 今後は、身近な地域の支援者と連携して見守りができる体制を構築します。	こども政策課
93	子ども家庭総合支援拠点の設置	全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象として、福祉に関し必要な支援全般を行います。福祉、保健、医療、教育、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携し、適切に情報を共有しながら切れ目のない支援を行う、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みます。	こども政策課 指導課

(4) 子どもの貧困対策の推進

平成 26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が示されました。柏原市では、子どもたちの豊かで明るい未来を創造していくため、平成 28(2016)年 3 月に「子どもの豊かな未来を考えるプロジェクトチーム」を設置し、同年 9 月に「子どもの生活実態調査」を大阪府と共同で実施して、その実態を確認しました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等のため、関係部局間の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ効果的な施策の検討・取組を進めています。

① 子どもの生活実態調査について

● 調査対象者・方法・期間等

調査対象者	市内の公立学校に在籍する小学 5 年生とその保護者 512 世帯 市内の公立学校に在籍する中学 2 年生とその保護者 643 世帯
調査方法	各学校を通して配布・回収
実施期間	平成 28(2016)年 9 月 5 日から 9 月 23 日
その他	大阪府との共同実施は、柏原市を含む 13 市町※です。また、大阪府は 13 市町を除く地域の住民基本台帳より無作為抽出した 8,000 世帯に対して、同年 7 月に調査を実施しました。 ※ 大阪市、門真市、八尾市、豊中市、吹田市、能勢町、枚方市、交野市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、泉佐野市、柏原市

● 回収状況等

調査対象	配布世帯数	回収世帯数	回収率
小学 5 年生	512	453	88.5%
中学 2 年生	643	434	67.5%
合計	1,155	887	76.8%

● 調査結果

子どもの貧困率※

柏原市	大阪府	全国
13.0%	14.9%	13.9%

※子どもの貧困率とは、子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線※に満たない子どもの割合

※貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額

等価可処分所得※に基づく困窮度の分類

困窮度分類	割合
中央値（250 万円）以上	50.4%
困窮度Ⅲ（中央値の 60%以上）	29.3%
困窮度Ⅱ（中央値の 50%以上）	7.3%
困窮度Ⅰ	13.0%
合計	100.0%

※等価可処分所得
世帯の可処分所得（手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

② 子どもの貧困対策の取組

「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられた重点施策に基づく現在の取組は以下のとおりです。

【 教育の支援 】

No.	取組	内容	担当部署
94	「かしわらっ子はぐくみプラン」の推進	平成 31(2019)年度から令和 3(2021)年度までを計画期間として、第2期柏原市学力向上3カ年計画「かしわらっ子はぐくみプラン」を策定しています。「かしわらっ子はぐくみプラン」では、幼小中一貫教育によってつながりのある学びを推進し、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の定着のために家庭等に向けた啓発を行うなど、教育委員会、学校、家庭が一体となって柏原の全ての子どもたちに確かな学力を育むための取組を進めています。	指導課
95	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを中学校区に配置し、いじめ、不登校等の対応について、教育分野に関する知識に社会福祉等の専門的な知識・技術を加え、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行っています。	指導課
96	柏原市奨学金貸付の実施	高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に進学する生徒を対象に奨学金を貸付けています。必要な生徒が奨学金を活用できるよう、積極的な周知を行っています。	指導課
97	職業体験学習事業（中学生対象）の実施	全ての生徒が、望ましい勤労観、職業観を育み、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現を目指す意欲の高揚を図り、生きることの尊さを実感できるよう、地元企業等の協力のもと、職業体験等のキャリア教育を実施しています。	指導課
98	就学援助の実施	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒やその保護者に対し、必要な支援を行っています。	学務課
99	支援教育就学奨励費の支給	市立の小・中学校の支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、支援教育の普及、奨励を図るため、その負担能力の程度に応じて就学に当たり必要な費用の一部を援助しています。	学務課
100	学校給食の実施	子どもたちの豊かな人間性と生きる力を育むには、何よりも「食」が重要です。知育・徳育・体育の基礎となるべき「食」をより充実させるため、市内全小中学校において学校給食を実施しています。	教育総務課 学務課

（「第5章 施策の具体的展開」内で重複する取組（再掲のため内容は割愛））

No.	取組	担当部署
21	いじめ等の被害にあった子どもの保護の推進	こども政策課 指導課
22	開かれた学校教育の推進	社会教育課 指導課

No.	取組	担当部署
26	放課後子ども教室の充実	こども育成課 社会教育課
37	相談支援体制の充実	健康福祉課 こども政策課 こども育成課 指導課
42	異年齢・世代間交流の促進	こども政策課 こども育成課 社会教育課

【 生活の支援 】

No.	取組	内容	担当部署
101	人権相談の実施	日常生活において生じる人権問題、いじめ、体罰、差別、家庭内や近隣間のトラブル、悩み事等を問題に応じて自ら主体的な判断により解決できるように、人権擁護委員や人権相談員らが相談に応じ、適切な助言や情報提供などを行っています。	人権推進課
102	生活困窮者自立支援の実施	経済的な問題や不安を抱え、今後の生活が立ち行かなくなるおそれがある方からの相談を受け、生活の自立、就労・就労準備、家計改善、子どもの学習・生活の支援、住居確保給付金の給付等を継続的に実施するため、生活困窮者自立支援事業を実施しています。	福祉総務課
103	生活保護世帯に対する生活支援の実施	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく扶助を受けている世帯に対し、ケースワーカーが定期的に訪問し、生活全般に関する相談に応じ、必要に応じて、関係機関との調整等を行っています。	福祉総務課
104	生活困窮者に対する支援会議の開催	生活困窮者支援に携わる関係機関等を構成員とし、生活困窮者支援に関する情報・課題の共有や分析、支援方法の検討や役割分担の整理のため、支援会議を開催しています。	福祉総務課
105	社会的居場所づくりへの支援	社会に居場所がないと感じている全ての世代の方達が健やかに生活できる環境整備を進めるため、食事や、団らんなどを通して、安全に、安心して過ごせる場所を提供する団体・グループを支援します。	福祉総務課
106	健康増進事業の実施（各種検診等）	保健センターでは、健康づくり事業として、各種がん検診や歯周疾患検診、栄養教室や運動教室、健康相談や栄養相談などを実施しています。	健康福祉課
107	各種相談窓口の連携強化	子どもや保護者が抱える教育、子育て、生活、就労等の悩みについて、相談窓口を設けて対応しています。	人権推進課 産業振興課 福祉総務課 健康福祉課 こども政策課 こども育成課 指導課 など

（「第5章 施策の具体的展開」内で重複する取組（再掲のため内容は割愛））

No.	取組	担当部署
13	一時預かりの充実	こども政策課 こども育成課
16	ショートステイ・トワイライトステイの充実	こども政策課
32	地域子育て支援拠点事業の充実	こども政策課
33	養育家庭訪問事業（ママプラス）の実施	こども政策課
34	産じょく期ヘルパー派遣事業の実施	こども政策課
68	母子・父子自立支援員による相談支援の実施	こども政策課
第6章	母子保健事業の実施	健康福祉課 など

【 保護者に対する就労の支援 】

（「第5章 施策の具体的展開」内で重複する取組（再掲のため内容は割愛））

No.	取組	担当部署
58	子育てと仕事を両立できる就労環境づくりの促進	産業振興課
59	再就職支援の推進	産業振興課

【 経済的支援・その他支援 】

No.	取組	内容	担当部署
108	助産施設入所保護事業	<p>出産のときに経済的な理由により入院することが困難な場合、児童福祉法第22条に基づき低額の費用で入院助産を受けることができます。</p> <p>入院助産が必要な妊産婦が助産制度を活用できるよう、関係機関及び団体等に対して周知を行い、サービスの円滑な実施を図ります。</p>	こども政策課

（「第5章 施策の具体的展開」内で重複する取組（再掲のため内容は割愛））

No.	取組	担当部署
47	児童手当の支給	こども政策課
48	こども医療費の助成	こども政策課
62	児童扶養手当の支給	こども政策課
63	ひとり親家庭医療費の助成	こども政策課
65	ひとり親家庭のための自立支援給付金の支給	こども政策課
70	養育費確保に向けた支援の推進	こども政策課

第6章 親と子の健康の確保及び増進（母子保健計画）

1. 母子保健計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化により、自分の子どもが生まれるまで乳児と接したことがない親が増えています。経験が乏しいことによる知識不足の中、インターネット検索で多くの情報に接することで不安感を抱える場合も多く、妊娠期からの育児不安の解消と安心して出産、子育てができる支援体制が求められています。

また、産後うつ症状を感じる産婦が少なからずいることから、産婦の健康支援と出産直後の子育てを支える仕組みが求められています。

これまでも、母子保健と子育て支援は密接な関係がありましたが、これまで以上に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供の重要性を認識して、「子育て世代包括支援センター」として母子保健と子育て支援を提供し、さらに、公民問わず関係機関との横断的な連携を強化して、継続的・包括的な支援を行っていくことが求められています。

子育てに関する不安や負担感が高い場合、母親の健康状態だけでなく、育児や子どもの成長・発達に悪影響を与える可能性があります。妊婦の時点での状況を把握することが、将来的に支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援につながるため、特に妊娠届出時に保健師等による面接を行って、妊婦の気持ちや家庭の状況を把握することが重要になります。

産前産後から子育て期にかけても、健康診査、訪問指導、健康教育、相談などあらゆる保健事業の機会を捉えて、保護者と子どもの健康支援、児童虐待防止、子育て支援の視点で継続的に子育て家庭に寄り添う姿勢が必要となっています。

こうした認識のもと、本計画の一部として、母子保健計画を策定します。

2. 母子保健に関する市の状況

(1) 出生の状況

新生児死亡、未熟児数、死産数、乳児死亡数ともに大きな変動はありません。

■新生児（生後4週未満）死亡（人）

	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
新生児死亡数	0	1	0	0	0	-

資料：大阪府人口動態統計

■未熟児数（人）

	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
1,000g 未満	2	1	2	0	0	-
1,000～1,499g	1	2	1	2	1	-
1,500～1,999g	7	3	1	0	2	-
2,000～2,499g	44	41	40	30	43	-
合計	54	47	44	32	46	-

資料：大阪府人口動態統計

■死産数（人）

	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
自然死産数	4	6	3	8	3	-
人工死産数	4	5	2	7	1	-
合計	8	11	5	15	4	-

資料：大阪府人口動態統計

■乳児死亡数（生後1年未満の死亡）（人）

	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
乳児死亡数	0	1	0	0	1	-

資料：大阪府人口動態統計

(2) 妊娠届（母子健康手帳の交付）の状況

出生数の減少傾向により妊娠届・母子健康手帳の交付件数も減少傾向です。妊娠届出時に保健師等が面接を行い、妊婦健康診査受診券、父子手帳、マタニティマーク等の交付をしています。

■妊娠届・母子健康手帳の交付（件）

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
11 週以内	513	494	472	420	437
12～19 週	19	11	17	13	11
20～27 週	1	2	5	0	5
28 週～	3	0	2	2	2
産後	2	1	1	0	1
不詳	7	16	3	2	0
合計	545	524	500	437	456

資料：健康福祉課

(3) 訪問指導の状況

生後2か月から3か月頃の乳児を対象に保健師等が全戸訪問指導を行っています。訪問率は上昇しており、ほぼ全員の把握を行っています。

希望者に対して行う新生児訪問（生後 28 日以内）は、平成 29(2017)年度から対象を拡大し、生後 28 日以上4か月頃までは助産師のすこやか訪問として実施しています。

■乳児家庭全戸訪問

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
対象者（人）	516	509	461	472	420
訪問数・訪問率（人・％）	466(90.3)	477(93.7)	441(95.7)	451(95.6)	407(96.9)
把握数・把握率（人・％）	509(98.6)	494(97.1)	457(99.1)	465(98.5)	417(99.3)
未把握数（人）	7	15	4	7	3

※把握数は、里帰り中・入院中・保健センター来所・転出の人を含む人数

資料：健康福祉課

※未把握数は、4か月児健康診査までに連絡つかず及び訪問拒否等の人数

■新生児訪問・すこやか訪問（助産師による訪問指導）（人）

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
訪問数	134	114	111	113	98

資料：健康福祉課

(4) 乳幼児健康診査等の状況

乳幼児健康診査は、3歳6か月児健康診査の受診率がこの5年間では9割前後となり、その以前に比べて高くなっています。

経過観察健康診査は、乳幼児健康診査等で発育・発達について経過観察が必要な乳幼児に対して医師や心理職が行っています。身体面に関することは予約クリニック、精神面に関することは発達相談として実施しています。この5年間では発達相談の相談件数が増加して各年とも100件を超えています。

歯科健康診査は、5年前と比べて、2歳6か月児、3歳6か月児の受診率は上昇傾向で、いずれの年齢児ともに虫歯の本数が減少しており、保護者の関心が高まっていると考えられます。

■乳幼児健康診査等の受診状況

		平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
乳児一般健診	受診者数(人)	411	406	426	435	389
乳児後期健診	受診者数(人)	444	402	434	431	412
4か月児 健診	対象者(人)	525	500	472	484	411
	受診者(人)	522	483	465	476	408
	受診率(%)	99.4	96.6	98.5	98.3	99.3
1歳6か月児 健診	対象者(人)	520	552	497	470	487
	受診者(人)	495	532	480	458	467
	受診率(%)	95.2	96.4	96.6	97.4	95.9
3歳6か月児 健診	対象者(人)	566	533	523	547	496
	受診者(人)	504	492	474	481	461
	受診率(%)	89.0	92.3	90.6	87.9	92.9

資料：健康福祉課

■経過観察健康診査(件)

		平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
経過観察健診	予約クリニック	60	53	36	42	28
	発達相談	124	112	117	105	114

資料：健康福祉課

■ 歯科健康診査・歯科指導

		平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
1歳6か月児 歯科健診	対象者（人）	520	552	497	470	487
	受診者（人）	495	530	482	457	465
	受診率（％）	95.2	96.0	97.0	97.2	95.5
	虫歯本数（本）	19	26	7	4	3
	咬合異常（人）	29	17	21	24	15
2歳6か月児 歯科健診	対象者（人）	544	532	522	551	466
	受診者（人）	396	420	445	403	401
	受診率（％）	72.8	78.9	85.2	73.1	86.1
	虫歯本数（本）	38	72	62	17	41
	不正咬合（人）	45	36	39	52	42
3歳6か月児 歯科健診	対象者（人）	566	531	523	547	496
	受診者（人）	504	492	482	481	460
	受診率（％）	89.0	92.7	92.2	87.9	92.7
	虫歯本数（本）	231	245	285	227	203
	不正咬合（人）	60	44	50	44	37
1歳7か月児歯科指導	件数	57	71	50	61	53
2歳7か月児歯科指導	件数	50	48	52	50	52

資料：健康福祉課

※1歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児歯科健康診査は、乳幼児健康診査と同時開催

（5）教室・相談事業の状況

栄養教室は、保護者に対する離乳食の知識の提供や子どもが正しい食習慣を身につける支援を行うとともに食に関する相談に対応しています。

子どもの健康相談については、身体計測・栄養・歯科・健康などの相談を、平成28(2016)年度以降、年間24回から18回に変更し、市内4カ所で開催しています。地域における子育て相談窓口が多様化していることなどを背景に相談件数は減少しています。

■ 栄養教室（組）

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
離乳食講習会	349	352	355	457	291
幼児食講習会	250	159	185	123	139

資料：健康福祉課

■ 健康相談（人）

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
子どもの健康相談	772	657	437	416	274

資料：健康福祉課

(6) 予防接種の接種状況

予防接種については、予防接種法に基づき、個別又は集団で定期接種を実施しています。保護者の利便性を考慮して、平成 25(2013)年度から八尾市、平成 28(2016)年度から東大阪市の医療機関等でも予防接種（東大阪はBCGを除く）を受けることができるようになっていきます。

■ 予防接種

		平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
BCG	接種者 (人)	538	466	472	474	403
	接種率 (%)	99	93	94	89	89
二種混合	接種者 (人)	424	384	369	332	384
	接種率 (%)	62	63	70	63	65
三種混合	接種者 (人)	112	1	1	0	0
	接種率 (%)	40	0.4	0.4	-	-
四種混合	接種者 (人)	2,062	2,032	1,881	1,947	1,691
	接種率 (%)	95	94	90	96	93
不活化 ポリオ	接種者 (人)	332	131	57	37	11
	接種率 (%)	49	11	3	79	31
ヒブ	接種者 (人)	2,102	1,990	1,870	1,894	1,665
	接種率 (%)	97	92	89	93	92
小児 肺炎球菌	接種者 (人)	2,093	2,022	1,864	1,900	1,667
	接種率 (%)	97	93	89	94	92
日本脳炎	接種者 (人)	1,789	1,690	2,967	2,683	2,712
	接種率 (%)	84	90	79	97	97
子宮 頸がん	接種者 (人)	7	5	0	8	49
	接種率 (%)	1	0.4	-	1	4
麻しん 風しん	接種者 (人)	1,076	953	922	-	926
	接種率 (%)	95	80	94	86	97
水痘	接種者 (人)	900	964	911	875	854
	接種率 (%)	40	91	94	88	91
B型肝炎	接種者 (人)	-	-	-	1,334	1,206
	接種率 (%)	-	-	-	85	88

資料：健康福祉課

※水痘は平成 26(2014)年 10 月から、B 型肝炎は平成 28(2016)年 10 月から実施

3. 母子保健の取組

(1) 安心して妊娠・出産できる体制づくり

No.	取組	内容	担当部署
109	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をされた方に対して母子健康手帳や妊婦健康診査の受診券及びマタニティマークを交付するとともに、父子手帳、おむつ等のサンプル、情報誌等を配布します。また、届出時の保健師等による面接では、妊娠・出産に関する相談に応じ、「支援を要する妊婦」に対しては、早期に支援を開始します。	健康福祉課
110	妊婦健康診査の実施	妊娠に伴う合併症及び胎児異常の早期発見や治療を目的に健康診査を実施するとともに、妊婦の経済的な負担軽減のため、妊婦健康診査における費用を助成します。なお、里帰り出産など府外医療機関等で受診した場合は償還払いにて費用を助成します。	健康福祉課
111	両親教室の開催	妊婦とその家族を対象に、沐浴実習や父親の妊婦体験、栄養士による離乳食ミニ実習、歯科衛生士によるブラッシング指導、助産師による出産・育児に関する講話などを実施します。助産師による個別相談にも対応するなど、妊娠期の健康と出産後の子育ての支援を行っています。	健康福祉課
112	妊産婦相談の実施	妊娠中を健康に過ごし、安心して出産を迎えるため、電話、面接、訪問等により、助産師、保健師等が妊娠期から産じょく期における様々な相談に応じます。 平成 29(2017)年度から「助産師のすこやかサロン」を個別及び集団で実施しており、今後も母親同士が育児に関する悩み事を共有できる場を提供し、育児不安の軽減を図ります。	健康福祉課
113	ハイリスク妊婦や支援の必要な妊婦へのフォロー体制の構築	妊娠届出時のアンケートや面接内容を基にアセスメントシートを作成し、関係機関と連携して必要な支援を行います。今後もハイリスク妊婦の早期把握を行うとともに、各関係機関の連携を強化し、要養育支援者に関する情報の共有化を図るなど、適切な支援が行える体制づくりに取り組みます。	健康福祉課
114	周産期医療機関との連携の強化	医療機関と連携体制を強化して要養育支援者の早期把握を行い、保育所等関係機関とも連携して要養育支援者の妊娠、出産、育児等に関して切れ目のない適切な支援を実施します。	健康福祉課

No.	取組	内容	担当部署
115	思春期の保健対策の充実	思春期特有の心身の特徴や健康上の問題に対応するため、思春期保健に関する適切な情報提供及び啓発を行っています。学校との連携を深めて、思春期の健康教育の取組を検討します。	健康福祉課 指導課
116	子育て世代包括支援センターの設置	保健師等が、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、支援プランの策定や、関係機関との連携による情報提供や助言などを行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。	健康福祉課
117	産後ケア事業の実施	出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定等のため、出産直後から医療機関と連携して宿泊型及びデイサービス型により専門職が身体的ケア、授乳等の保健指導等を行います。	健康福祉課
118	産婦健康診査の実施	産後うつ等の予防のため、産後2週間、産後1か月の産後間もない時期の産婦の健康診査における費用を助成します。2回の受診を促進して、健康診査の結果に応じた適切なケアや支援に努めます。	健康福祉課
119	妊婦歯科健康診査の実施	妊婦の健康維持のため、妊娠中の歯科健康診査費用を助成します。妊娠届出時の面接で事業の周知を図り、受診勧奨を行います。	健康福祉課

(2) 子どもの健全育成と育児不安の軽減

■ 子どもの心身の発達を支援する体制の充実

No.	取組	内容	担当部署
120	新生児訪問指導・助産師のすこやか訪問の実施	生後28日以内の新生児のいる家庭に助産師が訪問し、新生児の発育・発達、授乳、病気の予防などの子育てについての相談指導と産婦自身の健康管理相談を実施しています。平成29(2017)年度から対象を拡大し、生後4か月頃までをすこやか訪問として実施しています。 訪問による保健指導が継続的に実施できるよう事業の啓発を行うとともに、助産師等の専門職を活用し、継続的・包括的な支援を行います。	健康福祉課
121	乳児家庭全戸訪問（乳児早期訪問）	生後2、3か月頃の乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、乳児の発育・発達、授乳、病気の予防（予防接種）などの相談に応じています。 育児不安などで支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携して継続的な訪問等の支援を実施します。	健康福祉課

No.	取組	内容	担当部署
122	未熟児訪問指導の実施	出生時の体重が 2,500 g 未満の子どもがいる家庭を対象に、保健師等が訪問や電話により、乳児の発育についての助言をし、相談に応じます。	健康福祉課
123	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、集団・個別により健康診査を実施します。また、未受診者の把握を行い、受診勧奨を行って市の全乳幼児家庭の把握に努めます。	健康福祉課
124	経過観察健康診査の実施（予約クリニック・発達相談）	乳幼児健康診査等で発育・発達について経過観察が必要な乳幼児に対し、小児科医師や心理職による健康診査を行うとともに、各関係機関と連携し継続的な支援を行います。ニーズの高い発達相談を充実させるために、心理職を活用して、継続的な支援に努めます。	健康福祉課
125	歯科健康診査・歯科保健指導の実施	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象として、乳歯の完成期に当たる時期に、健康な歯を作るための食生活や虫歯予防の大切さなどを学ぶため、歯科健康診査を実施します。また、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康診査ではカリオスタット検査を実施し、その結果により、必要に応じて保健指導を実施します。	健康福祉課
126	親子教室の開催	初めての育児で不安等のある乳児のいる保護者を対象に、親子教室を開催して育児に自信が持てるよう、また、参加者同士の交流を深められるよう支援します。さらに、1歳6か月児健康診査後、発達面や養育上の問題等で支援が必要な幼児を対象に、子育て支援センターと共催で親子教室を開催し、保護者の相談に応じるなど、子どもの発達を促すための支援を実施します。	健康福祉課 こども政策課
127	虐待予防対策の充実	児童虐待の未然防止を目的に、妊娠届や訪問、健康診査等の全ての保健事業において、児童虐待防止の視点を持って保護者の相談に応じ、支援が必要な家庭の早期発見と育児不安の軽減に努めます。 今後は、子育て世代包括支援センターで、情報の一元把握を行い、支援の必要なケースについては、支援プランを策定し、関係機関と連携して継続的・包括的な支援を行います。	健康福祉課 こども政策課
128	事故防止対策の充実	乳幼児期の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査、訪問指導、健康教育等の保健事業を通して、屋内外での乳幼児期の事故の特徴や、月齢に応じた事故予防のための情報提供や助言などの健康教育を行います。	健康福祉課
129	未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を助成します。	健康福祉課

No.	取組	内容	担当部署
130	予防接種事業の実施	乳幼児等を対象に感染症の発生及びまん延を防ぐため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施します。予防接種に対する正しい理解を促し、未接種者に対しては、接種勧奨を実施し、接種率の向上を図ります。	健康福祉課
131	小児救急医療の充実	子どもの急病に対応するため、中河内医療圏（東大阪市、八尾市、柏原市）の小児初期救急診療体制を確保します。引き続き圏域内の救急診療体制を確保します。	健康福祉課
132	新生児聴覚検査の助成	先天性聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげて聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、新生児聴覚検査に必要な費用の一部を助成します。	健康福祉課

■ 健やかに育つための学習・相談の機会の充実

No.	取組	内容	担当部署
133	すくすく講座の開催	就園前までの乳幼児と保護者を対象とした、歯の健康や事故予防などの健康講座を開催し、乳幼児の発達や育児についての知識を普及します。	健康福祉課
134	離乳食講習会の開催	離乳期を4段階で分けた講習会を実施して、離乳がスムーズに進むよう保護者を支援します。また、育児不安を持つ保護者に対しては個別に支援を行います。	健康福祉課
135	幼児食講習会の開催	子どもが食に対する関心を深め、正しい食習慣を身につけることができるよう、1歳6か月～3歳6か月頃の幼児と保護者を対象に食に関する講習会を開催し、簡単なメニューの紹介や子どもの好き嫌いへの対応など、食に関する工夫を伝えます。また、幼児食の試食や食に関する相談に応じます。	健康福祉課
136	子どもの健康相談の実施	子どもの発育・発達における疑問の解消及び育児不安の解消のため、乳幼児の身長・体重測定、授乳や栄養、歯科、予防接種などの相談会を実施します。 平成28(2016)年度以降、つどいの広場においても開催し、気軽に相談できる体制の構築に努めています。	健康福祉課 こども政策課

■ 地域における子育て支援の充実

No.	取組	内容	担当部署
137	幼稚園、保育所等での食育の推進	小さい頃から食に興味を持ち、食に対して正しい判断、行動ができるよう、幼稚園、保育所等を中心に食育に関する出前講座を実施しています。	健康福祉課 こども育成課
138	地域の子育てサロン等における出前講座の開催	地域の子育てサロンにおいて、乳幼児の感染症、事故予防、発達、発育など、参加者の希望に応じた出前講座を実施し、正しい知識の普及に努めています。	健康福祉課

4. 母子保健に関する取組一覧

	手続等	健康診査	訪問	教室・相談
妊 娠	妊娠届 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健診受診券の発行 ・マタニティマークの交付 ・父子手帳の交付	妊婦健康診査 (全14回)	保健師訪問* (妊娠期～随時)	両親教室 妊産婦 相談
出 生	未熟児養育医療の給付 (該当者のみ)		新生児訪問指導 (生後28日まで)	
1 か 月		乳児一般健診 (1か月健診)	すこやか訪問	
2 か 月	定期予防接種の開始* (個別接種)	経過観察健診* ・予約クリニック ・発達相談	乳児早期訪問 (乳児家庭全戸 訪問事業)	子どもの 健康相談*
3 か 月				
4 か 月		4か月児健診	4か月児健診 未受診者訪問	ひよこ教室 (1歳未満) 離乳食講習会 (乳児相談会) すくすく講座
10 か 月		乳児後期健診 (9か月～1歳未満)		
1 歳 6 か 月		1歳6か月児健診 ・歯科健診	1歳6か月児健診 未受診者訪問	コアラ教室 (1歳6か月 ～2歳未満) 1歳7か月児 歯科フォロー教室
2 歳 6 か 月		2歳6か月児歯科 健診		2歳7か月児 歯科フォロー教室
3 歳 6 か 月		3歳6か月児健診 ・歯科健診	3歳6か月児健診 未受診者訪問	

※妊娠期から子育て期まで、電話・訪問・面接にて随時、相談に応じています。

※★がついているものに関しては就学前まで継続して実施しています。

第7章 教育・保育及び地域子育て支援事業の計画

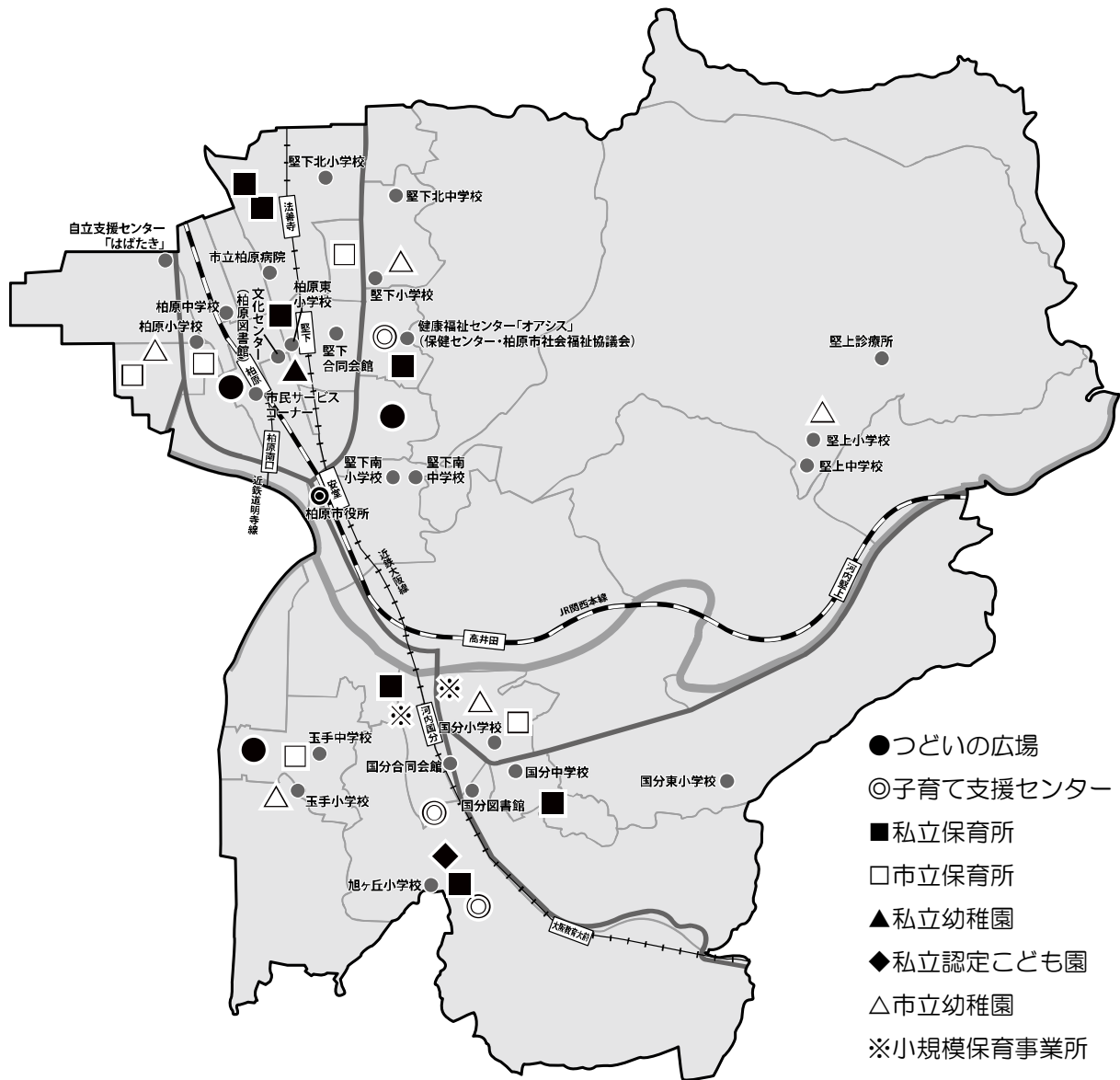
1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たり、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として、地域の実情に応じ、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が定める区域となっています。

柏原市では、市域や人口規模等を考慮し、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定め、市全域で「量の見込み」に対する「確保方策」を整備していきます。

【教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援施設の位置】



2. 量の見込みの算出について

国が示すニーズ調査結果を用いた算出手順により算出した量の見込みに対して、第1期計画の実績、地域特性や施設整備等の状況を勘案した補正を行います。

(1) 認定区分

教育・保育施設を利用する子どもに対して、家庭の状況（保護者の就労状況等）により、保育の必要性を認定します。

認定区分		保育の必要性	対象児童
1号認定	教育標準時間認定	必要なし	3～5歳児
2号認定	保育認定	必要あり	3～5歳児
3号認定	保育認定	必要あり	0～2歳児

(2) 家庭類型

ニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況に基づき、タイプAからタイプFの8種類に類型化し、母親の就労希望を反映させた“潜在的家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親	母親		パートタイム就労 (産休・育休等を含む)			未就労
	ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休等を含む)	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親	タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休等を含む)	120時間以上	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
	120時間未満 64時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	64時間未満	タイプC'				
未就労			タイプD		タイプF	

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
 - タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 - タイプC : フルタイム・パートタイム（就労時間：月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）共働き家庭
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム（就労時間：月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）共働き家庭
 - タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）
 - タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- ※産前・産後・育児・介護休業取得中の人も就労しているとみなして分類しています。

(3) 量の見込みの算出項目

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
1	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分） 【1号認定】	専業主婦(夫)家庭 就労時間が短い家庭	3～5歳児
2	保育所、認定こども園（保育所部分）等 【2・3号認定】	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳児

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童等
1	利用者支援事業	全ての家庭	—
2	時間外保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	就学前まで
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	就園奨励費対象となる私立幼稚園に子どもを通わせる一定収入以下の家庭	左記家庭の園児及び第3子以降の園児
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全ての家庭	—
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	ひとり親家庭 共働き家庭	小学校1～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全ての家庭	1歳6か月～18歳
7	乳児家庭全戸訪問事業	全ての家庭	生後2～3か月
8	養育支援訪問事業 （養育支援訪問、育児援助・家事援助事業）	全ての家庭	出産後8週（育児援助・家事援助事業）
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	全ての家庭	—
9	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター、つどいの広場）	全ての家庭	就園前 （子育て支援センター） 4歳児未満 （つどいの広場）
10	一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園利用の家庭	3～5歳児
	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	全ての家庭	就学前まで
11	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	小学校6年生まで
12	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	全ての家庭	小学校6年生まで
13	妊婦健康診査	全ての家庭	妊娠中の人

3. 教育・保育の量の見込み

(1) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分（幼稚園、認定こども園）です。

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年5月1日）

幼稚園	公立5園	柏原西幼稚園、堅下幼稚園、堅上幼稚園、国分幼稚園、玉手幼稚園
	私立1園	第二白鳩幼稚園
認定こども園	私立1園	関西女子短期大学附属幼稚園（幼稚園型認定こども園）

【実績】（人・か所）

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用実績	柏原市児童	677	689	700	629	600
	他市児童	319	297	288	288	267
	合計①	996	986	988	917	867
確保実績	特定教育・保育施設※1	250	250	250	445	445
	上記以外の施設※2	462	468	468	273	273
	市外施設	358	352	352	352	352
	合計②	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
過不足（②－①）		74	84	82	153	203
市内実施か所数		8	8	7	7	7

※1 子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」の対象となる施設

※2 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園

【量の見込みと確保の内容】（人・か所）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	1号認定	446	430	412	396	383
	2号認定相当※3	210	203	194	186	181
	合計①	656	633	606	582	564
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	413	577	577	577	577
	上記以外の施設	260	260	260	260	260
	市外施設	30	30	30	30	30
	合計②	703	867	867	867	867
過不足（②－①）		47	234	261	285	303
市内実施か所数		7	7	7	7	7

※3 保護者の就労時間が2号認定相当の時間でも幼稚園の利用のみを希望する場合は、1号認定となります。

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

○公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画に基づき、認定こども園への移行を促進します。

(2) 保育所、認定こども園（保育所部分）等【2・3号認定】

保育を必要とする0～5歳（2号認定（3～5歳）及び3号認定（0～2歳））の認定区分（保育所、認定こども園）です。

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年4月1日）

認可保育所 認定こども園 （特定教育・保育施設） 小規模保育事業所 （特定地域型保育事業所）	公立5園	柏原保育所、国分保育所、円明保育所、堅下保育所、柏原西保育所
	私立10園	南河学園附属国分保育園、かしわ保育園、まどか保育園、北阪保育園、みずほ保育園、旭丘まぶね保育園、法善寺保育園 関西女子短期大学附属幼稚園（幼稚園型認定こども園）、にしむら小児科 小規模保育室「つくし」、ニチイキッズ柏原保育園

【実績】（人・か所）

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用実績	2号認定（3～5歳）	791	778	796	803	791
	3号認定（0～2歳）	461	492	516	540	508
	合計①	1,252	1,270	1,312	1,343	1,299
確保実績	2号認定（3～5歳）	891	874	874	928	928
	3号認定（0～2歳）	505	518	518	518	552
	合計②	1,396	1,392	1,392	1,446	1,480
過不足（②－①）		144	122	80	103	181
市内実施か所数		14	14	14	15	15

【量の見込みと確保の内容】（人・か所）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	2号認定（3～5歳）	733	706	678	650	630
	3号認定（1・2歳）	433	420	418	403	390
	3号認定（0歳）	85	82	79	77	74
	合計①	1,251	1,208	1,175	1,130	1,094
確保方策 (提供量)	2号認定（3～5歳）	874	804	804	804	804
	3号認定（1・2歳）	434	453	453	453	453
	3号認定（0歳）	108	114	114	114	114
	合計②	1,416	1,371	1,371	1,371	1,371
過不足（②－①）		165	163	196	241	277
市内実施か所数		15	15	15	15	15

【確保の方策】

- 現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。
- 保育環境の充実に努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(基準日；各年3月31日)

【実績】 (か所)

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実施状況	事業の実施なし				

【量の見込みと確保の内容】 (か所)

		令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
※1 量 の 見 込 み	基本型※2・特定型※3	1	1	1	1	1
	母子保健型※4	1	1	1	1	1
	合計①	2	2	2	2	2
(提供量) 確保 方 策	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	合計②	2	2	2	2	2
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

※1 国の示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、「基本型・特定型」「母子保健型」に分けて量の見込みを算出しました。

※2 基本型：子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施すること。

※3 特定型：待機児童の解消を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施すること。

※4 母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を構築すること。

【確保の方策】

○柏原市では、市役所窓口保育士を配置し、実態として利用者支援事業（基本型）の内容に近い業務を行っていますが、専任職員ではないため、専任職員を配置できるよう検討します。

○令和 2(2020)年度から子育て世代包括支援センターにおいて、利用者支援事業（母子保健型）を実施します。

(2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年3月31日）

15か所	柏原保育所、国分保育所、円明保育所、堅下保育所、柏原西保育所、 南河学園附属国分保育園、かしわ保育園、まどか保育園、北阪保育園、みずほ保育園、 旭丘まぶね保育園、法善寺保育園、関西女子短期大学附属幼稚園、 にしむら小児科 小規模保育室「つくし」、ニチイキッズ柏原保育園
------	---

【実績】（人・か所）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用実績①	367	336	434	426	453
確保実績②	367	336	434	426	453
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
市内実施か所数	14	14	14	15	15

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】（人・か所）

	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み①	623	602	585	563	545
確保方策（提供量）②	1,392	1,421	1,421	1,421	1,421
過不足（②－①）	769	819	836	858	876
市内実施か所数	15	15	15	15	15

【確保の方策】

○現在の提供体制を維持していきます。また、保護者の就労形態の多様化により、保育需要も多様化していることから、引き続き、その拡充について検討していきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などの実費徴収費用を低所得で生計が困難である世帯に対し助成する事業です。今後も国の動向に応じ、助成を検討していきます。

令和元(2019)年10月から実施された幼児教育・保育の無償化の一環として、従来の就園奨励費の対象となる私立幼稚園に通園している年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の園児のいる世帯への副食費（おかず）相当額の助成が新たに追加されました。子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園に通う子どもとの公平性の観点から幼児教育・保育の無償化の開始に合わせて対象世帯への副食費（おかず）相当額の助成を行います。

（基準日；各年3月31日）

【量の見込みと確保の内容】（人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
副食費相当額の助成対象者	51	49	47	45	44

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。民間事業者等の参入の促進に関しては今後手段を検討していきます。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年5月1日）

10か所	柏原小学校、柏原東小学校、堅下小学校、堅上小学校、国分小学校、玉手小学校、堅下北小学校、堅下南小学校、旭ヶ丘小学校、国分東小学校
------	--

【実績】（人・校）

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用実績	低学年	584	623	588	601	610
	高学年	71	117	156	192	189
	合計①	655	740	744	793	799
確保実績②		775	775	1,060	1,060	1,060
過不足（②－①）		120	35	316	267	261
市内実施か所数		10	10	10	10	10

【量の見込みと確保の内容】（人・校）

		令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み	1年生	257	249	243	234	227
	2年生	229	222	216	208	202
	3年生	180	174	170	164	159
	4年生	122	118	115	111	108
	5年生	54	52	51	49	48
	6年生	31	30	29	28	27
	合計①	873	845	824	794	771
確保方策（提供量）②		1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
過不足（②－①）		187	215	236	266	289
市内実施か所数		9	9	9	9	9

【確保の方策】

○令和元(2019)年度末をもって廃校となる国分東小学校の受入先である国分小学校において国分東小学校と同数の定員を確保し、現在の提供体制を維持していきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年3月31日）

6か所	南河学園、 武田塾（地域小規模児童養護施設三郷ホーム、地域小規模児童養護施設勢野北ホーム、 分園型小規模グループケア勢野西ホームを含む計4か所）、 ルフレ八尾
-----	--

【実績】（人日・か所）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用実績①	5	0	19	2	10
確保実績②	5	0	19	2	10
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
市内実施か所数	3	3	3	3	6

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】（人日・か所）

	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み①	24	24	24	24	24
確保方策（提供量）②	60	60	60	60	60
過不足（②－①）	36	36	36	36	36
市内実施か所数	6	6	6	6	6

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持し、今後必要なときに利用できるよう調整を図っていきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2～3か月頃の乳児のいる家庭に保健師又は看護師が訪問し、乳児の発育、発達、授乳、病気の予防（予防接種）などの子育てに関する情報提供を行う事業です。

（基準日；各年3月31日）

【実績】（人・件）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実績（出生数）	509	461	472	420	395
訪問数	494	444	451	407	383
実施体制	保健師又は看護師による訪問を行いました。 各年おおむね 95%以上と会うことができおり、里帰り、転出、施設入所、拒否等で訪問できないこともありましたが、そのような場合には、訪問の案内文と情報提供用の冊子等を投函し4か月健康診査で面接をしています。				

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】（人・件）

	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み	424	409	395	383	368
確保方策（訪問数）	424	409	395	383	368

【確保の方策】

○母子健康手帳交付時の面接において信頼関係の構築に努め、特に育児負担感が増す生後2～3か月頃の全戸訪問を推進していきます。

(8) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(基準日；各年3月31日)

【実績】 (人)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
事業実績	養育支援訪問事業	15	6	13	14	15
	育児援助・家事援助事業	3	2	1	5	4
	合計	18	8	14	19	19

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】 (人)

		令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み	養育支援訪問事業	15	15	15	15	15
	育児援助・家事援助事業	4	4	4	4	4
	合計	19	19	19	19	19
(提供量) 確保方策	養育支援訪問事業	15	15	15	15	15
	育児援助・家事援助事業	4	4	4	4	4
	合計	19	19	19	19	19

【確保の方策】

○児童虐待の未然防止と早期発見のため、養育支援が特に必要と認められた家庭に対して養育支援訪問事業をより効果的に活用できるよう、当該家庭との関係づくりを行います。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。複雑で対応困難なケースが増加しているため、年々職員の専門性とスキルアップが求められています。

令和 2(2020)年度からは子ども家庭総合支援拠点を開設し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援を行い、調整機関として関係機関の連携強化と専門性強化に努め、児童への虐待に対して、適切かつ早期の対応を図ります。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年3月31日）

6か所	つどいの広場	柏原つどいの広場「ほっとステーション」、 玉手つどいの広場「たまたまばこ」、親子広場「ドレミファごんちゃん」
	子育て支援センター	スキップKIDS、ハローKIDS、ハーモニー

【実績】（月当たりの延べ人数（乳幼児）・か所）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用実績①	2,252	2,308	2,202	1,831	2,167
確保実績②	2,252	2,308	2,202	1,831	2,167
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
市内実施か所数	6	6	6	6	6

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】（月当たりの延べ人数（乳幼児）・か所）

	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み①	3,250	3,123	3,024	2,968	2,864
確保方策（提供量）②	4,052	4,052	4,052	4,052	4,052
過不足（②－①）	802	929	1,028	1,084	1,188
市内実施か所数	5	5	5	5	5

※ 公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期修正】（その2）のとおり、令和元(2019)年度末をもって「ハローKIDS」は閉所します。

【確保の方策】

○事業の積極的な広報活動を行い、良質かつ適切な施設の環境づくりや、子育ての不安や悩みの相談を受ける場として、引き続き利用者に寄り添う支援に努めます。また、利用者支援事業等との連携を強化し、切れ目のない支援に取り組みます。

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園における在園児を対象とした預かり保育、それ以外の一時預かりで区分しています。

① 一時預かり（幼稚園型）

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年3月31日）

7か所	柏原西幼稚園、堅下幼稚園、堅上幼稚園、国分幼稚園、玉手幼稚園 第二白鳩幼稚園、関西女子短期大学附属幼稚園
-----	---

【実績】（人回・か所）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用実績①	20,188	21,793	23,024	19,194	21,102
確保実績②	20,188	21,793	23,024	19,194	21,102
過不足（①－②）	0	0	0	0	0
市内実施か所数	8	8	7	7	7

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】（人回・か所）

	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み①	22,766	21,933	21,037	20,187	19,546
確保方策（提供量）②	47,955	55,148	55,148	55,148	55,148
過不足（①－②）	25,189	33,215	34,111	34,961	35,602
市内実施か所数	7	7	7	7	7

【確保の方策】

○幼児教育・保育の無償化に伴い、今後需要の増加が見込まれます。今後も、幼稚園における預かり保育に対する支援を継続し、公立幼稚園の認定こども園化によって預かり保育事業の拡充に努めます。

② 一時預かり（幼稚園型を除く）

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年3月31日）

7か所	南河学園附属国分保育園、北阪保育園、みずほ保育園、 柏原つどいの広場「ほっとステーション」、 南河学園（トワイライトステイ）、武田塾（トワイライトステイ）、 かしわらファミリー・サポート・センター（就学後の預かりを除く）
-----	---

【実績】（人回・か所）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実績①	823	951	789	897	886
確保量②	823	951	789	897	886
過不足（②－①）	0	0	0	0	0
市内実施か所数	7	7	7	7	7

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】（人回・か所）

	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み①	951	919	896	864	835
確保方策（提供量）②	4,382	4,382	4,382	4,382	4,382
過不足（②－①）	3,431	3,463	3,486	3,518	3,547
市内実施か所数	7	7	7	7	7

【確保の方策】

○多様化する市民の保育ニーズに応えられるよう、受入体制の強化等により保育環境を整え、より一層安心して利用しやすい事業の実施に努めていきます。

(11) 病児保育事業

病児・病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年3月31日）

1か所	にしむら小児科 病児・病後児保育室「げんきっ子」
-----	--------------------------

【実績】（人日・か所）

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実績	病児対応型	324	557	573	679	752
	病後時対応型	133	240	290	204	195
	合計①	457	797	863	883	947
確保量②		457	797	863	883	947
過不足（②－①）		0	0	0	0	0
市内実施か所数		1	1	1	1	1

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】（人日・か所）

		令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量 の 見 込 み	病児対応型	832	853	874	894	921
	病後児対応型	212	212	212	212	212
	合計①	1,044	1,065	1,086	1,106	1,133
確保方策（提供量）②		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
過不足（②－①）		396	375	354	334	307
市内実施か所数		1	1	1	1	1

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できていますが、利用実績が増え見込みも増加しているため、現在の提供体制を維持しつつ、供給量の拡充についても検討を行います。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（就学前の預かりを除く。）

【現在の実施状況（令和元(2019)年度）】（基準日；各年3月31日）

1か所	柏原市社会福祉協議会
-----	------------

【実績】（人日）

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実績①	185	197	204	146	176
確保量②	185	197	204	146	176
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】（人日）

	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み①	145	137	133	127	123
確保方策（提供量）②	625	625	625	625	625
過不足（②－①）	480	488	492	498	502
市内実施か所数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

○援助会員の研修を充実させ、安全で安心な事業運営に努めます。安定的な相互援助の仕組みを提供できるよう、また、依頼会員・援助会員双方にとってより一層利用しやすい事業となるように、引き続き援助会員の減少抑制及び確保の対策を講じ、継続的で安定的な事業実施に努めていきます。

(13) 妊婦健康診査

妊娠に伴う合併症及び胎児異常の早期発見や治療を目的に実施する事業です。妊婦の経済的な負担の軽減のため、母子健康手帳交付時に受診券を配布するなど、妊婦健康診査における費用を助成します。(里帰り出産等、府外医療機関等で受診した場合は償還払いで対応しています。)

(基準日；各年3月31日)

【実績】 (人・回)

		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実績	対象人数	785	773	709	689	660
	健診回数	6,067	5,883	5,379	5,319	5,057

※ 令和元(2019)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】 (人・回)

		令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	令和 6 (2024)年度
量の見込み	対象人数	678	654	632	613	589
	健診回数	5,195	5,011	4,843	4,697	4,513

【確保の方策】

○妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、公費負担助成により、定期的な受診を促進します。

5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、年齢によっては保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

柏原市では、平成30(2018)年度には関西女子短期大学附属幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行し、その後、保育の受け皿拡大のための支援を行いました。また、令和3(2021)年4月の開園を目指し、公立認定こども園の整備を進めています。

保育需要と供給体制のバランスを勘案しながら、平成28(2016)年7月に策定した「公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画」に基づき、認定こども園化を促進していきます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

柏原市では、「柏原市教育・保育カリキュラム」を策定し、公私立の幼稚園、保育所の園児・児童、幼稚園教諭・保育士の交流を積極的に行い、また、認定こども園、幼稚園、保育所等が合同で研究会を開催するなどして、市内全域で質の高い教育・保育が提供できるよう努めました。

引き続き、市全体で質の高い教育・保育の提供が行えるよう、職員の資質向上を目的とした研修や研究会を積極的に開催し、幼児教育や子育て支援の推進に取り組んでいきます。

(3) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携の推進

認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂により、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が明確にされ、小学校との円滑な接続について配慮しなければならないと規定されました。

柏原市では、就学を見据えた幼児教育の実施や特別な配慮が必要な子どもに関し、認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校とで情報交換や連携に取り組んでいます。今後このような取組を継続して実施し、保幼小連携を推進していきます。

第8章 計画の推進

1. 子どもを取り巻くパートナーシップの構築

子どもにとっての最善の利益を優先するという視点に立った、子どもと子育て家庭に対する支援には、行政、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校はもとより地域で活動する団体や市民、企業や地域の商業者、医療関係者、地域の大学など、様々な人と機関がそれぞれの立場に応じた役割を担う必要があります。

子どもの育ちと保護者の子育て・親育ちを支えるために、子どもと子育て家庭に関わる全ての人々が対等なパートナーシップに基づき、連携・協力する社会意識の醸成と仕組みづくりを進めます。

2. 庁内連携体制の強化

母子保健分野が中心となる子育て世代包括支援センターに加えて、児童福祉が中心となる子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けて取り組み、両機関が相互補完的に強固な連携体制を構築するとともに、外部の関係機関も含めて分野横断的な調整機能を発揮することを目指します。

また、本計画における関連事業は、児童福祉、母子保健分野のみならず、学校教育、社会教育、医療、障害福祉、労働、産業振興、まちづくりなど多岐の分野にわたることから、計画の推進に当たっては、関連分野と相互に連携・協力し、総合的に取り組むことが求められます。さらに、支援の必要性や緊急度が高いケースにも対応できる即応性のある支援体制が必要です。

庁内関係各課との情報共有を密にし、日常的にも連携を図りながら、誰ひとり取り残さない支援体制を目指します。

3. 国や大阪府の機関との相互連携の推進

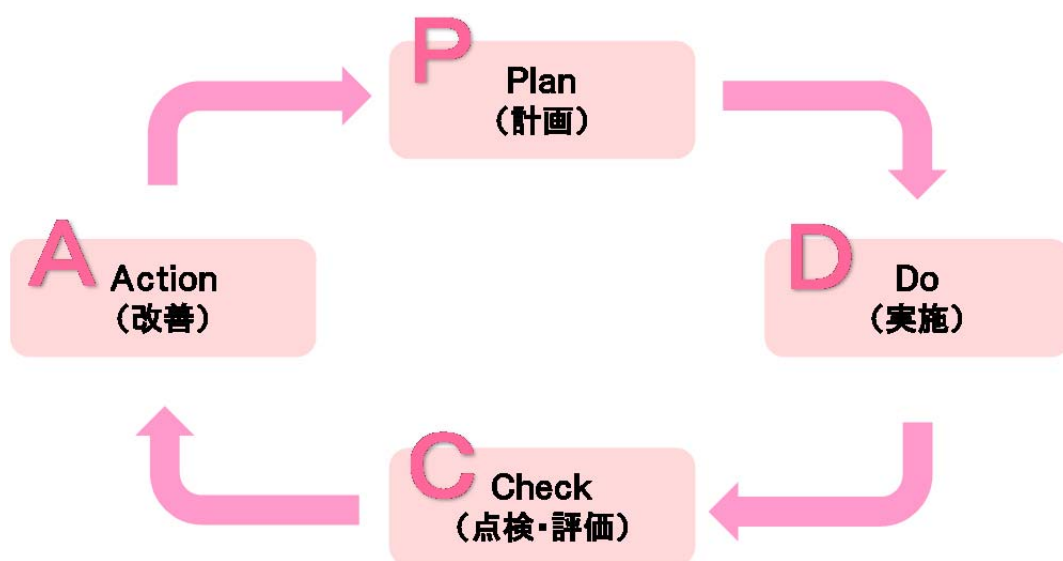
医療や福祉分野、労働分野、司法、警察など国や大阪府の機関との連携体制の構築に積極的に取り組みます。また、奈良県に隣接するという柏原市の地域性により、必要に応じて、府県を超えた連携・協力の必要性も念頭に置いて、近隣市町との関係づくりに取り組みます。広域調整が必要な事項については、大阪府等の協力を得ながら、柏原市の子どもと子育て家庭の福祉の増進に努めます。

4. 計画の進行管理

定期的に計画の進行状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施することで、計画の実効性を高めます。

計画の確実な運営と推進を図るため、計画担当課であることも政策課が中心となり、各関係課と調整を図りながら、目標の設定と取組の実行、評価と改善策の検討を一連の流れとしたPDCAサイクルのプロセスを踏まえた計画の進行管理の実施に努めます。

また、必要に応じ、子ども・子育て会議において、計画の見直し・改善を検討します。



資料編

1. 柏原市子ども・子育て会議条例

○柏原市子ども・子育て会議条例

平成25年7月5日

条例第14号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、柏原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、同条第3項の規定によりその組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者
- (7) 公募により選考された市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び部会委員を置き、それぞれ委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

2. 柏原市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	団 体 名 等
子ども・子育て支援に関し識見を有する者	小松 孝至	大阪教育大学教育学部准教授
子どもの保護者	柴田 裕紀子	柏原市放課後児童会連絡会代表
労働者を代表する者	住本 和弥	柏原市労働組合協議会代表
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	田中 昌之	柏原市私立幼稚園代表 (第二白鳩幼稚園園長)
子ども・子育て支援に関し識見を有する者	谷向 みつえ	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
子ども・子育て支援に関する団体に属する者	西 育代	主任児童委員
子ども・子育て支援に関し識見を有する者	西村 龍夫	柏原市医師会代表
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤井 謙昌	柏原市民間保育園協議会代表 (みずほ保育園園長)
子どもの保護者	藤宇 敦子	PTA 協議会幼・小・中交流部会会長
公募により選考された市民	二葉 義広	柏原市民代表 (公募)

※五十音順 敬称略

3. 柏原市子ども・子育て会議開催状況

回	年月日	案件
第14回	平成30(2018)年 12月12日(水)	(1) 柏原市子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定のためのアンケート調査項目について (2) 柏原市子ども・子育て支援事業計画(第1期)の進捗状況について (3) 認定こども園関西女子短期大学附属幼稚園の利用定員の変更について (4) (仮称)かしわら認定こども園整備進捗状況及び今後の公立幼稚園及び公立保育所再編整備について (5) その他
第15回	平成31(2019)年 3月14日(木)	(1) 柏原市子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定のためのアンケート調査結果について (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出結果について (3) 放課後児童会の時間延長について (4) その他
第16回	令和元(2019)年 7月8日(月)	(1) 第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画について (2) 幼児教育・保育の無償化について (3) その他
第17回	令和元(2019)年 10月4日(金)	(1) 報告事項 (2) 第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画について (3) その他
第18回	令和元(2019)年 12月6日(金)	(1) 公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期修正】(案)について (2) (仮称)かしわら認定こども園新築工事説明会開催のご報告 (3) 第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画について (4) その他
第19回	令和2(2020)年 2月13日(木)	(1) 公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画についてご報告 (2) 柏原市こども未来プラン(第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画)(案)へのパブリックコメント実施結果 (3) 第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画について (4) その他

※第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる開催状況



柏原市こども未来プラン

第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2(2020)年3月

編集：柏原市健康福祉部こども政策課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話 (072)972-1501(代表)